校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和８年度
（2026年度）

決 算 常 任 委 員 会
文教市民分科会記録

会議日　10月14日（水）

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日　　時

令和８年（2026年）10月14日（水）

開会　　午前10時　　閉会　　午後５時39分

○場　　所

全員協議会室

○出席委員

委員長	井上真佐美	副委員長	林　恭広
委員	後藤恭平	委員	後藤久美子
委員	野田泰弘	委員	塩見みゆき

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

副市長	春藤尚久	副市長	辰谷義明
教育長	大江慶博		
［行政経営部］			
次長	吉川祐輝	企画財政室参事	中村暢之
［市民部］			
部長	岡松道哉	市民相談室長	山谷竜也
総括参事	竹原けえ子	千里出張所長	荒井幸彦
交流活動館長	新杼明宏	市民相談室参事	田中満明
市民室参事	村井大介	市民相談室主幹	村山暢彦
市民室主幹	松本恵介	市民室主幹	福井比呂絵
交流活動館長代理	伊藤悦史	男女共同参画センター所長代理	湯川武俊
市民自治推進室主幹	大東良平	人権政策室主査	稲垣　優
男女共同参画センター主査	中村志磨		
［都市魅力部］			
部長	脇寺一郎	文化スポーツ推進室長	中嶋花苗
シティプロモーション推進室参事	木村匡志	文化スポーツ推進室参事	林　勝
地域経済振興室主幹	渡辺翔吾	シティプロモーション推進室主幹	木村　剛
シティプロモーション推進室主幹	田邊稔規	文化スポーツ推進室主幹	岡　遥
文化スポーツ推進室主幹	山形千晴	地域経済振興室主査	二階堂　希

文化スポーツ推進室係員	松本逸揮		

［学校教育部］

部長	大山達也	教育監	植田聡
教育未来創生室長	武井祐二	学校管理課長	砂川智和
教育未来創生室参事	福永昌高	教育未来創生室参事・指導主事	佐藤弘宜
教育未来創生室参事	西口崇	保健給食室参事・指導主事	漆畑敦史
保健給食室参事	伊東昌宏	学校教育室参事・指導主事	荒木大輔
教育センター参事	西村加奈	参事	大友瑞穂
教育総務室主幹	長尾和樹	学校管理課主幹	片岡慎太朗
学校管理課主幹	嶺岸智子	学校管理課主幹	仲田理恵
保健給食室主幹	山村由記子	保健給食室主幹	新屋美香
学校教育室主幹	樋口雅俊	学校教育室主幹・指導主事	島野良太
学校教育室主幹・指導主事	船橋壮	学校教育室主幹・指導主事	栗林秀明
学校教育室主幹・指導主事	川添龍次	学校教育室主幹・指導主事	福岡裕太
教職員課長代理・指導主事	前田壮賢	教育センター所長代理・指導主事	小林重信
教育センター主幹・指導主事	冨士谷彩香	教育センター主幹	辻本恭子

［地域教育部］

部長	二宮清之	次長	堀哲郎
青少年室長	国本光弘	文化財保護課長	關尚子
青少年クリエイティブセンター館長	曽我明史	青少年室参事	田中隆博
放課後子ども育成室参事	日比康二	放課後子ども育成室参事	芦田宏志
青少年室主幹	佐野直樹	青少年クリエイティブセンター館長代理	西口拓
文化財保護課主査	立岡宏美	青少年室主査	村中亮平
青少年室主査	西田伸幸	まなびの支援課主任	田畑千恵

○議会事務局出席職員

主査	新宮航平	主任	鈴木健将
主任	古河輝		

○付議事件

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
（文教市民分科会分担分）

認定第４号　令和７年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

（署名又は押印）委員長＿＿＿

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

（午前10時　開会）

○井上真佐美委員長　ただいまから決算常任委員会文教市民分科会を開会し、本日の会議を開きます。

―――――――――――――○―――――――――――――

○井上真佐美委員長　初めに、本分科会に分担されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位（案）のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

なお、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

また、要求資料の目次の欄に要求委員名を記載してもらっておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

―――――――――――――○―――――――――――――

○井上真佐美委員長　認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、学校教育部所管分を議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○後藤久美子委員　まず、小・中学校改修事業についてお伺いしたいなと思います。

審査意見書の25ページに教育費全体の執行率が83.6％、あと翌年度繰越額が31億3,321万円、不用額が９億4,075万4,000円というふうにされております。さらに、歳入歳出決算書の17ページを見ますと、このうち小学校費が約18億円、中学校費が約10.2億円の繰越しというふうになっております。

まず、全体として教育費は翌年度繰越しの31億3,321万円、不用額が９億4,075万円、中でも小学校の繰越しが17億9,963万8,000円、中学校費が10億1,732万5,000円というふうになっております。監査委員も教育費の執行率を83.6％というふうにしております。

資料請求では、学校別の令和７年度執行額を出していただいております。おまとめいただきまして、ありがとうございます。

例えばなんですけれども、学校別合計の欄で、金額の多い順でいいますと、小学校では吹田第三小が２億2,069万6,989円、裏面の山田第三小が２億1,289万3,597円などですね。中学校では、豊津西中３億4,609万6,800円、古江台中２億9,728万9,410円、第三中２億3,686万8,202円と続いてるんですけど、ここは、まず、先ほどの決算書類などを見ますと、令和７年度の小学校改修費については約18億円、中学校改修費については約10億円が翌年度に繰り越されております。

令和７年度中に予定していた事業のうち、年度内に執行できなかった主な要因について、工期、あと入札、契約、設計変更などの要因別にお示しいただきたいなと思います。まず、１回目の質問です。

○嶺岸智子学校管理課主幹　執行額の繰越しにつきましては、補助の内定を受けまして、繰り越して令和８年度に執行したものでございます。不用額につきましては、入札差金によるものでございます。

○後藤久美子委員　小学校費では、約３億668万円で、中学校費では約３億4,408万円の不用額っていうのが発生していて、先ほど不用額は入札差金というふうにおっしゃってたんですけれども、この繰越額と不用額っていうのがそれぞれ多額となった要因っていうのは、どのように分析されていらっしゃるんでしょうか。

○砂川智和学校管理課長　繰越しにつきましては、令和８年度に予定をしております補助金を活用した業務につきまして、令和７年度に前倒しの内定を頂いたことで繰越しをしておりますので、その部分が多額になっているということでございます。

それから、不用額につきましては、令和７年度につきましても、令和６年度から令和７年度に繰り越して執行した事業がございまして、その分につきましては、減額補正というのができませんので、その分の不用額が増えているということでございます。

○後藤久美子委員　再度、学校別の執行状況を見ますと、学校によって執行額に大きな差があるかなというふうに思います。

令和７年度に改修対象となった学校について、どのような課題であったりとか、優先順位があってその事業を実施されたのか。実施した工事によって、

令和７年度中にどのような課題というか、改修されたかというのを、もしお答えいただけそうだったらよろしくお願いします。

○嶺岸智子学校管理課主幹　令和７年度の工事で金額が多額となっているものにつきましては、年次計画で実施しておりました校舎大規模改造工事でありますとか、トイレ改修工事等が金額として大きなものでございます。

○後藤久美子委員　続きまして、中学校部活動外部委託についてもお伺いしたいと思います。こちらも、資料請求させていただいておりまして、おまとめありがとうございます。

主要な施策の成果に関する報告書にも19ページなんですけれども書いてありますし、財務諸表も362ページ、御覧になっていただければと思うんですけれども、何点か質問をさせていただきます。

令和７年度は、市内18校48部活で外部委託を実施されて、事業費は１億7,794万8,804円となっております。資料請求させていただいた中で、令和５年度は外部委託はもちろんなし、令和６年度が５校５部活、令和７年度、48部活と一気に本格実施へ移った年度であったというふうに認識をしております。全231部活のうち48部活ですので、約２割は外部委託を今、しているということでございます。財務諸表では部活動指導員が９人から６人へ、外部指導員の配置が1,316回から1,102回へ減少する、一方で18校48部活で外部委託が実施されているということが資料のほうから分かりました。

本事業が教員の働き方改革を目的として実施されたものかなと思いますけれども、外部委託の対象となった部活動において、顧問教員の部活動従事時間であったりとか、時間外在校等時間は導入前と比較してどの程度減少したのでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事　外部委託によって、部活動顧問は窓口担当教員になります。窓口担当教員が令和６年度は顧問をしており、７年度に窓口教員となった対象は41名となっており、おおよそ32%、月平均16.8時間の縮減が見られました。

○後藤久美子委員　評価いただいている点に関連するかも分からないんですけど、部活動指導員や外部指導員による従来の支援っていうのは減少しております。外部委託によって従来支援と置き換えた部分と純粋に新たな教員負担軽減につながった部分についてはどのように評価というか、されてらっしゃるんでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事　部活動外部指導者につきましては、部活動顧問、教員が顧問をした上で補助的に指導に当たるというものでございます。部活動外部委託の窓口教員につきましては、指導を一切取り除くというような形になりますので、指導に従事する時間が丸々なくなる、そのことによってよりよい教育を目指す、そういうふうな時間に充てられるものというふうに認識をしております。

○後藤久美子委員　次に、48部活の選定について伺います。

この48部活というのは、例えば、顧問を担うことのできる教員がいない、専門的な指導ができる教員がいないなど、各学校の事情によって結果として48部活動になったものなのかとは思うんですけれども。もしくは、市として何らかの選定基準であったりとか、外部委託の対象範囲を設定された上で選定されたものなのかっていうのをお答えください。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事　外部委託の対象部活動並びに対象校につきましては、委員のおっしゃるように存続が危ぶまれる、指導ができないというようなことも含めた形での選定となっております。

学校長を中心としてヒアリングを行い、その対象となるものを選定し、対象となる部活動について外部委託を図ったものでございます。

○後藤久美子委員　そうしますと、令和７年度の48部活動、全体の約２割という数字自体を市が目標値として設定したものではなくて、各学校の状況を踏まえた結果であったという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事　部活動数につきましては、学校からの聞き取りにより必要部活動数を算出し、提案をさせていただいたというところでございます。

○後藤久美子委員　財源についてもちょっと確認しておきたいんですけれども、令和７年度の外部委託事

業費が１億7,794万8,804円については、全額市費と事前にも確認をさせていただいているんですけれども、48部活動で約１億7,800万円ですので、単純平均すれば１部活動当たり約400万円ということで認識しております。

もちろん競技であったりとか活動日数などによって一律ではないことというのは承知してるんですけれども、令和７年度にこの事業を設計した時点で、市として外部委託の到達点というか、どのように考えられていたのかというところ。あと、全ての学校部活動を順次外部委託していくということを想定した事業だったのか、それとも顧問確保が困難な部活動など、先ほどもおっしゃっていただいているんですけれども、一定の条件に該当するものを対象として外部委託していく、順次という、そういう考えなのか、令和７年度時点でのお考えをお示しいただけたらと思います。

○福永昌高教育未来創生室参事　本中学校部活動の外部委託の事業につきましては、提案当初から最終目標としましては、全部活動の外部委託を目指したものでございます。

ただ、１部活動当たり、委員おっしゃいますように、今、約374万円ということで、単純に現在あります部活動200部活以上をそのまま掛けますと多額の費用が必要になってくるという認識はもちろんございましたので、行く行くは受益者負担を設定するであったりですとか、最適な設置部活動数を検討して、部活動数をある程度抑えていくような工夫もしながら最終的に全部活動を外部委託により実施したいという目標を持って計画したものでございます。

○後藤久美子委員　私、あと最後に意見したいなと思うところがあるんですけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、教員の働き方改革の観点から必要な取組かなというふうには考えております。

一方で、令和７年度は先ほどおっしゃっていただいて、私もお話しさせていただいてますけれども、もう既に１億8,000万円を要しているというところで、単純計算をすれば同程度のコスト構造のまま全ての部活動を外部委託する場合には相当な財政負担になります。ですので、単純に外部委託する、部活動数を増やすという評価ではなくて、先ほどおっしゃっていただいたような受益者負担ということも想定しつつなんですけれども、教員負担の軽減効果と投入した市費との費用対効果というのをしっかり検証する必要があるのかなというふうに考えております。

同時に、私、部活動には競技力とか技術力の向上だけでなく、子供たちの居場所づくりであったり、仲間とのつながり、役割を持つ場として非常に大きな意味があるというふうに考えております。保護者の一人として、子供たちや私の知り得る範囲内かもしれませんけれども、保護者の方にお話を伺っていても、学校生活の中で授業以外に自分の居場所を持てるということが不登校の予防であったりとか学校とのつながりを保つという面で大切な要素になり得るというふうに思います。

ですので、帰宅部か自分の学校にある限られた部活動かという選択だけでなく、できる限り多様な活動機会を確保するという視点も必要だと思っております。

国においても、従来の学校単位だけで活動を完結させるのではなくて、地域全体で子供たちのスポーツ、あと文化芸術活動を支えて持続可能で多様な活動環境を整備する方向が示されております。令和７年度の事業を評価するに当たりましても、１校１部活をそのまま一つずつ外部委託をする方法だけではなく、複数校で活動機会を共有することなどを含めまして子供たちの選択肢というのを確保しながら、より持続可能な形がなかったのかという視点も重要だったのかなというふうに申し上げておきます。

あと、学校を越えて活動する場合には、当然、移動手段という課題がございまして、以前から議会質問などでも私、訴えておりますけれども、この点においては公共交通を利用して、学校外の活動場所へ移動する子供たちへの負担軽減について、別途、今、国とあと公共交通機関への働きかけも行われているところでございまして、ここでは部活動そのものの事業評価として申し上げました。また引き続きよろしくお願いいたします。

不登校支援居場所サポーターについてちょっとお

伺いさせていただきます。

主要な政策のほうで居場所サポーターを20校に配置、うち令和７年度に新規15校というふうになっております。新公会計財務諸表のほうの362ページにありまして、出張教育相談6,370件、前年比1,027件増加しております。来所相談4,257件、居場所サポーター小学校16人、中学校４人というふうになっております。

令和７年度は、居場所サポーターを15校追加し25校まで拡大しており、配置校において実際に何人の児童、生徒が校内教育支援教室などを利用されて、利用前後で登校状況や学校とのつながりにどのような変化があったのでしょうか。

20校に配置したというのではなくて、子供たちに何か影響というか、何かあったのかなというところをお聞かせください。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　まず、全校に校内教育支援教室を設置しており、令和７年度は全校53校で554人の利用児童・生徒がおります。そのうち、居場所サポーターを配置していた20校につきましては、291人の利用児童・生徒がおります。

また、居場所サポーターとの関わりを通して安心感が高まり、自分の思いや困り感を伝えようとする姿が見られるであったり、居場所サポーターがいてくれることで遅刻しながらも、校内教育支援教室に登校できるようになった。また、居場所サポーターが話を聞いて後押ししてくれることで、６時間目まで過ごせることや教室の授業に参加できるといった変化があったということを各校から聞いております。

○後藤久美子委員　出張教育相談が、先ほど申し上げました財務諸表を見ますと1,027件増えて、6,370件というふうになっておりまして、この大幅な増加の要因っていうのはどのように分析されているのか。例えば、令和７年度中に相談待ちであったり対応の長期化っていうのは生じておりませんでしたでしょうか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　出張教育相談の件数が増加していることに関しましては、まず、相談員の派遣回数を令和６年度に拡充しておりまして、それに伴ってニーズに応じた相談に対応できているものと認識しております。

○後藤久美子委員　続きまして、いじめ認知件数の急増について、こちらも財務諸表の362ページに記載されていた中から質問をさせていただきます。

小学校が前年度よりも1,148件、あと中学校も622件いじめの認知件数というのが増えてはおりまして、ただ、これって恐らく増えたから悪化したというよりかは、多分、積極的な認知というのが進んだ可能性があるのかと考えております。

令和７年度のいじめ認知件数は、小学校で1,148件、市としてこの増加というのがいじめそのものの増加によるものなのか、早期発見とか、積極的認知が進んだことによるものなのかっていうところに関して一応、お聞かせいただけたらと思います。

○島野良太学校教育室主幹・指導主事　今、委員御指摘いただきましたように、積極的認知が進んでいるということでございます。見過ごされがちでした軽微な事案であっても、早期に認知、捉え直し、組織的に対応する体制が機能してきた成果と捉えております。

○後藤久美子委員・指導主事　続いて、認知した事案について令和７年度末時点で解消しているもの、あと、継続対応となっているものというのは、それぞれどの程度なんでしょうか。

○島野良太学校教育室主幹・指導主事　令和７年度末におきますいじめ解消件数につきましては、小学校2,337件、中学校955件、パーセンテージで申しますと、いじめ事案の解消率は、小学校71.5%、中学校62.8%でございます。

よって、令和８年スタートの４月のときに解消できてなかった件数につきましては、全部で1,497件、小学校932件、中学校565件となっております。

○後藤久美子委員　令和６年度の総括もちょっと見せていただいておりまして、これは多分、オープンデータのほうになると思います。教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価報告書というものから見てるんですけれども、こちらの９ページのほうに、いじめの複雑化、長期化する事案が増えているというふうに報告されておりまして、この令和７年度においては、その状況というのは比較的改善されたと

いうふうに判断されておられるのでしょうか。

○島野良太学校教育室主幹・指導主事　今、委員言っていただきました複雑化、長期化している事案につきましては、様々、やはり特に複雑化しているものというものが多いと捉えております。

認知件数が、解消の件数が少ないんではないかなというようなふうにも思われてるかなと思うんですが、やはり認知件数が大幅に増えたことで、認知後に件数も多いということで、さらなる丁寧な指導、見守りを継続して行っているということで、認知の解消率もちょっと低くなっているということでございます。

○後藤久美子委員　では続きまして、特別支援教育、合理的配慮の件につきまして、財務諸表の364ページに記載ございますけれども、通級指導教室を利用されている児童、生徒が197人から311人、380人と２年間でほぼ倍増しているのかと思います。倍増というわけではないかも分からないですけれども。

令和７年度は、小学校20校、中学校６校に通級教室がありまして、看護師も会計年度任用16人と派遣の方が７名で、本市自体が通常の学級に在籍されて、合理的配慮を希望する児童、生徒のサポートの人材の必要性が高まっているというふうに評価をされているかと思います。

通級指導教室の利用者は令和５年度197名から令和７年度380人へと増加している傾向なんですけれども、令和７年度における増加要因というのはどのように分析されておられますでしょうか。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　通級の利用者の増加につきましては、全国的に通級の利用者が増えており、吹田市においても、日々の支援は必要ではございませんが、対人関係などで困り感のある児童、生徒は増加傾向にあり、そのような児童、生徒が通級による指導を開始したというところで利用者が増えているというふうに認識しております。

○後藤久美子委員　令和７年度に通級学級に在籍する児童、生徒から求められた合理的配慮について、必要な人的支援を全てというか、提供できたというふうに考えられておられるのか、人員不足で十分な対応ができなかったなど、そういった件というのはありましたでしょうか。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　通級の利用者並びに支援学級に在籍する児童、生徒につきましては、増加傾向にございまして、合理的配慮を提供する介助員、補助員についての必要数も年々増加しております。

随時募集は行っておるんですけども、各校と対話の中で感じるのは、まだ十分に配置できているとは言い難い状況なのかなというふうに思っております。引き続き、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○後藤久美子委員　障がい児介助員31名、あと補助員88名、配置時間10万136時間という数字があるんですけれども、配置時間が前年度の９万3,388時間から10万136時間に増加がされてるというふうに記載があるんですけれども、支援ニーズの増加に対しては十分な量だったというふうに評価されているのかというところも、もう一度お伺いしたいです。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　委員おっしゃるように、十分な配置時間だったかどうかというところにつきましては、学校との対応の中では十分に配置できているとは言い難いのかなというふうに感じておりますので、引き続き人材確保に努めることはさせていただこうというふうに思っております。

○後藤久美子委員　では、中学校給食半額補助の費用対効果についてもちょっと伺っておきます。

財務諸表の368ページ、あと主要な施策の138ページにあるんですけれども、中学校給食の喫食率が29.5％から32.4％、半額補助などによって2.9ポイント上昇したというふうに本市自身が評価されております。

中学校分の負担軽減に要した経費というのは幾らで、喫食数は前年度から何食増加したのでしょうか。

○新屋美香保健給食室主幹　半額補助に要する経費としまして、去年は半額補助に加えて食材費値上げ分の補助を行っておりますので、それらを合わせて１億83万9,050円になります。

○後藤久美子委員　何食増加したのでしょうか。

○伊東昌宏保健給食室参事　令和７年度が48万194食でしたので、そこから令和６年度の43万9,150食を

引きますと、大体４万1,000食程度が増えている状況でございます。

○後藤久美子委員　学校によって喫食数に大きな差があるというふうに分析されているんですけれども、令和７年度の最高喫食率、あと最低喫食率と、その差についてはどのように分析されてますでしょうか。

○伊東昌宏保健給食室参事　令和７年度の最高の喫食率が53.7ポイントで、最低が18.1ポイントという形になってございます。

やはり、中学生ですので、周囲の子供たちが給食を食べる子がいればやっぱり増えていく形になってますので、そういう周囲の給食を頼む交友関係とかが影響したのではないかというふうに考えております。

○後藤久美子委員　では、学校給食費の２億8,635万8,000円の繰越分についてちょっと伺います。

決算附属書類の308ページから309ページを見ていただきますと、学校給食費について２億8,635万8,000円が繰越明許費に上がっておりまして、内訳には工事請負費２億7,718万9,000円、あと委託料916万9,000円の繰越しがあるかと思います。学校給食費において、令和７年度中に予定していたどの事業が完了せずに何が繰越しの原因になっているのかっていうのをお答えいただけたらと思います。

○山村由記子保健給食室主幹　繰越明許費２億8,635万8,000円の内訳としましては、主なものとしては青山台小学校の給食調理室改修工事に係る工事請負費が２億1,315万円ほどありまして、それに係る工事監理委託料が916万8,500円でございます。そのほかとしまして、小学校の給食調理室空調設備の改修工事ですとか、給食に関わる小荷物専用昇降機の改修工事、それから中学校の給食配膳室の空調設備改修工事に係る工事請負費でございます。

繰り越した理由としましては、小学校給食の調理室と中学校配膳室の空調改修工事については、令和８年度に工事を予定しておりました事業なんですけれども、国の補正予算で学校施設環境改善交付金の対象となって令和８年３月に交付決定を受けたため、令和７年度の補正予算を提案して翌年度に繰り越したものでございます。

もう一つ、小荷物専用昇降機の改修工事、こちらは江坂大池小学校についてなんですが、こちらは令和７年度に工事の完了を予定していたんですけれども、入札不調によって令和７年度中には工事が実施できず、翌年度に繰り越したものでございます。

○後藤久美子委員　では、ＩＣＴ学校教育情報通信ネットワークについてもお伺いしておきます。主要な施策の成果のほうの126ページから127ページ、あと財務諸表では360ページから361ページから質問をさせていただきます。

学校教育情報通信ネットワーク事業が令和６年度から令和７年度で約7,882万円増というふうになっておりまして、一方、ＩＣＴを授業、公務で活用する教職員の割合が99.4％と前年度と同率になっております。学校教育情報通信ネットワーク事業の増額の主な内容というのは何かということと、令和７年度の追加支出によって通信環境であったりとか、端末の運用、あと業務効率化などにどのような具体的な効果がありましたでしょうか。お金が増えたから何がよくなったのかという、そこら辺をお伺いしたいなと思います。

○辻本恭子教育センター主幹　学校教育情報通信ネットワーク事業について増額となった理由につきましては、主な理由としましては、子供たちの学習用端末を更新したことによる設定及び搬入委託料が新たに発生したためでございます。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事　先ほど担当のほうからいじめの解消についての御説明がありましたけども、補足をさせていただきます。

令和７年度解消率が71.5％、62.8％になってたということで、複雑化したことで解消できていない、未解決という印象を持たれたかと思うんですけども、そもそもいじめの解消の定義が、いじめの行為がやんでいること、そして３か月間見守りをして、その上で解消することというふうに決まっておりますので、令和７年度末においては、見守り期間３か月を経過していないいじめがございますので、それを見守りをしっかりした上で解消ということになっています。

その後、３か月見守りした上でどの年度において

も90％近くの解消率は得ていますので、そのことを補足させていただきます。

○後藤久美子委員　３か月の見守りというふうに先ほどおっしゃられてるんですけれども、見守りというのはどのような方法で見守られてるんですか。教職員の方々がお忙しい中でどのように教育委員会の方々が関与されている。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事　見守りの方法は様々でございます。被害に遭われた保護者の方の御意向を聞いて、しっかり人員をつけてする見守りもあれば、遠巻きに教員が見守っているパターンもあります。また、その解消の際には、本人に今、嫌な気持ちになっていないかとか、保護者の方にも確認しながら丁寧に確認をした上で解消というふうにさせていただいております。

○後藤久美子委員　その際に、例えばソフトでデイケンとかっていうのも御活用されてるかなと思うんですけど、デイケンに関してどのような執行状況であったり、令和７年度に活用されている実績報告であったりとか、教育の現場の先生方であったり保護者の方から聞く機会があるのかどうかというのも含めて、どのように評価されているのか教えていただけたらと思います。

○島野良太学校教育室主幹・指導主事　昨年度のデイケンにつきましては、デイケンにはいじめの早期発見等に資する相談機能というものがございました。相談機能に、ＳＯＳを出しにくい子、先生に直接相談しにくい子がそこに入力してもらうことで、先生方がキャッチしてまた相談を聞くというようなシステムがございました。それによって認知されたいじめのほうもございます。

　見守りにつきましては、先ほど参事のほうが申しましたが、見守りをしたり、直接声をかけたりっていうことが多いのかなと思っております。

○後藤恭平委員　まず最初に、ふるさと納税のことを聞きたいので、行政経営部の職員に来ていただきたいと思います。

○井上真佐美委員長　ただいま、後藤委員から行政経営部の職員の出席要請がありましたので、出席を求めます。

　暫時休憩します。

（午前10時38分　休憩）

（午前10時39分　再開）

○井上真佐美委員長　分科会を再開します。

　行政経営部の職員に出席していただきましたので、引き続き、質問を受けることにします。

○後藤恭平委員　まず、資料要求させていただいた過去５年の小・中学校の管理事業におけるふるさと納税充当実績っていうものを頂きましてありがとうございます。

　まず、学校教育のほうに確認したいんですけど、これは充当事業ということでよろしいでしょうか。

○仲田理恵学校管理課主幹　委員のおっしゃるとおりです。

○後藤恭平委員　ちょっと重ねて聞きますけど、ふるさと納税がなかったらしなかったであろうっていう事業は存在しないでしょうか。

○仲田理恵学校管理課主幹　行ってない事業はありません。

○後藤恭平委員　では、次からもうどちらがお答えいただいても結構なんですけど、もともとふるさと納税って、寄附先に８個ほど人権・市民自治とか、防災・防犯とか種別があるんですけど、その中に子育て・学びっていうのがあるんですね。

　これちょっと一つ違う質問させてもらいますと、子育て・学びって部をまたぐんですけど、これに関してどういう割り振りをしているのかという基準とか、なぜ子育てと学びを一緒にしているのかっていうところを先にお答えいただきたいなと思います。

○中村暢之企画財政室参事　まず、ふるさと納税の区分ですけれども、総合計画の大綱別に整理をしております。これは、寄附される方が一定、どういう目的でされるかっていうのを選んでもらいやすくということで設定をしているものでございます。

○後藤恭平委員　分かりました。こちらの事情ということなんやと思うんですけど、今度、その中の内訳ですね、子育てと学び、どう割り振ってんのかっていう、例えば、福祉と健康もそうですけど、割り振り方を教えてもらっていいですか。

○中村暢之企画財政室参事　一定、それぞれ子育て・

学びであったり福祉・健康ということで、それぞれ結びつく事業というのがございますので、その中で一定、企画財政室のほうで充当できる一般財源額がある大きな事業というその辺のボリュームを含めて勘案しながら、充当する事業というのを選定をさせていただいております。

○後藤恭平委員　この８個の項目以外に、使途を指定していないっていう項目がそこそこふるさと納税は入ってきてるんです。それを各ところに多分、案分していると事前にお伺いしたんですけど、その案分も含めて、各区分の中の案分もですよね、これは行政経営部が決めているということで伺ったんですけど、さっき学校教育のほうもありましたけど、ふるさと納税がなかったとしても、しなかった事業は存在しないという意味の中で、充当してるっていうことなんですよね。

だから、新規でも拡充でも何もしてないんですよね、どの事業に対しても。それに対して、割り振ってるっていうこの内訳、何かしら基準を持ってるのかちょっとよく分かんないんですけど、全部充当されてたら、どこに割り振っても同じですよね。

例えば、小学校管理事業はふるさと納税は５億700万円ほど、中学校の管理事業は２億4,300万円ほどふるさと納税から入ってるんですけど、例えば、小学校が１億円で、中学校は５億円ありますってなったとしても一緒なんですよね、結局。その辺、割り振るっていうことに対して、何か意味を持っているのか、その辺をお答えいただいていいですか。

○中村暢之企画財政室参事　確かに委員おっしゃるように、何か特別新しい取組っていうのを選抜して充てているわけではございませんけれども、そもそも寄附があるから何かをするっていう観点ではなくて、市の取組として、新規拡充もあれば予算を増額しているものもいろんな事業、各事業あります。そういったところをトータルで応援していただくということで、寄附のほうをバランスよく充当させていただいているという考えでございます。

○後藤恭平委員　寄附してる側からしたら、何で聞いたんやと、この８個の項目を。全部充当なら、別にどこに行っても、どこに入れても結果は同じなわけですよね、行われる事業は。ですよね。どっかに偏ったからといって、新規の事業が発生しているという実態はないっていうことをまず、お答えいただいていいですか。全て割り振られて充当事業だという意味で、何か新規でやっているということはないと。

○中村暢之企画財政室参事　充当事業の中に新規・拡充性のあるものや予算を増額しているものが含まれている場合もあるとは思います。

○後藤恭平委員　いや、だからそれはふるさと納税によってなったものではないっていうことをはっきりしてほしいんですよ。

○中村暢之企画財政室参事　ふるさと納税をきっかけとして新たに実施した事業というのは確かにございません。

○後藤恭平委員　ということは、寄附してる人の意思に関係ないんですよね。寄附してる人の意思は、幾つかの事業の区分をここにやってほしいって言ったことに対してやってないんですよね。やってないんですよ、分かりますか。聞いてる方も分かりますかね。やってないんですよ。

○中村暢之企画財政室参事　先ほども御答弁申し上げましたけれども、寄附のあるなしにかかわらず、市の取組として実施しているもの、もともとやっているものもあれば、充実させているものもある、そういった市の取組全体として応援をしていただく。とはいっても、全て使途を指定しないという考え方もありますけれども、一定、寄附される方がこの分野がいいかなと選んでもらえるような枠組みとして設定をしているものでございます。

○後藤恭平委員　ホームページにも、ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度ですって書かれてるんですよね。

別に、これ、意思は関係ないですよね、だから全部充当事業であれば。別にゼロ円であったとしても、同じ予算額が配分されるという仕組みになっているわけで。行政経営部からしたら割り振ってますって言うんですけど、それがふるさと納税によってこういうことをしましたとか。

ちょっと学校のほうにも聞きたいんですけど、ふるさと納税の充当額が今年は多いからとか、去年は少なかったからとかいったことで、こういう事業を新しくやってくださいとか、こういう各学校の配分をちょっと増やしましょうとか、そういった実績がこれまでに一度でもあったかどうかっていうのを学校のほうにお答えいただきたいと思います。

○仲田理恵学校管理課主幹　そういった事業はありません。

○後藤恭平委員　なので、行政経営部の言い分もよく分かるんですよ、去年の寄附だから急に全額割り振りして、どこどこをどうしましょうって全部ができないっていうのはよく分かるんですけど、寄附者はここに使ってほしいって、こういうことを何か別として実績として何かがあれば公表してほしいって。善意やと思ってくださいね。何か物が欲しいから寄附してんねんっていう悪意のある人だという前提じゃなくて、こういうことにちゃんと使ってほしいんですといって、その項目にぽちっと押されてるっていう人を前提としてほしいんですよね。

であって、実際事業をしているほうの学校のほうも、別にそういうことを気にもせずずっと行ってきたという中で、行政経営部の意図と寄附者と実際、事業を行っている学校側というのは、全員思惑が全然違うんですよね、分かりますかね。

事業やってるほうは、別にふるさと納税の充当価格が多かろうが少なかろうが関係ないと、今までどおりやりますっていうことになってしまってて、行政経営部も今までどおりやってくださいっていうふうにやってて。本来は、充当額が多かったらそれなりの配分がもう少し上乗せされてもいいんじゃないのって思うところが、それは絶対、一切意図せず、気にもされずにずっと流れてきているという実態があるわけですよね。

当然、寄附者に沿った事業を何かして、それが広報されたとか、宣伝されたとか、そういう実績があるわけでもないっていうことなんですよね。学校側もずっと行政経営部側も、ちょっとお答えいただきたいんですけど。

○吉川祐輝行政経営部次長　どこまで設定をするかっていうところに尽きるかなと思っております。他市の状況を見てますと、市長にお任せっていうのだけで設定してるところもございまして、それちょっと行き過ぎなのかなっていう中で、受皿を広くというところで、一番最初のときに大綱別にということで、一定、それなりに分野別に寄附の意思を尊重できるという形で今、設定させてはいただいております。

ただ、これをもうちょっと細かくプロジェクト単位にするだとか、あるいはクラウドファンディングのような形で設定させていただくということも技術的にはできるとは思っております。今のところ、これぐらいの分野別のほうが分かりやすいかなっていうところも含めて設定はさせていただいてるところでございます。

○後藤恭平委員　なぜこういうことを聞くかというと、2008年からふるさと納税って始まってるんですよね。2018年ぐらいに、私もうさんざん議会で質問してるんですよ。ふるさと納税実施しないという話だったので何でしないんですかと。そのときの行政経営部長も、ちゃんと総務省の意向であったりとか、前向きな答弁をされてるんですね、ふるさと納税の趣旨ですね、ちゃんと趣旨や内容とか成果をできる限り明確にすることが重要であるっていうのが総務省から示されてますと。市長のほうも絶対しないとは言わないけどっていうことを言いながら、ちゃんと趣旨のあるものにしていきたいというような意向を述べられてるわけですよね。

なのに、全部充当事業だったら、趣旨もくそもないですよね。全部充当されていると。ふるさと納税がなかったからといってしなかった事業が存在しないということであれば、本来、ふるさと納税があったからここを拡充しましたとか、ふるさと納税がこんだけあったからこういう新規事業をしましたとかという実績が何一つなければ、全部充当して一般財源になってたら、ふるさと納税を寄附してる側の意思もないですし、総務省の見解からもちょっと遠ざかってる気がしますし。

だから、決算なのでちょっとどうしても去年のものになるんですけど、形をできたらもうちょっと考えてほしいなと。寄附額もどんどん増えてきて、お

金を集めるだけやったら意味がないねんって市長も当時言われてたんですよね、ずっと。だから、ふるさと納税でそういう財源の奪い合いはしたくないねんっていうのを言ってはって、そんときに私もちゃんとこういう提案を、寄附されたものに対してはちゃんとそういう事業をちゃんとやって、ちゃんと広報していきましょうよっていう提案の下でふるさと納税が実施されたっていう認識なんですよ。

多分、職員さんもそうやと思うんですけど、それが一切なされてきてないと。今回も、学校の事業がもうちょっと学校もお金がないってよく言いますよね。その使い方、云々あると思うんですけど、せっかくこんだけ多額のお金が、この教育とか学びとかっていうところを寄附されてるのに、それが全部充当事業ですってこう、当の部署が胸張って答弁されてたら、ここが充当ですけどここは新規なんですってちょっとうそでも言ってよってちょっと思ったんですけど、そういうこともされなかったので、ちょっとそれは、行政経営部にもちょっと確認せなあかんなっていう意味でさせてもらったんですけど。

その辺、ちょっと行政経営部、今後の話っていったら決算にちょっと差し障りあるんかもしんないですけど、在り方も含めて、できたら学校教育部も行政経営部に対して予算、これだけふるさと納税入ってるでしょってちょっと強く言って、こういうとこにお金使いたいんですけど、もうちょっと配分してもらえませんかって言えないと、多分、ずっとこのまま平行線になっていくんやと思うんですよ。

これ、別に文句言ってんじゃないですよ。学校教育部にちょっと予算の配分だったり、そういうところを、こんだけお金入ってるのに、全部充当ですってなってたら、幾ら教育に世間様がお金使ってくださいよってなっても配分されないですよ。そういう意味で言ってるので、ぜひ学校教育部のほうも、もうちょっと強くその趣旨を捉えて意見してほしいなと思うのと、行政経営部にちょっと今後の在り方、何か考えてる部分があったら教えてほしいなと思います。

○中村暢之企画財政室参事　今の現状の枠組みでは、ふるさと納税、ポータルサイトから返礼品もあってという枠組みにおいては、特に追加的な歳入とは捉えておりませんけれども、先ほども申し上げたように、クラウドファンディング的なやり方であったり、もしくは、他市を見てみましても返礼品を用意しない形での寄附、そういったやり方っていうのもあるのかなと思います。

そういう今の既存の枠組みと違う何か別枠のプロジェクトであるような、そういうふさわしい取組とか事業を立てることが所管からの提案も含めてありましたら、そういうふうなやり方というのは検討していけるかなというふうに考えております。

○後藤恭平委員　副市長にもちょっと一言もらっていいですか。

○春藤尚久副市長　行政経営部の立場から言えば、ふるさと納税で入ってくる分もあれば、出ていく分もありますので、確実に教育の事業が実施できるようなとこに充てていきたいっていう考えはあると思います。

ただ、委員おっしゃるように、寄附者の意向とか思いも酌んだ形で財源充当できるような工夫を考えていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○後藤恭平委員　もう、行政経営部、大丈夫ですよ。

○井上真佐美委員長　ほかに行政経営部の職員に対する質問ありませんか。

（発言なし）

なければ、行政経営部の職員は退席されます。

暫時休憩します。

（午前10時56分　休憩）

（午前10時57分　再開）

○井上真佐美委員長　分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○後藤恭平委員　資料を頂いた主訴別教育相談の件数及び種別の実人数及びスクールカウンセラーと出張教育相談の配置状況及び相談回数の実施人数についてちょっとお聞きしたいんですけど、僕の知識不足だったら申し訳ないですけど、このスクールカウンセラーさんは小・中学校回ってはるわけじゃないですか。どういう回り方して、どういう声かけして、どういうふうに相談受けてるのかっていうのを。

また、大阪府からの派遣ですよね、その辺、お名前とか御存じなんかな、教育委員会の方は全員の、スクールカウンセラーさんの。どういう勤務状況があって、どういう働きかけを子供たちにして、どういうところで相談を受けて、どういうふうに報告が上がってきてっていうその流れをちょっと教えてほしいです。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　スクールカウンセラーに関しましては、もう委員のおっしゃるとおり、府からの派遣ではございますが、市のほうで配置日や配置校を決定しておりまして、また、市のほうで連絡会等も実施しております。

相談の件数ですとかも市のほうに上げていただきますし、カウンセラーから直接状況をお聞きするということも市のほうでやっております。

○後藤恭平委員　カウンセラーが来るっていうことに対して、保護者であったり本人だったりへはどういうふうに告知されてて、どういう場所で相談してるかしてへんか、ほかの子にばれずにとかっていう環境をどうやって整えながら相談を実施されているのかを教えてほしいです。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　児童、生徒や保護者への周知に関しましては、教育相談のチラシを教育センターから送付しております。また、各学校から学校だより等でカウンセラーの派遣について、配置日について連絡をしております。

各学校におきまして相談室、ちょっと名前は学校によっても違うと思いますが、相談室を設置しておりまして、そちらでカウンセラーと１対１の空間でお話をすることができる環境になっております。

○後藤恭平委員　それは、主に放課後になるんですかね、昼間、日中になるのか。保護者なのか、子供なのかで多分、対応も違うと思うんですよ。その辺はどうなってるんですかね。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　時間帯に関しまして、カウンセラーの配置が１日６時間となっておりますので、放課後の時間になることもございますし、授業中の時間になることもございます。相談相手は児童、生徒もございますし、保護者の方もございます。

○後藤恭平委員　例えば、二人いてはったら、時間割とか、その部屋の前に誰かが待ってるとかだったら顔見られるわけじゃないですか。子供とか保護者の相談してる姿も誰かに見られたくなかったりもするわけですよね。だから、その辺の配慮とか、どういう実態でこういう相談って実施されてるのかっていうのを知りたいです。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　相談の時間に関しては、前後の方が重ならないように少し間を取って設定していることが多いです。また、廊下で待っていただくということがないように時間も調整してますし、前の相談が延びないようにというようなことも徹底しております。

○後藤恭平委員　この相談内容が教育委員会に上がってくるんですかね、逐一全部。どういうところで処理されてはるんですかね。スクールカウンセラーさんは自分で解決は全部できないですよね、これ。相談を受けたものの、自分が解決に動くことができないですよね。それは、どういう方と共有してどういうふうに動いているのか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　カウンセラーの相談の内容につきましては守秘義務もございますので、全てを教育委員会や学校と共有するということはできないんですけれども、相談の御本人さんの了解がある場合ですとか、緊急を要する場合、命に関わるような場合などは、学校や教育委員会と情報を共有しております。

○後藤恭平委員　共有された情報っていうのは、ほかの部署の福祉であったりとかいろいろありますよね、ケース会議も多分あると思うんですよ。どういう段階になったらそこにかけるとか、そこにかけない次元の相談であるなら、どういうふうに処理されているのかとか、区分けとか、緊急性とかってさっき言われましたけど、緊急か緊急じゃないかのその二つしか項目がないのか、どういう段階を設けて、どういうふうに処理してるのかっていうのはありますか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　もうきっちりここという線引きがあるわけではもちろんございませんが、状況によってケース会議を開く、教育委員会と共有する、さらに、ほかの部署と共有する

というような形で、ちょっとそのときの状況に応じて対応を変えていっているところでございます。

○後藤恭平委員　スクールカウンセラーさんは、大阪府から来てるわけじゃないですか。１日６時間とおっしゃったんですけど、その６時間の中にケース会議に参加したりとか、相談以外の業務っていうのも全部こなしてらっしゃるっていうふうに思っていいんですかね。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　基本的には、その６時間の中で会議等もこなしております。

○後藤恭平委員　スクールカウンセラーさんは相談を受けるのみになりますよね、多分。自分で何か動くとか、何か対処するとかっていうのは、多分、会議も行って、相談を受けてってなったら、家のことであったりとか、学校のことであったりしても、自分で対処って多分できない立場ですよね。ほんまに聞くだけっていう、聞いて報告してっていう形しか多分、存在しないですよね。何か自分で動いて解決に向けて何かアクションしましたっていう方ではないんですよね。

さっき守秘義務がありますんでって言いましたけど、必ず誰かに何か言わないと何の動きにもならないんじゃないですか、逆に。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　相談者の方の中には、もう本当に話を聞いていただくことが目的という方もいらっしゃいます。積極的にカウンセラーが解決を目指すという動きをしない場合もあります。

ただ、先ほど申し上げたような、何か緊急性がありますとか、ほかのところと情報共有が必要な場合に関しましては、カウンセラーから情報共有がありまして、学校や教育委員会、他部署含めて動くというような形になります。

○後藤恭平委員　分かりました。ちょっと注文つけたいんですけど、この主訴別教育相談の件数と種別って、オープンデータであるんですけど、これ、自分たちはよく分かってると思うんですよ、当たり前ですけど。世間様、分かんないですよ、これ。延べ人数だけ書かれて、資料としては今回、実人数をもらったんですけど。また、相談、話聞いてほしいだけって言う人は、数に本当に入れるべきなのかどうかとかっていうのも多分あると思いますし、例えば、さっきおられた行政経営部に予算を要求してこんなことをしたいんですってなったときに、この延べ人数とか出されて、ほんまにそれで交渉してんのとかってちょっと思ってしまうんですよ。実人数とどれぐらい緊急性がある人がおってっていう数字があって、初めて予算がこんだけもう少し人をつけてもらわないと困るんですっていう話になるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、私が見てもさっぱり分からへんなって思うもんをオープンデータに出されても、もうちょっと分かりやすくてもう少し実態が分かるものを。今回、これを要求するときも、いや、プライバシーがありますんでみたいなことをちょっと一瞬ちらっと言われたんですけど、そんな人の名前が出てるわけでもないのに、別に関係ないじゃないですか。何件あって、どれぐらい実態が今こういうことになってて大変なんですっていうことが分からないと。何か延べ回数とかを出されると、何かすごい自分たちの主観的に仕事してますって書いてる資料にしか見えないんですよ。分かりますかね。

受け取る側はもうちょっと実態に即した内容を欲しいんであって、多分、予算であったり決算であったりとかっていうときも、その数字がそれぐらい大変なことになってるんだねっていうことが分かってくるものになるんだと思うので、その辺ちょっと注意してほしいなと。ほかの資料もそうだと思うんですけど、お願いします。

ちょっとほかの質問をしたいんですけど、歳入歳出決算の附属書類の38、39ページの学校施設環境改善交付金、これもちょっと歳入なんで、ぱっと見て分かんなかったんですけど、これに対応する歳出ってどの項目に当てはまるんですかね。複数この交付金使ってるのか、一つのもので使ってるのか。もう何か物すごく余ってる気がするんですけど。令和７年だけじゃなくて多分、令和６年も５年も余ってるんやと思うんですけど、この歳入を使い切ってない理由は何かあるんでしょうか。多分、工事関係ですよね。

○仲田理恵学校管理課主幹　39ページ記載の歳入金額につきましては、小学校改修事業と中学校改修事業に充てております。全て使い切っております。

○後藤恭平委員　分かりました。これは使い切ってるって見るんですかね、元の予算から見て６億何ぼになってると思うんですけど、それが３億1,500万円に調定してなってるだけで、元の予算額は６億何ぼなんじゃないですか。

○大友瑞穂学校教育部参事　39ページの３億1,500万円余りに関しましては、歳入として入ってきたお金ですので、歳入額は全て工事等に充てさせていただいたということになっております。

今、すみません、この６億8,600万円余りとの差について少し今、確認しておりますので、後から御答弁させていただきます。お時間頂きまして申し訳ございません。

○後藤恭平委員　また、資料で頂いた懲戒の事案と大阪府教育委員会の報告内容というのがあるんですけど、この懲戒の内容を教えていただいたんですけど、この処分って大阪府がすると思うんですよね。当然、吹田のほうからも報告を上げてっていうことなんだと思うんですけど、これは全部、吹田の教育委員会が上げた内容と大阪府が下した内容、ほとんどイコールになってきてるんですかね。

ちょっと吹田の意向と違うなとかっていう部分があったりとか、そういう部分というのは存在しないんでしょうか。

○前田壮賢教職員課長代理・指導主事　この処分に関しましては、吹田市から報告を上げさせていただきまして、また、大阪府でも調査をいたしまして、その上で決定するものとなっておりますので、こちらの報告書と同じようになってるというふうに考えております。

○後藤恭平委員　分かりました。それとまた別で資料で、吹田市外への異動と吹田市外から異動してきた教職員数っていうのを頂いたんですけど、これの主な理由みたいな、あれば教えていただけたらと思います。

○前田壮賢教職員課長代理・指導主事　この異動、主な理由につきましては、結婚や配偶者の転勤等に伴う転居であったりとか、介護、育児等の理由によって通勤事情を改善したいということが主な理由となっております。

○後藤恭平委員　分かりました。吹田が嫌とかそういうわけではないということですね。分かりました。

それと、ちょっと前の議会でもお聞きしたんですけど、千里丘中学校の工事について、先の話じゃなくて、令和７年、６年に増築工事の話とか、そういった当然、教室が足らないっていう話も含めてですけど、どういう動きをされて今に至ってる、令和７年を終わらしたのかっていう部分を教えてもらえたらなと思います。

○西口　崇教育未来創生室参事　まず、千里丘中学校につきましては、令和４年のときに校舎を増築しております。そこで８教室造っておりまして、一旦はそれで教室が足りるということで、また、先々になれば生徒推計を見ながら、また検討していくというふうなことにそのときになっておったんです。それが平成30年、令和元年のあたりのときに計画をしてたんですけれども、それが昨年、生徒数が増えるということは昨年の段階で把握はできておったんですけれども、国の35人学級の導入というところで、それがはっきりと分かったのがもう令和８年になってから、令和８年の２月に閣議決定がされて、年度末に法律のほうの改正がされるというふうなことがありましたので、令和７年度中になかなか何教室増築をするとか、そこら辺の決定ができなかったっていうところがありました。慌てて年度が替わって学校のほうといろいろ調整をしまして、令和10年には既存の校舎の中での教室の運用の工夫というところでは、もう令和９年までが限界っていうところで話の整理をしまして、令和10年には教室がもう足らないというところで、補正予算のほうで増築のほうを提案したという、そういうふうな経過でございます。

○後藤恭平委員　中教審ですかね、諮問したりとか、答申が出たりとかっていうのはもう分かってましたよね、それ別に。決定が令和８年２月やっただけで、分かってましたよね。

何か、今、あたかも急に決定が出たんでみたいなこと言いますけど、そんなもうずっと話題で出てま

すやんか。もういつ実施されるかというだけの話で、もっと前からその答申も出てるわけですよね。それはなぜ飛ばすんですか。どれぐらいの時期でもうある程度把握してて、決定が出たのがこのときです、なだけですよね。慌てて増築とかってそんなことないでしょ。令和７年、６年の段階でもうある程度分かってたと思うんですけど、それは違うんですかね。

○西口　崇教育未来創生室参事　やはり、令和６年度とか７年度の段階では生徒数のほうは一定、どれぐらいの人数になるというところの把握はできておりました。

しかしながら、教室、学級数というところの判断が最終的にできてなかったというふうなところでございます。

○後藤恭平委員　学級数も、国の方針とか審議会の答申を見たら分かるじゃないですか。それ、令和８年に出てきて、令和８年に国が決定したわけじゃないと思うんで、いついつから実施すべきだという答申が多分あったと思いますよ。じゃないと、そんな急にぽんって文科省がいきなり下に下ろすなんてことはないと思うんですよ。

だから、学級数もある程度把握してますよね。多分、部内でも今の話だったら、令和８年２月まで部内でいっこも教室が足らないっていう話が出てこなかったっていう話ですよね。そんなことありますか。

○西口　崇教育未来創生室参事　当然、早い段階で生徒数が増えるということは分かっておりましたので、部内ではそういった教室不足っていう話、協議等は行っておりました。

ただ、国の法律の改正というところがきっちりと決まっていませんでしたので、予定で動きを取り出すというところがなかなかしにくかったというところがありましたので、はっきりとした段階から動きを取ったというふうに認識しております。

○井上真佐美委員長　それでは、先ほどの後藤委員の質疑で保留となっていました答弁を受けることにします。

○仲田理恵学校管理課主幹　お時間頂きまして申し訳ございません。先ほど御質問のありました決算書附属書類39ページの学校施設環境改善交付金につきまして、６億8,611万7,000円につきましては、令和６年度から７年度に繰り越した交付金及び令和７年度から令和８年度へ繰り越した交付金の合計となります。

そのうち３億1,504万5,000円につきましては、令和６年度から７年度に繰り越したもので、こちらの金額に関しましては、工事等に全て充当しております。お時間頂き、ありがとうございました。

○野田泰弘委員　資料請求していた分、作っていただいてありがとうございます。今回も人事権移譲について質問させていただきたいと思います。

もう長年、この件に関しましては反対の立場で強く決算委員会でもやってまいりましたが、一向にこれがいつまでこんなことやってんのという思いがする。人事権、はっきり言いまして、私は人事権を移譲しても、全く教育改革とは関係のないということだけは冒頭にお伝えしておきます。

まず、最初にもう一度確認しますよ。人事権の導入、目的は何ですか、これは。

○福永昌高教育未来創生室参事　学校教育部が考えております人事権移譲を目指す目的というところでございますが、まず、教員人事権の移譲につきましては、地域の特性であったり、個に応じた魅力ある学校の教育、こちらを推進するための手段の一つとして考えております。

本市が吹田の教育に責任を持って知識のみでなく総合的な人間力を養う教育を展開し、質の高い学校教育を実現する、そのための必要な資質能力ある人材を独自に確保するというところが有効な手段として考えますので、職員の人事権の移譲を目指しておるというところでございます。

○野田泰弘委員　ということは、今現在、地域の力とか魅力とか、そして資質向上は全くないと、府採用の教員では、いわゆるこういうものは、先ほどあなたがおっしゃった部分に関してはできてないと、そしてこれからもできないと、そういうことをおっしゃってるんですか。今の現状の教育を否定してるんですね。

○福永昌高教育未来創生室参事　先ほど申しましたのは、今の現状あるベースに、さらによりよくという

ような趣旨でございますので、今いる教職員ではこの教育目標が達成できないというような意味ではございません。現在の職員につきましても、吹田の教育に対して真摯に取り組んでいただいておると、そのように考えておりますし、地域との交流等につきましても適切に行われているものと認識しております。

○野田泰弘委員　さらに上積みしたいという教育の目的とか、そして学校の魅力って何ですか。今ではできない、人事権を持たなければできない、そういうものって何ですか。

○福永昌高教育未来創生室参事　吹田の教育の目的であったりとかっていうところにつきましては、第３期の吹田市教育ビジョンに掲げております教育目標・理念の実現にあると考えておりまして、当然、今いる教員も第３期の吹田市教育ビジョンに沿って、吹田の教育理念の実現に向けて取組を進めていただいていると、そのように考えております。

こちら今、本市のほうが目指しております人事権の移譲につきましては、現在の教員の取組を否定するようなものではなくて、今後につきまして採用、配置、育成をより一体的に行う仕組みづくりのあくまでも手段であると、そのように考えております。

○野田泰弘委員　あなた方は手段が欲しいだけなんですよ。権限の拡充が欲しいだけなんですよ。教育は、目の前の子供たちをどうしていくかっていうことのほうが一番大事なんですよ。学校の魅力も大事ですよ、地域の力も必要ですよ、資質向上も必要ですよ。でも、今の教育の中で府採用の権限の中で十分できる話ばかりなんですよ。ただ、あなた方は、この権限がただただ欲しいだけなんですよ。僕はそう聞こえて仕方がない。だってこれを得ないとできないものなんて何一つない。

だから、導入後、これが導入された場合、何がどう違うのか、どこがどう変わるのか、何もおっしゃってませんよね。今、これができない、今、できないことを言って。人事権を持っていればできるけど、そのことをしたいために人事権をもらうんですと、何ができないの。

○福永昌高教育未来創生室参事　何ができないということではなくて、採用から研修、そして配置まで、それらを一体的に本市の責任でもって取り組むことができるようになるというふうに考えております。

○野田泰弘委員　採用ね、資料にもありますように、教員の採用の過去５年間、あります。これ、ちょっと倍率しか載ってないんですが、いわゆるもう受験者数が、もう激減してるというのも現実ですよ。特にもう我々に関係するのは府教委の分だけですよ。小学校はこの５年間で3.3倍から1.9倍、受験者数はそんなに変わってないんですよ。200人ぐらいしか減ってないんですよ。でも、倍率がもうこんなに下がってしまっているということです。各中学校教科もそうですね。もう１倍台がずらっと並んでるんですよ。

この状況の中で、何で吹田市の採用試験を開けば、行えば、吹田市に来るんですか。このパイというのは変わらないですよ。大阪市を受ける人は大阪市なんですよ。堺を受ける人は堺なんですよ。豊能地区から流れてくる可能性はあったとしても、豊能地区であっても低迷してますよ。倍率が上がったっていうけども、この数字はありますけど、受験者数は減ってるんですよ、実際。小学校なんか123名減ってるんですよ。中学校に至っては107名減ってるんですよ、受験者数が。それで倍率が上がるという、それは採用数を絞っただけなんですよ。そら、採用数を絞ったら倍率が上がりますよね。

なぜ、吹田市が採用試験、これ、みんな同じ同一日ですよ。４教育委員会とも同じ日にやるんですよ。別日は取れないんですよ。何でパイの取り合いする中で、何で吹田市だけが増える可能性があるんですか。どうすれば、何をもって、吹田市はこれじゃ駄目なんですか。

○福永昌高教育未来創生室参事　確かに委員おっしゃいますように受験者の確保というところは、大きな課題であるというふうに認識をしております。特に大阪府と協議をする中でも、やはり、教員採用試験の受験者の確保というものはとても大きな課題ですよということは示唆されておりまして、本市のほうでもそのように認識をしております。

そのために、まず、本市を受けていただけるよう

な環境整備が重要であると、そのように考えております。やはり、教育環境をしっかりと整備して、他市よりも吹田で働きたいというような環境整備が最も重要であると考えておりますので、現在は、教員の働き方改革を、やはり他市に先んじて取り組んでおりますので、その辺りをしっかり受験者にＰＲして十分に受験者数が確保できるというような目算が立ちました際にしっかり取組を進めていきたいと、このように考えております。

○野田泰弘委員　働き方改革、これは誰のためにやってんの。そういう受験者のためにやってんの。今、現実にいる先生方の、教職員のためにやっとんちゃうの。その働き方改革って吹田市を受験してほしいからやってんの。どういうこと、これ。

○福永昌高教育未来創生室参事　教員の働き方改革は、委員おっしゃいますとおり、今いる先生方の働き方をしっかり改善していくと。その先にあります目的としましては、子供によりよい教育を提供するというところにあります。そのよりよい教育に吹田でしっかり取り組めるということは、吹田の教職の魅力が上がることだと考えておりますので、その部分がしっかり受験者に伝わるならば、受験生もしっかり吹田のほうを見て集まってくれるのではないか、そのように考えております。

○野田泰弘委員　働き方改革は進めていかなければならない大事な仕事ですよ。当然ですよ、これは。

ただ、それをもっていわゆる吹田の教育をよくしたいって、今の現状のままの制度でできない。だから何遍も聞いてるでしょ、なぜできないのって。今の現状でできないことってあるのって。ないはずですよ。働き方改革だって、どこの市だって、どこの県だって、政令市だってやってますよ、どこでも。どこでもやってますよ。それは、市の教育委員会、府の教育委員会で、県の教育委員会でできる範囲でやってますから、みんな。別に吹田だけが特別いろんなことやってるわけじゃなくて、どこでもやってますよ。受験者数を増やすためであったりとかね。

ただ、問題は教育改革をすれば受験者数も増えるというのは論点のすり替え、全く関係ない。これは府教委でも言われとるはずですよ、関係ないって。教育改革はあくまでも教育改革なんですよ。それをもって、何で受験者数が増えるかっていう根拠が全く分からない。

今後、この受験者数を増やす取組はどうしていくの、この倍率を見て。どう増やしていったら受験者数が増えるの。吹田市が増えるって言うてるんでしょ。このパイから、いわゆる横取りするわけなんでしょ。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますように、受験生の母数というものは、教員免許を取得する学生さんの数が増えない限り増えてこないものと考えておりますので、仮に大阪府内で近隣の受験生というパイの大きさで考えますと変わりませんので、その中から本市を志望する学生をいかに増やしていくかというところが主眼になるのかなと考えております。

○野田泰弘委員　質問聞いてましたか。どうすれば増えるのって。どうあなたたちが動けば、このパイの中から、大阪府の中から持ってこれるの。

○福永昌高教育未来創生室参事　繰り返しになりますけれども、本市で働く魅力、教職の魅力というものをしっかりと伝えていく、そこが肝要かなと考えております。

○野田泰弘委員　何、吹田市で働く魅力って。具体的に言って。魅力って何なの。何が他市と違うの。

○福永昌高教育未来創生室参事　やはり、本市が掲げております教育目標をいかに実現できるか。まず、大事なのは、先生が本業に、本来の業務に専念できるような環境整備というところは大事かなと考えております。生徒に向き合う時間の確保であったりですとか、教材研究の時間であったりとか、そういうところをしっかり確保するために、今、教員の先生が担うべき仕事と教員以外が担える仕事と、その辺りをしっかり区別しまして、教員以外が取り組めるようなところに関しては、しっかりサポートの手を行政から差し伸べていきたいと、そういった思いで取組を進めているところでございます。

○野田泰弘委員　働き方改革の一覧を作っていただいてますけど、これ以外に、例えば今言ったものって何があんの、これ以外に。何をどうしたいの。担い

手を変えるとか、十分やってくれてますよ。

教員のいわゆる生徒と向き合う時間、ちゃんとつくってますよ。何がどうすんの。ほかに何がしたいの。このほかに。

○福永昌高教育未来創生室参事　国のほうでもある程度、教員が担うべき仕事と教員以外の者でも取り組めるような仕事というところは区別をしているところでございます。特に、ここに掲げるもの以外でいきますと、学校の例えば、調査統計等への回答業務であったりの負担軽減であるとか、ほかは学校徴収金なりは市教委のほうで積極的に学校から外して取りにいくであったりですとか、そういった部分かなと思います。

ちょっと主なところを資料のほうにまとめさせていただきましたので、資料以外でとなりますと、こういったところかなと考えております。

○野田泰弘委員　今ある働き方改革、教育改革の上にさらにあなた方がしたいのは、調査の統計とか徴収金とか、そんなもの今の現状でもできますやん、やろうと思ったら。何でこれが、もうそれだけやったら終わりなんでしょ。

この部分は、いいですか。何ら目の前の子供たちの教育とは関係ない。あなた方が進めたいのは何ですか。学校教育、子供たちを本当に吹田の学校で学んで、吹田の教育を受けて本当によかったと思わせるのが仕事なんじゃないんですか。それを何か統計とか調査とか、まだこれがあるんですみたいなこと言うとらんと、さっさとこんなことはやったらいいんじゃないんですか、できないんですか、人事権とどうこれ関係あるんですか。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますように、今、申しましたのは、教員の働き方改革という観点で申し上げておりまして、人事権の移譲につきましては、先ほども申しましたとおり、今、人事権の移譲を受けていないからできないではなくて、人事権の移譲を受けたならば、採用から人材育成、そして配置までを吹田市が一貫して責任を持って取り組むことで、今より、より責任の所在が明確になると、そういったところを目的とするものでございますので、教員の働き方改革で先ほど申し上げましたものができていないので吹田の教育がよくないと申したわけではございません。

○野田泰弘委員　あのね、府教委から採用で新採が配置されて、あなた方は今責任を持ってやってないっていうことやね。要するにそういうことでしょ。人事権を持てば採用からいろいろ人事も含めて責任を持ってできるけど、今、新採で入ってきた先生方は、責任を持ってできていないのでって、責任持ってやってくれてますよ、今。どこがどう違うの。今現在の責任と人事権を持った責任とは何がどう違うの。

○福永昌高教育未来創生室参事　人事権移譲を受ける前の現在の採用に関する責任は、大阪府教育委員会にあるものと考えております。

人事権移譲後につきましては、その責任を本市が受けることになりますので、吹田市教育委員会のほうで採用の責任を負うとそういったところの違いがございます。

○野田泰弘委員　採用の責任ってね、要するに、例えば採用試験のことなんかは、いわゆる大阪府のペーパーと、吹田市が行ったとしても同じペーパーを使うんでしょ、違う問題は絶対そんなにできないはずですよ、そんなに。吹田市として独自で問題をつくるなんてあり得ない。面接もそうでしょ、ある一定の基準でしょ。

だから、責任っていったって、大阪府は責任がないようなことを言う。押しつけられた新採には大阪府の責任だって。あなた方はこれを言うてるんですよ。大阪府採用は、いわゆる新採の責任はあなたのとこにあるので、府にあるので吹田市には責任ないと。しかし、吹田市が採用試験すれば責任ある。責任って何なの、責任って何があるの、それ。

先生はね、僕は思いますよ。長い年月かかって生徒と共に成長していくんですよ、ずっと。入った瞬間ね、出自が問題じゃないんですよ。生まれたところがね、責任があるとかないとかじゃないんですよ。先生はずっと長い年月かけて40年間かけて、生徒と共に成長していくもんなんですよ。それを出自、いわゆる生まれで決まるようなことを言うような教育委員会がね、私は非常に困りますねと思いますね。

先生方がこの中にもたくさんおると思いますけど

ね、先生は分かると思いますよ。学校現場を踏んできた先生方はね、分かるわ。

今、指導力不足の数字も頂きました。一応、報告的にはゼロなんだなって、よかったねって。うちは指導力不足はいないんだなって。それは府に報告する分にはゼロかも分かりませんけど。この指導力不足、いわゆる昔の問題教師とも不適格教師ともいろいろ言われた部分も昔はありましたけど、ここへたどり着くまで、報告にたどり着くまで、それぞれの学校の中で物すごく努力してるんですよ、校内の研修したり、担任が厳しかったらＴＴにやってみたり、複数担任ね、やってみたりやってるんですよ。もうそうやってした学校現場では、もうこれを出さないように、指導力不足として出さないように頑張ってるはずですよ。それは、指導力不足の教員は、いわゆるＴＴであったりとか研修をやってると聞いてますよ。誰かこれ教育委員会で知ってる人いる。そういうものがあるということを。ここへ数字が上がるまでに、学校現場の中で様々な努力をしているっていうことを知っている、聞いたことがあるという教育委員会の職員はおりますか、学校現場におる人は分かるでしょう。

○小林重信教育センター所長代理・指導主事　委員のおっしゃるとおり、資料に示している根拠に基づく指導改善研修はゼロでありますが、本市において、指導力に課題のあるといいますか、これからの教員はいないと断言するものではございません。

それにより、管理職による日々の観察や指導、校内での研修等を実施して、日々資質能力の向上に努めているところでございます。

○野田泰弘委員　いわゆる、これの数字を上げてしまうと片道切符でもうほとんど学校現場には帰ってこれないですよ。もう期間に関しても長年月研修を受けて、いよいよ何とかこれで頑張れるよっていうことを認められても。元の学校に帰ってくるというのが筋ですよね。なかなかこれはね、今までないんですけど、吹田市ではこの５年間、学校現場で再度受け入れるっていうのは極めて難しい状況になってくると思うんです。管理職やってた人間は分かるはずですよね。その人が帰ってきたら大変にまたなるんじゃないのかなと。

それは置いといて、要は何を言ってるかというと、人事権を持ったら、人事権以外にこういうものも全部つくらなあかんってことなんですよね。これだけ大阪府にお願いしますよなんていうのはあり得ない。この分も余分にいろんなものをこさえていかなあかんのですよ、こういう研修制度も含めて。こういうのはどう考えていますか、これ。ただ採用だけがどうのこうのっていうだけじゃなくて、それに伴う、前回も話をしました、様々なものをつくっていかなあかんのよ。人員が必要、予算も必要、こういうことを分かった上で人事権の移譲というのをおっしゃってるんですか。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますとおり、こちらの指導改善研修の話であったりですとか、懲戒であったり、処分であったり等の部分につきましても、人事権の移譲を受けましたら、吹田市教育委員会が任命権者として責任を負うことになるという部分がございますので、不服申立てであったり訴訟などリスクも含めて、人事権移譲を受けるに当たっては、必要な体制を取ることは必要と考えております。

委員おっしゃいますように、人員も当然、増員が必要でありますし、そういった体制はしっかり整えた上で移譲を受けるよう臨んでまいりたいと考えております。

○野田泰弘委員　教育センター、これは可能ですか。しんどいんちゃいますか。

○小林重信教育センター所長代理・指導主事　今後、学校に課題のある教員が出た場合、まずは、今現状と同じように学校が中心となり、管理職の日常的な観察等で指導を行っていくということになると思います。

その中で、市としていかにその学校をサポートし、教員の資質能力を向上していくかということについては、今後、検討しながら学校と協力して進めていく必要があると思います。

○野田泰弘委員　難しいということですよ。こういう制度も。

今さっき懲罰の話してましたよね。懲罰はね、確

かに持ってこれますよ。ただね、吹田市独自で懲罰は決められない。府教委と相談せなあかんのです、これは。だって、この案件に関して吹田市はこうです。でも府教委は前例がこうでしたと。その前例を超えてできるわけにはいかない。もしもそれをやってしまうと、教育の政治的介入ですよ、これは。

いわゆる、吹田市はもっと重い懲罰はこの先生に与えるべきだって言ったって、今までずっとそれでやってきた以上、それで行かざるを得ない。もらったってただ仕事が増えるだけ。だって今までの前例を超えるわけにはいかんのですよ。何のためにこれがあるんだと、余分な仕事をもらってるだけですよ。懲罰というのは、それ、くっついてきますからね。

だから、自動的に今までのとおり、オートマチックにこれはやる以外ないんです。僕はそう思いますよ。いかがですか。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますとおり、人事権の移譲を受けた場合につきましても、懲戒ですとか分限の基準、手続に関しては、委員おっしゃいますとおり府に準拠して対応することになると、そのようには考えております。

○野田泰弘委員　だから、吹田市単独でもらったって、このことは重くする、軽くする、もうこれをやってしまうと忖度になりますよ。もう教育委員会しか見てないんですよ。極めて危険な状態になりますよ。きちっとやっぱり厳正に、それは今までどおりやっていかなければならないと思いますのでね。

もう一つは、これが始まると、いわゆる吹田市からもう出たい先生を、要するに人事が硬直化しますからね。これがあると吹田市の中でしかもう人事はできないと。だから、始まる前に今いる学校の先生の中で、職員の中でね、もう吹田市から今後、出れなくなるので出たい先生は手を挙げてくださいと、これせなあきませんよね。どうですか。

○武井祐二教育未来創生室長　吹田市に人事権が移譲された際に、今、委員御指摘があったように吹田市の中での異動にとどまる、今の従来のような大阪府内の中での異動が制限されるということは御指摘のとおりではございますかと思いますけれども、そもそものまず人事権移譲を我々が目指す目的といたしまして、まず、その大きなところとしてのいわゆる、ちょっと繰り返しになりますけれども。

○野田泰弘委員　質問だけに答えてください。

○武井祐二教育未来創生室長　分かりました。委員おっしゃいますとおり制限がかかるかと思いますけれども、そこに関しては、また制度を整える際にきちんと考えてまいりたいと思います。

○野田泰弘委員　よく分からないんですが、あなた方は思いますと、分からないってことを言ってるんですか、そういうことは。どういうこと。答えて、ちゃんと。できる、できない。

○武井祐二教育未来創生室長　すみません、あやふやな答弁で申し訳ございませんでした。

こちらの人事権移譲につきまして、端的に申し上げると、こちらの検討がきちんと整い切ってないところもございます。きちんと整った暁に、きちんと議員の皆様にお示しができるような形で整えたいと思いますけれども、今、こちらの決算委員会という場でなかなかお答えできないこともございまして、申し訳ございません。

○野田泰弘委員　分かる人いる、分かる職員。

○前田壮賢教職員課長代理・指導主事　例えば、現在の豊能地区等に関しましても、吹田市から豊能地区に行く職員はいてます。ただ、見た目では異動というふうに見えるかもしれないんですが、一度、府を退職されて、豊能地区での採用となりますので、異動というふうな見え方をしていますが、退職してから採用という形は現在もあります。

○野田泰弘委員　だから、人事異動じゃないってことですよ。交流ですよ、これは。そういう手を使わない限りは、全部プロテクトがかかってしまうってことですよ。一斉に、どういう形になるか分かりませんが、いわゆる新規採用の分と辞める分との全然数字が分からないまま、初年度なんかも採用試験を行わなければならないという、物すごい難しい状態になってくる。それによって、過不足が出てしまったら誰が一番困るか。生徒ですよ、子供たちですよ。大人の都合によってこんなことになってしまうなんてもうあり得ない。だから、本当にこの件に関しては、途中でやめることはもうできないんですよ。一

度、移譲されたものはもう永久に、今の状況では、法律上では、吹田市はやり続けていかなければならないという、極めて非常に危険な部分があるということですよね。そう思いますよ。

この、いわゆる研修に関する資料を作っていただきました、新採研、いわゆる初任者研ですね。あと、５年、10年。吹田市は、研修をしっかりやってもらってますよ、現在も。いわゆる新採研修もきちっとやってくれてます。僕らの新採研修なんて、本当にあったかなかったかのような時代でしたけど、今やってます。僕ら、もう四十数年前ですけどね。

これだけきちっとやっぱり研修を、今現在、これも中核市になったから吹田市独自でやっていただいてるんですよ。これ、全部法定ですからせなあかん部分ですけどね。今まではずっと我孫子に行ってやってましたけど、本当に中核市になったから、そういう教職員の負担も今なくなって研修も地元で受けられるなっていう。すごく楽になったと思いますよ。

この研修をやっていくことで、しっかりやっぱり初任者研等で新人教員もできると思うしね、あとは、学校現場へ帰ったときに先輩とか生徒と共にいろんなことを学校現場でも研修していく。十分だと思うんですよ。さらにそれは、これで十分ってことはないかも分かりませんけど、人事権を持ったからってこの研修内容、何ら変わらないでしょ。答えてください。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますとおり、教職員の研修につきましては、既に吹田市のほうに権限が来ております。

今回、人事権移譲で取ろうとしておりますものは、任免、分限、懲戒、給与決定の事務というところになります。

○野田泰弘委員　答えになってないね。

○福永昌高教育未来創生室参事　委員おっしゃいますとおり、今、既に教職員研修の権限につきましては吹田市のほうに来た状態になっておりますので、人事権移譲完成後も変わることはございません。

○野田泰弘委員　そういうことなんですよ、結局。何ら変わらないということですよ。人事権を得たから、新採研が変わるとかもう法定で決まってますからね、やらなあかんのやから。実質的なことは、ほかにはないみたいやけど、あとは学校現場でやってくれてますからね。

いいですか、人事権を持ったって何らこういう研修は変わらないということ。ちょっとその辺のところはよくもう考えてもらわなあきませんね。

総合教育会議の資料を読ませてもらいました。そこで、こういう発言を、まず春藤副市長、こういうこと言ってますね。

大阪府に人事権移譲を申し上げているのは、今、教育改革をしないと間に合わないよということであって、別に人事権が欲しいわけじゃなくて、教育改革が緊急的に必要だということです。そうやと思いますよ。だから大阪府でやってる云々があるねんけど。

ただ、なかなかこの教育改革が難しいから、吹田市で人事権を持ってやっていくべきなのかと要望を上げてきたわけですと。

このように、春藤副市長はこの総合教育会議の中でおっしゃってるんですね。この、今しないと間に合わない教育改革と、人事権を持ってやっていくべきなのかという、この辺がよく分からないんです。何がこれ、人事権を持たないと、今、教育改革しても間に合わないと。春藤副市長、答えてください。

○春藤尚久副市長　これは、大阪府の要望の中でも私、申し上げておりますけれど、なりたい職業が教員なのかどうかっていうのが今、問題だと思っています。あまりにも教員の負担が大きくて、なりたい職業にとてもなってない。だから、大阪府のほうで改革ビジョンを示していただければ、吹田市はその先頭に立って改革に取り組んでいきたいけれど、そうでなければ、吹田市のほうで何か新しい取組をしていかなければならないと考えています。

それについては、今、教員が置かれてる立場が、家庭の問題とかにもかかわらざるを得ないことになってますので、福祉部門であるとか児童部門であるとかの職員が連携していく仕組みがつくれるんじゃないかとか、そういうふうな工夫は考えられると思いますと。

ただ、本来は大阪府で取り組んでいただきたいと

いうことを申し上げております。

○野田泰弘委員　学校の先生にね、担任の先生に、福祉的な相談、いわゆる経済的困窮とか、家族の中の病気とか、相談はしても解決はなかなか難しい部分がありますよ、福祉的なとことつながってないから。そのために、ＳＳＷがあるんですよ。ソーシャル、社会なんですよ。社会とつなげてくれるのがスクールソーシャルワーカーですよ。そのために、ＳＳＷというのが、それは我々の時代でもありましたよ。生徒から経済的な、福祉的なことを相談されたって教員の立場では難しい部分がありましたよ。ＳＳＷとかがいればきちっと学校現場でその人をつなげて、これは人事権と関係なくできますよ、学校でできますよ、それは。やってましたよ、それはきちっと。だから、人事権は全くこれ、関係ない。吹田市で今、ＳＳＷは配置されてますけど、十分できる話なんですよ。社会的資源を紹介する、福祉的資源を紹介する、そのためにＳＳＷがいるんですよ。だからソーシャルってつくんですよ、社会的な資源をつなげるために。何でこれが人事権がないとできないんですか、今までずっとこれやってるはずですよ。答えてください。何で人事権がないとこれができないのか。

○福永昌高教育未来創生室参事　人事権移譲がなくても、もちろんできる取組はしっかり取り組んでいきます。人事権移譲を受けたならば、採用、任命、配置、研修、それらが一挙に吹田市の責任としてできるので、よりよい教育を提供するための手段として人事権を取りたいと、移譲を受けたいとそういう思いでございますので、今、人事権移譲が受けれていないのでそういったことには取り組めないということではございません。

○野田泰弘委員　採用、任命、配置ってさ、やってるやん、今現在でも。任命もやってるやん、配置もやってるやん、全部やってますよ、今、自分とこで。

採用はね、そら採用試験やから向こうでやってますけど、基本的にさっきも言ったように、うちでやったって同じ問題ですよ。もうそれをやってしまうと、採用試験のための面接官なり、ペーパーにしろ何にしろ、全部の教員で出張らなあかんですよ、これ。もうそんなん、全然人が足りません、全く足らない。

そんな状況の中で、さらに仕事の負担も増えるんですよ。だって、そんな一部の人間だけで教員採用試験なんか対応できませんから。あなた方はそういう問題をすり替えながら、この人事の権限移譲だけは欲しくて、私はやってるようには見える。目の前の子供のためにやらなければならないことがたくさんあるんですよ。不登校、1,000人もうじき超えるかもしれませんよ。いろいろ手を打ってくれている、いろいろ頑張ってくれても、時代の流れもあったりとかしてなかなかこれは減らすことが難しい。だったら、減らすことが難しいなら、この不登校の子供たちのために何ができるのかって。僕は何遍も言いますけど、不登校もね、限られた時間だけなんですよ。６年、３年しかもう無理なんですよ。あとはもう仕方がないんですよ。それを抱えるのは家庭ですよ。少しでも家庭のために、保護者のために寄り添っていかなければならない。

学力向上もそう。吹田市は学力高いほうだと思いますよ。学校の先生、頑張ってくれてますよ。確かに塾の力っていう声も聞きますけど、それでも吹田市の教育は頑張ってくれてますよ。

給食の問題、これもこれから抱えますよ。令和10年までの間、もう絶対これも前に進めなあかん。そんな問題をいろいろ抱えながら、何でこんなことを今しなければならないのか、全く分からない。どれだけあなた方の、教職員課の、いわゆる教育委員会のお金と人と、物すごい労力を取られるか。これは今、非常に大事なものやと思います。

それでね、今、春藤副市長の総合教育会議の議事録も読ませていただいたんですけど。ほかにもね、これは市長がおっしゃってますね、今の私立、どうなっているのか。私立の手厚い教育とだんだん格差が出てきているような気がしますと。

そりゃそうやと思いますよ。私学と公立とは全く違いますからね。公立は、文科省の教育指導要領によって、全国どこ行っても同じ、平均的なものをきちっと教育するというような下でやってますから。でも私立はね、もう独自性ですよ。どんな教育でもというかね、その学校のいわゆる独自性でやってる

んですよ。進学を勧めたい中高一貫教育やスポーツに特化したいろいろができますよ。差が開くの当たり前ですよ、こんなものは。

それを踏まえて、それを吹田市単独でできるかというと、人事権がない、人事権が移譲されれば次の手を打てるんですけれどもと。人事権があれば次の手、人事権がないからできない。先ほどもずっと言ってきました、人事権がなければできない次の手って、この総合教育会議の中でどういう結論が出たんですか。何なんですか、これ。市長の言った言葉やから分からない部分あるかもしれんけど、これ、会議の議事録ですから、これを聞いた人はそのままスルーしてしまってるんですか。これ、教育長も出てますよね、総合教育会議には。僕の持ってる資料で、日付は、これは令和５年２月19日の総合教育会議の議事録です。これはね、ごめん、前の教育長やね。それならもう仕方がないですわ、結構です。これはもう直接本人に聞くしかないと思います。

ただね、その続きの文章の中に、中核市で人事権を持つという日本初の事例、これは法律上許されてますから、引き続き目指していきたいと。私、この議事録読んでね、中核市で人事権を持つのが全国初、これが欲しいのかというような気がして、こういう行間から読めるんですね。そんなものは別に我々にとってあんまり必要じゃないと思う。何でこんな言葉が出てくるのかよく分からんけど、非常にそれが私は。この日本初の事例であるというね。日本初とは逆に言えばね、どこもやったことない、みんなしたくないってことですよ。ほかの中核市はこんなことは全くしたくないって。するだけお金と労力がかかって、いわゆる教員がそろえられるかどうかっていう不安に毎年毎年駆られて、学校現場の教育委員会はその仕事に追われてしまうということ。あとは、この人事の硬直化にしろ、何にしろいっぱいこの問題を抱えているということ。

ただ、吹田市の職員の採用試験と教員の採用試験とは全く違うということをよく理解していただきたいんです、教育委員会も。ここの職員さんはね、そらスキルアップとか、いろいろとやっぱり配置転換があっていろいろ変わるけども、先生、教職員というのは、やっぱり生徒と共に、何遍も最初に言いましたけど、ずっと成長していかなければならない。ここの人が成長するとかしないとかそういうのは言うてませんよ。人を、生徒をいわゆる教育していかなければならない大事な仕事なんですよ。だから、それなりにきちっと大きな枠で、たくさんの受験者の中でよりすぐっていくのがやっぱり大事だと。昔は30倍、40倍という倍率がざらにありましたからね。今、このように、もう1.9倍ですよ。もう1.何倍がずらっと中学校には並んでますよ。今、この極めて状況の厳しい中で、吹田市だけが受験者数を集められるんですという、全くそれはもう未知数。今いる先生で、どれだけ先生の資質向上ができるか。魅力向上も現在のやり方で全然できます。そのことをもう一度理解していただけるように、よく考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

取りあえず一旦置いときます。

○井上真佐美委員長　質問の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

（午後０時９分　休憩）

（午後１時10分　再開）

○井上真佐美委員長　委員会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○塩見みゆき委員　お願いします。

資料を御用意いただきまして、ありがとうございます。用意していただいた資料に従って、質問をさせていただきたいと思います。

まず、不登校児童・生徒、保護者への支援対策内容と効果っていう資料を頂きました。令和７年（2025年）に居場所サポーターを20校に拡大されたということで、ほかの委員さんからもあったと思いますけど、学校に行けない、ただ、校内までは何とか行けるっていうお子さんに対して、サポートができるようになったということで、すごく評価ができると思っています。

20校ということでいうと、あと小学校については19校、中学校については14校には、サポーターがまだおられないということで、そうしたところについてはどのような対応がされているのか、お聞かせください。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　居場所サポーターが配置されていない学校におきましても、校内教育支援教室は設置しておりますので、各教員の中で授業のない時間帯をそれぞれ捻出して、校内教育支援教室を運営しております。また、そこでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、子供たちが安心して過ごせる居場所というのを整えております。

○塩見みゆき委員　そうしたら、なかなかサポーターがつかない間は、授業が空いている先生などが交代でされているということですけど、じゃあこのサポーターがおられない学校については、別に教員の加配というのはあるんですか。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　居場所サポーターがついてない学校におきまして、特別に何か加配の教員がついているとか、そういうものではございません。

○塩見みゆき委員　現場でのやりくりがされているということだと思いますので、一日も早く残ったところにもサポーターがつけられるように、お願いをしておきたいと思います。

　次、教育支援教室あるくの森の資料も頂きました。現在、こちらのほうに通っておられる、今、入室されているお子さんが199人ということで、以前にもお聞きしたときに、教室への入室可能な人数というのが約100名ぐらいかなということだったんですね。曜日で振り分けたりしてやっているということだったんですけども、今、この通っておられる199名のうち、毎日でも来たいと希望されている方というのは、大体何人といいますか、何割ぐらいおられるのか。二日から三日ぐらい来るのが可能なお子さんってどれぐらいなのか、その辺、教えてください。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　現在入室している児童、生徒のうち毎日通いたいということで聞いている児童、生徒につきましては、すみません、今すぐ割合をちょっと申し上げられないんですけれども、１割ぐらいかなというところで思っております。

　先ほど、定員の話も頂いたんですけれども、施設のキャパシティーを超えているからといって、入室の日数を制限しているということはございません。

○塩見みゆき委員　そうしたら、もちろん弾力運用というか、決まってないのかもしれませんが、来られたお子さんについては、もう受け入れていると。少々、日によってはちょっと窮屈な感じになってしまうこともあるけれども、それを受け入れているということでしょうか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　１日の登室している児童、生徒の数につきましては、今現在、すごく多い日で50名程度までとなっておりますので、その日に来られた方に関しては、皆さん受け入れています。

○塩見みゆき委員　分かりました。じゃあ、特に今のところは、逆にもう何曜日に来てねとか、そういうあまり制限つけずにやれているということでよろしいですか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　児童、生徒の心身の状況ですとか、活動の様子を踏まえながら、登室日数については相談をしながら決めていっているところでございます。

○塩見みゆき委員　分かりました。その方のその日の朝起きての気分もあるでしょうから、何曜日というふうに決められちゃうと、ちょっと窮屈になっちゃうかなという気がしましたので、そこは柔軟に御本人さんの様子を見て決めておられるということですので、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

　もう一つ、保護者支援もお聞きをしました。ここの、あるくの森のところに、こちらへ通っておられる保護者の懇談会とか、それから少し前にもありましたけど、市のＰＴＡ協議会と連携した不登校フォーラムみたいなところが、親同士、お話ができたりする場所じゃないかということで書いていただいているんですが、実際、この保護者懇談会というのはどれぐらいの頻度でされているのか。その中身についてもちょっと教えていただけたらと思います。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　あるくの森における保護者懇談会に関しましては、昨年度、年２回実施をしております。中身につきましては、卒業生の、今、高校生年代の方をお呼びして、当時、

中学生の頃実際に感じていたことですとか、保護者の方に知っておいてほしいことですとか、自分がどうやって進路を選んでいったのかというようなことをお話ししていただくという機会を取りました。また、こちらからも、あるくの森のほうからも、進路選択についてお話をさせていただいたりですとか、保護者の方同士で交流いただく時間を設けております。

○塩見みゆき委員　懇談会でつながって、親御さんが自主的に何かそういうサークルというんですか、そういうお話ができる場所みたいなのをつくっておられるような、そんな事例はありますか。

○冨士谷彩香教育センター主幹・指導主事　あるくの森の懇談会をきっかけにというところまでは、ちょっと把握できてはいないんですけれども、保護者の方同士では、連絡先を交換されたというようなお話は聞いております。

○塩見みゆき委員　もちろんお子さんもそうですし、親御さんもそうですけど、専門家からいろいろアドバイスを受けたりっていうことも非常に必要だと思うんですが、先ほど言われた卒業生の、実際に不登校であった方のお話を聞いたりとか、それから親同士、まずはもう自分たちが同じような悩みを抱えて、毎日、子供さんと過ごしておられると思うんですけど、まずは親御さんが、ちょっと一定、先が明るくなって元気じゃないと、子供たちが余計に何か罪悪感を感じてしまうような、何かそんなことになると思うので、親も子も誰も悪くないので、子供たちが行きたくないときは、それも本当に休む権利だよっていうことで、安心して休めるためにも、まず悩んでいるお母さんたちが、お互いに悩みを話せて励まし合えるというか、支えるような場が必要かなというふうに思います。自主的にできたら一番私もいいと思いますし、府内にはいろんなサークルやら、吹田の中にもそういう関係の集まりみたいなものもあると思いますけど、ぜひ教育センターとしてもそういう場所を、情報を伝えてあげたりしていただければというふうに思いますので、お願いをします。

　続けて、効果ということで、数字的に年度で不登校児童・生徒数がどのように変わってきているかっていうのを示していただいて、これを見ると、令和５年ぐらいがちょっとピークで、そこからは少しずつ減少傾向というのがあるのかなというふうに思います。それと、３番目の、学校内外の機関等で専門的な相談、指導を受けていない児童・生徒数の推移ということで、令和７年度でいっても小学校で23名、中学校で86名ということにはなっているんですが、この数字というのは、もう全く、例えば学校の先生がお電話をかけても、あまり答えていただけないとか、全くそういう関係が保てない、そうした数字なのか、いやいや、いろんな関わりは専門ではないけれどもしているよっていう数字なのか、ちょっとこの23人と86人の実態を教えていただけますか。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　今、委員のおっしゃられたこの人数というものは、専門的な相談機関等にかかっていない児童、生徒でありまして、この子たちに関して、担任であったり、学年教員のほうが家庭訪問や面談等で関わっておりますので、決してどこともつながっていないというものではございません。

○塩見みゆき委員　いろいろ状況によってですけれども、もう全くどこともつながっていないような、そういういわゆる孤立したような状況の方はおられないという理解でよろしいですかね。分かりました。

　次に、お聞きをしたいのは、小・中学校の特別支援学級児童・生徒数及び障がい児の介助者とか、それから補助員ですね、その数を示していただいた資料を頂きましたので、ここについてお聞きをしたいと思います。

　まず、介助される職種が、この介助員と補助員と二つあるんですけれども、この違いについて教えてください。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　介助員と補助員の違いなんですけども、資格や応募条件のほうに違いはございません。違いにつきましては、介助員が週29時間勤務、午前から午後までの６時間を通しての勤務。補助員が週14時間勤務で、午前か午後のいずれかの勤務となっております。

○塩見みゆき委員　勤務時間は違いますけども、給与面なんかはどうなんでしょうか。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　給与面につきましても、介助員につきましては、週５日勤務で６時間というところ、補助員につきましては、週４日勤務で１日３時間30分という勤務になりますので、給与のほうも異なります。

○塩見みゆき委員　というのは、等級とかそういう違いのことですか。

○樋口雅俊学校教育室主幹　障がい児介助員につきましては、月額報酬の会計年度任用職員になっておりまして、報酬月額は17万4,898円から22万7,434円の幅での報酬となっております。

　続きまして、障がい児補助員につきましては、時給払いの会計年度任用職員になっておりまして、時給は1,456円となっております。

○塩見みゆき委員　これは同じ会計年度任用職員に当たるんでしょうか。

○樋口雅俊学校教育室主幹　どちらも現在は会計年度任用職員というふうになっております。もともとの成り立ちとしましては、障がい児介助員につきましては、非常勤の扱いになっておりまして、補助員のほうにつきましては会計年度任用職員となっております。

○塩見みゆき委員　これ、数を見せていただくと、だんだん学級数も増えていますし、対象となる児童や生徒も増加傾向になってます。一方、介助員と補助員の人数を見ますと、介助員のほうは減ってきてて、補助員のほうを増やしているということになっているんですけども、これについてはどうしてこういうことになっているんでしょうか。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　先ほど申し上げたとおり、障がい児介助員につきましては、かつては非常勤職員として配置をしておりました。令和２年度の会計年度任用職員制度の移行に伴いまして、今後は退職者の補充として新たな介助員を募集するのではなく、障がい児補助員を充てる、そういう方針へと変更したためでございます。

○塩見みゆき委員　どちらも資格については違いがないということでしたので、介助員のほうが特別何か資格をお持ちだということではないということで、勤務の時間帯が、今の働き方では違うのと、給与面、報酬の面で違いがあるんですけれども、やっぱりこの障がいをお持ちのお子さんというのは、一定の時間というか、期間というか、関係性ができて初めて信頼関係ができて、お子さんの発達の介助ができるというふうに思っていますので、比較的長い時間関わってこられた介助員をなくして、例えば、午前、午後、別の方が入られるということにもなるわけですけれども、そういうやり方っていいのかなっていう疑問があるんですけど、いかがでしょうか。

○福岡裕太学校教育室主幹・指導主事　委員おっしゃるとおり、児童、生徒と障がい児介助員・補助員の信頼関係は非常に大切であると考えております。確かに時間の違いはございます。人の配置も変わったりはするんですけども、委員おっしゃるとおり、そこの信頼関係は重要であると考えておりますので、基本的には介助員と同様に、補助員につきましても固定配置のほうをさせていただき、子供たちとの信頼関係に努めるようにさせていただいております。

○塩見みゆき委員　ずっとっていうことでもないといいますか、お子さんの障がいの程度とか、介助の必要なニーズに合わせて、介助員なり補助員の方を配置しておられるということですので、機械的に動かせるものではないというふうには思っているので、一定、そこら辺は現場では考えられて、配置はしておられるというふうには思うんですけれども、お聞きしていると月給制っていう非常勤時代からの給与体系がある方と、会計年度ということで、ちょっと言葉は悪いかもしれません、安上がりな雇い方のほうにシフトをしてきているというふうにも思えるんですね。

　やっぱり会計年度さんとはいえ、やっぱり同一労働、同一賃金ということでつくられた制度ですし、総務省のほうも、その会計年度さんの今設けられている上限についても、上限設定を撤廃してもいいよということも言ってるわけですから、逆にお給料やら、そういう条件の悪い方を増やすのではなくて、やっぱりそこを改善するということが、私は必要だというふうに思ってるんですけど。結局、そういうことですよね、介助員から補助員にシフトしていってるっていうのは。予算の問題じゃないんですか。

○樋口雅俊学校教育室主幹　障がい児補助員につきましては、障がい児童の人数が増えるとともに、その対象となる時間を手当てする人の求人というものになかなか苦慮したところもございまして、半日程度勤務ができる方を中心に集めることによって、素早く学校現場に障がい児補助員を配置するという目的で設置されたように聞いております。

○塩見みゆき委員　時間が短いほうが働きたいという方が多いっていうことですか。

○樋口雅俊学校教育室主幹　ちょっとどちらが多いかというのは、よく分からないところではありますが、１日３時間半程度であれば働ける方が一定数いらっしゃるということは、現状としてあったかと思います。

○塩見みゆき委員　確かに人材確保というのも、今、非常に課題ではあるんですけれども、逆に、きちんとまとまった時間働いて、やはり保険やらそこら辺も整っているっていうんですか、福利厚生もちゃんとあるほうが働きたいという方も一方ではおられるのでね、どちらがいいのかあれですけど、何よりもちょっと現場の状況を見て、改善できるところはしていっていただくように、これにということで決め打ちするのではなくて、そういう状況を見ながら対応していただきたいということで、それは求めておきたいというふうに思います。

それと、教育委員会でいうと職種といいますか、会計年度の方やら、府費で採用されている方も含めて、いろんな職種があるみたいなんですけれども、ちょっと分からないところがあるので教えていただいてもいいでしょうか。

以前、加配状況一覧というのを頂いたときに、確かな学びというのがあるのと、それから授業改善の推進とか、それから生徒指導主事とかあるんですね、食の指導とか。これはどういう目的といいますか、そういうので加配されているのでしょうか。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事　確かな学びを育む推進の加配について御説明させていただきます。こちらのほうは、大阪府のスクール・エンパワーメント推進事業というものがございまして、学校の学力向上であったりとか、そういうよりよい授業をつくっていくというようなことで、大阪府のほうから１名加配を頂いているものでございます。小学校、中学校それぞれ１名頂いているものでございます。

もう１点、授業改善の推進加配というものもございます。こちらのほうも大阪府のほうから頂いている加配なんですけれども、学校の授業改善、いわゆる先生方のよりよい授業をつくるために、様々な学級でＴＴと言われる、チームティーチングですね、教室の中で先生が二人いて、例えば経験の浅い先生に、その授業改善の先生が授業を見せながら、一緒に授業をつくり上げる、またはＴ２がフォローしながら、いい授業をつくっていくというような形での授業改善を図る加配でございます。

○塩見みゆき委員　分かりました。ただ、おっしゃっているように、小学校が35校あるうちの１名、中学校が18校あるうちの１名ということで、何を基準に配置をされているんでしょうか。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事　こちらのほうは、各学校の校長先生方とヒアリングを繰り返しまして、もちろん希望をということで、手を挙げていただいているものでもありますし、市の戦略として、例えば今、授業改善が必要だというようなことで、こちらから声をかけることももちろんございますが、こちら、毎年、大阪府のほうから頂けるものではなく、我々もプレゼンをしながら勝ち取ってくるというか、そういうような形で取るものにもなっております。少人数指導加配という習熟度別で二つに分けたりとか、一つの学級に二人教員が入ってというようなものと、学校で選べるようなものもございますので、授業改善の、先ほどお伝えした加配については、学校のほうも一定、選べるものでもありますので、そういったところで学校が先生方の様子を見ながら、戦略的に希望しているものでもあります。

○船橋　壮学校教育室主幹・指導主事　生徒指導主事に関しまして、中学校に関しましては18校全てについております。小学校の生徒指導主事に関しましては、クラス数を基準にして設置しております。

○漆畑敦史保健給食室参事・指導主事　食に関する指導に関しましては、加配の栄養教諭ということになりまして、学校のほうで食育だよりを配布したり、

デリバリー給食の中で、食に関しての興味、関心を高めるための助言指導等をする教員のほうが配属されている形になっております。

○塩見みゆき委員　分かりました。本当ならもう少し数が、府のほうも増やしていただいて、加配でたくさんつけば、やっぱり子供たちに関わる先生が増えるっていうことは、それだけでもプラスなのでいいかなと思いますけれども、そうやって府に対してプレゼンもして、そういう方を増やせるように努力をされているというのが分かりました。

次は、学校の包括管理業務についてお聞きをしたいと思います。これ、令和５年の後半から開始がされたということなんですけれども、予算額を見てみますと、修繕のほうがだんだんちょっと金額が増えているように思うんですけど、その理由についてお聞きしたいと思います。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　令和５年の後半から令和６年にかけて増加した理由につきましては、包括管理業務委託の開始が令和５年度後半であったことから、令和６年度にかけて増加をしております。令和６年度から令和７年度にかけての増加につきましては、過去の修繕実績を基に予算のほうを計上しておりましたが、施設の老朽化に伴うエアコンの突発的な故障であったり、プール関連の修繕が想定を大幅に上回って頻発したこと、建築資材の価格や人件費の上昇といった社会情勢の変化が重なったことによるものと考えております。

○塩見みゆき委員　分かりました。ますます老朽化に伴っては、こういうことが増えていくのであろうなっていうのは思います。マネジメントをする事業者があって、そこから学校で何かそういう不具合があった場合、業者さんのほうに連絡が行って、いろんな修繕なり樹木の除草やら剪定やらされるということなんですけれども、この事業者っていうのは何社ぐらいあるんでしょうか。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　事業者につきましては、修繕業者で使っておる事業者が41者、それから保守点検等の業務で使っております業者が合計38者となっております。

○塩見みゆき委員　分かりました。比較的市内の事業者を使っておられるというのも、この表から分かります。今はこの包括管理ということで、以前でしたら各学校に校務員さんがおられて、簡易な修繕なんかだったらされたりとか、樹木の剪定や除草なんかもされてたと思うんですけれども、現在、小学校何校、中学校何校に校務員さんがおられて、委託校は何校になっているのか教えてください。

○長尾和樹教育総務室主幹　校務員の人数なんですけれども、委託校務員のいる学校に関しては20校、直営校務員がいる学校に関しては33校となっております。

○塩見みゆき委員　これで令和７年と６年、それから令和５年の半年ということで包括管理業務をしてこられたんですけれども、どんなふうなメリットがあったり、デメリットがあるのか、そこら辺を教えてください。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　包括管理業務を導入してよかった点といたしましては、包括管理業務の導入によりまして、契約の一本化や問合せ窓口の一元化により、業務の効率化が図られていると思います。また、市内業者の活用につきまして、市外業者に発注していた業務を市内業者に切り替えることができておりますので、市内業者の活用が進んでいると受け止めております。

一方、包括管理業務における課題といたしましては、主に修繕に関する課題がございまして、依頼を受けてから修繕を実施するまでに少し時間を要していることや、施設への情報共有などに関して課題であるというふうに捉えております。

○塩見みゆき委員　分かりました。定型的な業務ということで、例えばですけれども、除草とか剪定というのは、大体１校で１年の間に何回とかって決まっているんでしょうか。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　樹木剪定につきましては、都度、学校からの要望に応じてという形になっておりまして、除草につきましては、必要に応じて年２回ということになっております。

○塩見みゆき委員　そうですか。じゃあ、学校から要望があれば、比較的それに応じてしていただいているっていうことですね。今回の、先ほど言われたメ

リット、デメリットといいますか、課題といいますか、それについてですけれども、現場の校長先生とか教頭先生とか、ほかの先生方とかの受け止めというのはどうなんでしょう、包括業務にしたことについて。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　毎年、学校に対してアンケート調査をさせていただいておりまして、おおむね好評いただいておりまして、不満と答えた割合については、小学校で8.8%、中学校では9.9%となっております。

○塩見みゆき委員　分かりました。じゃあ、９割方はみんな満足しているっていうことなんですかね。私たちが子供の頃からもそうですけど、校務員さんって、そこにいていただいて当たり前で、本当に小回りが利いていろんな身近なことをやっていただくというか、そういうイメージがあって、現場ではやっぱり子供たちから、例えばトイレのドアなんかも何か閉まりにくくなってるよとか、そういうことを直接校務員さんに言われて、校務員さんがすぐに対応してくれるみたいな、そういう業者を頼むほどじゃなくって、もう現場で解決できるっていうことを、ずっとしてこられていると思うんですよ。やっぱり校務員さんに対してのそういう評価みたいな、必要性みたいなものってどんなふうにお考えですか。

○長尾和樹教育総務室主幹　校務員に関しても、毎年度、校長先生へヒアリングを行っておりまして、その中でも校務員業務に関して、委託の校務員に関しても、スピード感であったり、仕事の丁寧さという形で評価をいただいているところでございます。

○塩見みゆき委員　本当に連携して、そういう学校のいろんな問題を解決するっていうところでは、校長先生、教頭先生、それから子供たち、ほかの先生も含めて、その声を受け止めてそれに応えるというか。修繕でいうと、いろいろもう校務員さんによったらこだわった道具なんかも持ってて、すぐ対応して、上手に直してくれるっていう。また、子供たちに求められたら、紙芝居のこんな台までつくって、それがずっと代々使われてて、伝説の校務員っていうお話もあるっていうことも聞いたんですけどね。その辺では、やっぱり学校の校務員さんっていうのは必要だと思うんですけど、さらに拡大をされるような感じで、今、調査もされているということなんですけどね。ここは決算なので、もう意見だけにしておきますけれども、何か全ての学校から校務員をなくしてしまうというのは、もったいないなというふうに思いますので、そこは現状とか、学校の状況にも合わせて考えていっていただきたいというふうに思います。

それから、３年間のいろんな事業の状況をお聞きした資料があって、そこからお聞きをしたいと思います。

まず、ＡＩを使って何か献立を立てるという、そういうことをされてますけれども、小学校、中学校それぞれ55万円ずつ使われてて、この献立作成に対する実証実験ということなんですけれども、令和７年度のうちにどんな実験といいますか、調査というか、研究というかされて、どう実用化までしようというふうになっているのか、その今の検証された状況ですね、それをお聞きしたいと思います。

○新屋美香保健給食室主幹　まず、ＡＩで献立の基本案が作成できるかどうか、献立作業にＡＩを導入することによる効果などについて実証実験を行い、その効果について研究を行っているものでございます。

令和７年度の内容としましては、こちらから献立作成する上で必要な過去のデータを委託先に渡して、委託側でまずＡＩを使った献立案を作成し、月１回程度の会議で一緒に評価、分析をしているものでございますが、１か月分の過去の献立から最適な組合せを選択した１か月分の献立自体は作成できているんですが、ただ、実用化に向けてはまだまだ課題がある状況になります。それらを踏まえまして、今年度も引き続き実証実験を行っていますので、導入に向けて引き続き検証内容を見て判断していきたいというふうに考えております。

○塩見みゆき委員　じゃあ、まあ言うたら過去の献立のデータを取り込んで、何か組合せみたいなのをＡＩがしてくれるというか、そんな感じのイメージなんですか。

○伊東昌宏保健給食室参事　現在考えてますのは、神奈川大学が開発しているＡＩモデルに１年間の献立

を読み込ませまして、そこから最適な組合せでの献立を作り出すというシステムの開発をしています。

○塩見みゆき委員　組合せだけだったら、何かＡＩじゃなくてもできるような感じがするんですけど、もっと高度な何かをやってるわけではないんですか。

○伊東昌宏保健給食室参事　組合せと併せまして、食物アレルギーの安全性を高めることや、残食が少ない献立については、どのようなことができるかというような追加の案件もございますし、献立作成には様々な条件もありますので、現在、栄養教諭や栄養士のほうで献立作成にかけている時間のほうを、できるだけ削減させて、食育への授業に回したいということでありますので、そこの時間の削減がどれだけできるかというのを見ているという状況でございます。

○塩見みゆき委員　吹田の過去のデータということだから、非常に栄養士さんたちが苦労して、吹田の給食って本当においしいと思いますが、そういうものを使ってということではあるんですけれども、やっぱり今はまだ実験中というか、その最中ですけれども、やっぱり栄養士さんの人間の力っていうのは、ちゃんときちんと使ってほしいなというか、そこに依拠してほしいなと思います。

　最後、タブレットについてですね、この間の購入された数と、それから金額ですね、それについてのネットワークシステムの構築や運用についての委託料も出していただきました。議会の質問でもお聞きしてるので、すごいやっぱり金額がもう桁違いに大きくなって、それもこれ毎年毎年、やっぱり必要になっている。タブレットなんかは、もちろん年次的に更新されるのであれですけれども、やっぱり大きなお金が要るということで、タブレットの購入については国から３分の２出るそうですけれども、ネットワークシステムについては国の補助はないということなんですが、実際に吹田だけじゃなくて、これについて各自治体なんかが国に要望してるとか、何か国がこんなふうに考えているとか、そんな動きというのはないんでしょうか。

○西村加奈教育センター参事　ＧＩＧＡスクール構想に係る費用につきましては、文部科学省であったり大阪府のほうに毎年要望しております。

○塩見みゆき委員　やっぱりすごいお金です。先ほどの介助員の方を補助員の方に替える、もちろんお金だけではないということですけれども、やっぱり教育現場で必要なのって、やっぱり人だと思います。いかにたくさんの先生が子供たちに関われるかっていうことがすごく重要なので、このタブレットというのも、今の時代、やむを得ない部分はありますが、一人１台、本当に必要なのかなっていうことも思いますし、言うたら本当に教育の教材であって、それにこんなにたくさんお金がかかっていくっていうのは、私はどうなのかなっていうのはいつも思っていますので、子供たちの様子やいろんなことは、現場できちんと見ていただいて、いろんな問題があっても、こういう端末から紙の教材に替えていくっていうところも実際にあるということも、前、質問させていただきましたけれども、きちんと子供たちの様子を見ていただいて、これが全てでないっていうところは、一定、思いながらやっていただきたいと思いますし、国が始めたことですので、きちんと財政面でも、国のほうに求めていっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

○林　恭広副委員長　よろしくお願いします。資料の作成を皆さんいただきまして、ありがとうございます。その資料から数点質問させていただきます。まず、老朽化対策の実績の資料についてお聞きいたします。

　老朽化対策のこの資料を拝見させていただくと、老朽化対策工事等という項目があるんですけど、それは何件って書いてあるんですけど、その何件というものの、細かくじゃなくて結構ですので、主な内容というのをお聞かせください。

○嶺岸智子学校管理課主幹　老朽化対策工事といたしましては、経年劣化による機能低下を防ぐものとして工事を行っておりまして、外壁改修であるとか、防水改修、サッシ、防火扉の改修、トイレのリニューアル、排水設備の更新等を行っているものでございます。

○林　恭広副委員長　次、修繕のほうの主な内容というのはどういうものなのか教えてください。

○嶺岸智子学校管理課主幹　修繕といたしましては、既存の施設や設備が壊れたり劣化したりした部分について、元の機能、状態に戻すために行う工事でありまして、雨漏りした屋根の部分補修であるとか、漏水した管の部分的な交換、エアコン等空調の故障への対応等を行っているものでございます。

○林　恭広副委員長　学校施設が全体的に経年劣化していく今この状況で、限られた財源で計画的な長寿命化や緊急的な修繕ニーズにどのように対応しているのか、実績を踏まえた内容でお聞かせください。

○嶺岸智子学校管理課主幹　財源は、副委員長のおっしゃるとおり限られたものでございまして、これまで行ってきた計画的なものとしましては、計画的に耐震補強、校舎と屋内運動場の大規模改修、トイレリニューアル工事等を実施してまいりました。

○林　恭広副委員長　修繕の話に戻るんですけど、先ほど、校務員さんの話が出てきて、校務員さんっていうのは、どこまでの緊急的な修繕、対策を取っておられるのかというのを、お聞かせいただけたらなと思います。

○長尾和樹教育総務室主幹　校務員が行う修繕に関しては軽易なものとなっておりまして、例えば教室のドアが外れたのでそれを直すであるとか、窓ガラスが割れたので、一時的に応急手当てをするような、そういったものがイメージであるかなというところでございます。

○林　恭広副委員長　であれば、専門性を持ってるようなものについては、もう修繕になるというふうな理解でいいですよね。

○嶺岸智子学校管理課主幹　副委員長のおっしゃるとおりでございます。

○林　恭広副委員長　実際、学校で修繕しないといけないようなものがそれなりに、毎年度、毎年度出てくるのかなと思うんですけど、それってどういう、これ見てるとそれなりの金額が使われてるな、それなりに件数があるなというのは理解できるんですけれど、各学校における施設の傷み具合や優先順位を、どんな基準で見ていって、工事のスケジュール等々を立てているのかっていうような判断の基準があれば、お聞かせいただけたらなと思います。

○嶺岸智子学校管理課主幹　副委員長のおっしゃるとおり、学校現場からの要請は、日々、包括業者のほうへ修繕依頼が上がってきております。非常に件数が多いところでございまして、予算にも限りがあることから、優先順位が必要となってくるんですけれども、まずは緊急性の高いもの、エアコンの不具合であるとか、児童の教育環境に影響があるものを優先的に実施しておるところでございます。

○林　恭広副委員長　じゃあ、その都度出てくるようなものについて、対応がどちらかというと遅くなることが結構あるのかなと思うんですけど、そこは予算の範囲内だと思うので、年度内にできないものは次年度に持ち越してとかというふうに、全て上がってきたものに対しては処理をされているというように思っていたらいいんですね。

○嶺岸智子学校管理課主幹　大変多く件数が上がってくるところがございまして、まずその実施の可否についても判断はしております。緊急性の高いものについては、当該年度で実施をいたしまして、この事案については次年度に対応など、優先順位をつけておるところでございます。全ての事案を修繕できているかと申しますと、応急処置という形で、実施をしてないものも含まれているとは考えております。

○林　恭広副委員長　次の資料の質問に移りたいと思います。

　不登校関係の資料の話なんですけど、令和５年度から府費職員として、校内教育支援員という方がおられて、そこから令和６年度、その方はおられますけれど、市費職員として居場所サポーターが配置されたという経緯があるんですけど、これ、校内教育支援員という方は、７年度だったらいないんですけど、もう今なくなったんですか、制度的に。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　令和５年度から始まりましたこの校内教育支援員、府費の職員なんですけども、大阪府の不登校等対策支援事業の中で、大阪府より加配として頂いていた人員になります。令和７年度より、この大阪府不登校等対策支援事業の中身がちょっと変更になりまして、加配を頂くのではなくて、こちらで人を探してきて、そこに対する予算の３分の１を府から頂けるという形に変

わりました。

○林　恭広副委員長　そういうふうな流れがあるから、今、市費職員という立ち位置の方を、居場所サポーターとして置いているというような理解でいいですよね。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　副委員長のおっしゃるとおりです。

○林　恭広副委員長　ということは、すみません、この市費職員って書いてるんですけど、その中身って、市の負担のお金だけじゃなくて、今おっしゃっていただいた、府から頂けるようなお金も入った職員さんという認識でいいんですか。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　この居場所サポーターにつきましては、国、府、市がそれぞれ3分の1負担をしている状況でございます。

○林　恭広副委員長　承知いたしました。

あと、この資料のナンバー3のほうに移るんですけれど、今、小学校、中学校で一定、不登校児童・生徒が減ってるようなときもあるんですけど、特に中学校の子供たちに関しては、新規不登校生徒が増えているというような現状で、これ中身がちょっと分からないので答えていただきたいなと。前年度だけでいいんで教えていただきたいんですけど、小学校、中学校で、報道等で聞くところによると、高学年になれば不登校がちょっと増えていくというようなこともあるというふうに聞いているんですけど、小学校なんかは高学年が増えてて、中学校になったら、そのまま一緒のように増えていくっていうような理解でいいのか、それとも実は小学校は低学年の子も結構いましてねというような話になっているのか、吹田の状況を教えていただきたいなと思います。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　不登校につきましては、小学校、どの学年も一定数おりますが、やはり学年が上がるごとに人数が増える傾向にございます。また、中学生に上がった際に、小学校のとき不登校だったけども、中学校に上がって心機一転頑張れる子もいますが、やはり中1ギャップというところで、なかなか中1の学習面であったり、生活リズムが大きく変わるというところで、不登校に陥る子が増えているという現状もございます。

○林　恭広副委員長　新規の数が令和6年度、7年度で結構増えているんですけど、数が増えているのはいろんな意味合いで理解はしているんですけど、ここの要因というか、何かあれば教えていただきたいなと思います。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　不登校、長期欠席者数も含めてなんですけども、要因として令和7年度に文部科学省のほうで調査した結果が出ておりまして、その中では、コロナ禍があったことであったり、また教育機会確保法によって、休養の必要性というものが言われておりまして、それの考え方が学校や社会に浸透したこと、また学びの場は学校だけではないということが示されたことなどから、休むことへのハードルが下がったことが大きな要因ではないかと考えております。

○林　恭広副委員長　不登校が当たり前になってきたと言ったらあれですけど、社会的に普通にみなされるようになってきたから、どちらかというと多くなったよねというようなイメージですかね。

○栗林秀明学校教育室主幹・指導主事　それも一つの要因かなと思います。もちろん教職員のほうで、体調不良であったり、なかなか学校に行けない子供たちへの早期の支援、指導というところに課題があったことも要因の一つと考えております。

○林　恭広副委員長　私も、ここにおられる方、皆さんそうだと思うんですけど、自分が中学校のときのこととか考えて、これだけたくさんいたのかなって本当に思っていて、学校に行くのが、僕の場合は当たり前だった人間なので、今、このような状況になっているというのが、結構、理解できてないというのが正直な話なんですけど。ただ、子供たちがどのように大人になる前の段階で、自分たちで自立できるような環境を整えていただけるかっていうのは、教育委員会の方々のお仕事の重要なところだと思いますので、引き続き、いろいろと頭使っていただくことになると思いますけど、お仕事をしていただけたらなと思います。

あと、小学校の遊具について、以前、議会で質問をさせていただいたことがあるので、それについて。私、質問させていただいたときというのは、遊具が

緊急的になくなってしまって、新しい遊具がまだあまりたくさんついてないというような時期だと思うんですけど、令和７年度時点で、どれぐらいの小学校で遊具がきっちりついていってて、まだ残りどれだけつけれてなかったというところがあるのかというのを、お示しいただけたらなと思います。

○片岡慎太朗学校管理課主幹　現時点で、小学校35校中13校が整備済みとなっておりまして、７校が運動場のスペースの問題で整備ができない状況となっております。今後の整備予定といたしましては、15校ありまして、令和10年度をめどに、整備完了するように努めておるところです。

○林　恭広副委員長　令和10年度というふうに今おっしゃっていただいたんですけど、なるべく早く遊具のほう、取付けをよろしくお願いいたします。

万博の児童・生徒招待事業の話も議会で取り扱わせていただいて、その際に教育長から、児童、生徒がいのち輝く未来社会のデザインを意識できるような教育活動を促してまいりますというふうに御答弁を頂いておったんですけれども、昨日、万博ですね、終わってちょうど１年というところで、令和７年度の取組として、児童・生徒招待事業から撤退された本市として、どのように子供たちに教育の体験の場を、体験の場はなかったと思うんですけど、万博を感じていただけると、いのち輝く未来社会のデザインを感じていただけるというような教育を行ってこられたのか、何かあればお答えいただきたいです。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事　実際に学校として2025年日本国際博覧会のほうには行ってはいないんですけども、授業の中で取り上げるということで、教育活動の充実ということで教育長のほうからも、昨年度、機運を高めるためにも、授業の中で万博について取り上げるようにということで周知をしてまいりました。

各学校のほうでは、例えば、過去の大阪万博と今回の大阪万博とを比較する中で学びを深めることであったりとか、大屋根リングなどを図工の時間に実際に作成をしながら、なぜこういう構造になっているのかということを学びを深める。また、夏休みに向けて自分たちで調べ学習をしながら、実際に万博に行ったときのパンフレットを自分で作成をしてとか、そこの中には国際理解ということで、海外から来られた方にインタビューをしてみようというようなこと、そういったことにチャレンジする、そういった具体的な各学校の取組ということは聞いております。また、それを実際にやっていこうということで周知を行ってまいりました。

○林　恭広副委員長　今お答えいただいたのは、小、中、高、全て、吹田市内にある全ての学校で行われてきたのか、それとも一部の学校で行われてきたのかどうなのか、お答えいただきたいです。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事　今取り上げた内容については、学校ごとに違うものでございます。各学校ごとに教育課程の編成は違いますし、それぞれの目標に応じた取組を学校ごとにしておりますが、全ての学校で何かしらの取組をしていることについては、確認をしております。

○林　恭広副委員長　何かしらの取組、そこは多分、学校ごとに、先生ごとに、クラスごとにいろいろ違うのかなと思いますが、実際、これ僕も議会で質問させていただいたときにお話しさせていただいておりましたけれども、みんなで行けなかった、校外学習として行けなかったっていうところは、もう子供たちにはずっと残り続けることだと思いますので、それが全てではないとは思いますけれども、引き続き、それができなかった子供たち、これは大人の都合で僕はできなかったというふうに思っておりますけど、その子供たちに対する、違う意味でも教育というのを、皆さん、しっかりと機会をつくっていただきたいなと思いますので、引き続きそこもよろしくお願いいたします。

○井上真佐美委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、学校教育部所管分に対する質疑は終了します。

―――――――――――――○―――――――――――――

○井上真佐美委員長　暫時休憩します。

（午後２時15分　休憩）

（午後２時20分　再開）

○井上真佐美委員長　分科会を再開します。

次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、地域教育部所管分を議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○後藤久美子委員　よろしくお願いいたします。

留守家庭児童育成室について、ちょっと先にお伺いしたいんですけれども、令和７年度が支援単位として133か所から150か所に増えていて、待機児童が７人からゼロ人というような、これは財務諸表の250ページの記載から質問させていただきたいんですけれども、令和７年度に支援単位を17か所増やして待機児童数を、先ほど申し上げましたけれども７人からゼロ人とされている。待機児童ゼロを実現できた要因について、あと施設確保、指導員確保、新たに４育成室で実施された運営業務委託が、それぞれどのように寄与したというか、評価されているのかなというところをお聞かせください。

○日比康二放課後子ども育成室参事　令和７年度からにつきましては、四つの育成室で業務委託をしておりまして、これまで非常に課題になっておりました指導員不足が解消した、これが一つの要因になっております。そのほか、学校との協力を得まして、部屋の整備を進めたこと。このことが待機児童の減少につながったものと考えております。

○堀　哲郎地域教育部次長　先ほどの答弁に少し補足をさせていただきます。４か所の委託によりまして、いわゆる待機児童を出さない効果があったというふうに思っておりますけれども、指導員の不足につきましては、現状でもなかなか人材確保が難しいというところがございまして、何とか待機児童を出さずに済んだというところが現実のところでございます。

○後藤久美子委員　指導員の確保は難しい現状であるというところで、ただ、令和７年度に関してはどうにか回避できたというところでお聞かせいただきました。

次に、豊津第二、あと南山田、佐竹台、津雲台のこれが４育成室になっていると思うんですけれども、新たに運営業務委託を実施されたことによって、運営業務委託料が前年度から約３億6,100万円増額しているというところで、この４育成室について、直営時と委託後で必要な職員数であったりとか、運営経費、児童一人当たりのコストというのはどのように変化したのか教えてください。

○日比康二放課後子ども育成室参事　四つの育成室を委託することによって、一つの支援の単位につきまして、２名の指導員及び補助員の直営の分が委託に移ったという形になっております。そのほか、コスト面でいきますと、委託育成室につきましては、直営育成室の指導員に比べて、処遇改善が少し遅れているところがございますので、その分だけコストが減少していると、そういうふうに考えております。

○後藤久美子委員　民間委託の目的としてなんですけれども、長期的な指導員不足への対応もあるというふうにされているかと思うんですが、令和７年度に委託された、先ほどから申し上げてます４育成室では、実際に指導員不足の解消とか、安定的な人員配置にはつながったというふうに評価をしているということで大丈夫でしょうか。

○日比康二放課後子ども育成室参事　委託の事業者、その指導員、補助員を配置するというところを前提に受託をしておるところでございますので、そういった意味では、指導員の確保は進んでいるというとこではございます。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、委託事業者につきましても、非常に確保が難しい。直営も含めて、全ての育成室で、やっぱり指導員確保というのは非常に問題になっておりますので、何とか今のところは確保ができていると、そういうような状況でございます。

○後藤久美子委員　待機児童ゼロというのは、本当に評価に値するところかなと思ってまして、ただ、約３億円を超えたコストの中身っていうのは、今後も委託の実効性というのは検証していっていただきたいなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

あと、こどもプラザ事業で、財務諸表の374ページになると思いますけれども、こちらから質問いたします。江坂大池小学校、あと山田第一小学校で、令和６年から７年の２年間、民間委託モデル事業を実施されておりまして、資料には持続可能な事業となるように成果を検証したというふうにございます。

一方で、全体では開催日数が2,154回から2,231回に増加したものの、参加人数は１万2,311人の減となっております。モデル事業が令和７年で一区切りなので、この検証結果というか、そういったものを伺えたらなというふうに思います。地域ボランティアによる運営と比較されて、開催回数であったり、人員確保、あと運営経費、参加児童数、あと安全管理などで、もし違いというか、把握されていることがありましたら教えてください。

○村中亮平青少年室主査　委託モデル事業の目的としましては、地域ボランティアの担い手不足という課題がある中で、事業を通じて地域の負担を軽減し、人材の確保策などの手法を見いだすために２年間実施いたしました。民間事業者では、ＩＣＴによる運営支援ツールの活用であったり、ホームページを活用した人材採用を積極的に行いまして、省力化と人材確保を行っており、その手法を展開することで、一定の課題解決が図れると検証、分析を行いました。今年度からボランティアが見守り活動に専念しやすい環境を整備するために、各校にボランティアの運営報告用としてスマートフォンを配置し、謝礼金の計算をシステム化するとともに、市のホームページでも、希望する地区についてはフレンドの人材募集を開始するなど行いました。

○後藤久美子委員　モデル事業をやりましたというふうで終わらずに、２年間やった結果というのを、どうやって今後、検証していったらいいのかなというところで確認させていただきました。

続きまして、自然の家についてちょっとお聞きしたいです。令和７年度で言うと、これも主要な施策の成果の136ページにも記載がありまして、事業費が約1,772万円増になっており、これ利用者数は減ってるんですけれども、団体も減っておりまして、使用料の収入もちょっと減ってます。利用者数、一人当たりのコストは増えているというところで、市は万博開催に伴う貸切りバス不足、料金高騰が主因というふうにしております。

逆に、同じ青少年室所管の自然体験交流センターは増えている。利用者が４万1,905人から４万2,661人で、ここら辺はちょっと省略させていただきますけれども、使用料、収入とかも増えているというところで分析されておられます。

自然の家は、万博開催に伴う貸切りバス確保が困難で、利用者が約4,800人減少した一方、先ほどの自然体験交流センターでは、その影響による利用の振替があったというところで、この２施設を合わせた令和７年度の利用の動向というのは、どのように市として評価されているんでしょうか。

○佐野直樹青少年室主幹　自然の家及び自然体験交流センターの利用者数につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、万博の開催に伴って、貸切りバスの確保に伴う、自然の家のほうの利用者減少、そして自然体験交流センターの利用者増になっております。両施設合わせますと、令和６年度から比べますと令和７年度は若干の減少にはなっておりますが、おおむね例年どおりの人数かと考えております。

○後藤久美子委員　それと、旧西尾家住宅保存活用事業についても触れさせていただきます。主要な施策の成果の冊子で言うと134ページにありまして、財務諸表では385ページにあります。行政コスト計算書の中で、旧西尾家住宅保存修理工事の出来高金額増で、維持補修費が7,656万7,000円増えているというところ。あと、勘定科目で言うと固定負債、地方債の文化財保存事業債というのも１億858万1,000円増えております。解体調査によって想定外の状況が判明して、資材・人件費の高騰もあって、工事費増大が課題というふうに書かれております。旧西尾家住宅保存活用事業は、令和７年度は約４億2,800万円で、前年度から約8,400万円増加しております。令和７年度における増額について、当初、想定していなかった工事内容によるもの、物価、あと人件費上昇によるもの、それぞれどの程度だったのでしょうか。

○立岡宏美文化財保護課主査　令和６年度に比べまして令和７年度の増加分について、当初想定していなかった部分に関する増額というところが、ちょっとすみません、すぐにお答えできないので、ちょっと確認をさせていただければと思います。物価高騰に関しての増額というのは、1,353万円となっており

ます。

○後藤久美子委員　これ、私が見たのが財務諸表の385ページの行政コスト計算書の維持補修費であったりとか、貸借対照表の固定負債、地方債の部分で、前年度から約8,400万円ぐらいは増加してるのかなというところだったんですけれども、その先ほどのお答えでいいですか、ちょっとよく分からなかったので、ごめんなさい、もう一度ちょっと説明してもらってもいいですか。

○堀　哲郎地域教育部次長　ざっくりとした言い方になってしまいますけれども、昨年度は物価高騰ということで、インフレスライドによる増額というのはお願いをしたところでございます。ここがまず想定をしていなかったところ。工事につきましては、年度年度でスケジュールを組んで実施をしておりますので、各年度、均一した金額ではないというところがございます。そういうところから申し上げますと、計画をしていなかったものについては、先ほど申し上げたとおりのところで、あとについては、基本的にはそのスケジュールに沿って実施をしているものと認識をしております。

○後藤久美子委員　これ、解体調査で想定外の状況が判明したということでいいんですか。

○關　尚子文化財保護課長　西尾家の工事につきましては、我々が重要文化財の工事に慣れてないというところもあるんですけれども、解体をしてみると、少し想定と違うということが多々ございまして、例えば先日、本年度の話ですけれども、井戸部分の地面の陥没を直そうと思ったときに、井戸の石組みが全然外れないとか、そういう細々とした想定外が多数出てきておりまして、財務諸表のほうに書かせていただいたのは、お金が極端に増えた理由というよりは、そういった手法等をしっかり検討していかないといけないというような意味合いも込めまして書いておるところでございます。

○後藤久美子委員　解体してみて出てくる問題っていうのがあるというのも理解しておりますし、その中で追加工事が必要になったりとか、契約の変更が生じてしまったりとかだったかなというふうに思いました。契約額というのは、その当初からどの程度増額したっていうのは、お答えいただけるんですかね、今。

○關　尚子文化財保護課長　当初というところが、少しずつインフレスライドとかで増えておるところでございまして、当初からの全ての合計は少しお時間を頂けたらと思います。すみません。

○後藤久美子委員　文化財だからという感じで、仕方なくで終わってしまわないようにというところで、せっかく決算の場だったので、変更の契約というものの妥当性というのも、見ていったほうがいいかなというところで質問させていただきました。

　あとは、青少年活動サポートプラザについても、ちょっとお伺いをいたします。財務諸表で言うと390ページに載っておりまして、新規相談件数がほぼ横ばいなんですけども、相談事業の決算額が4,223万7,370円から4,835万2,577円と、約611万円増というふうになっております。この事業の目的というのは、単なる相談受付じゃなくて、課題を抱えた39歳までの青少年の自立を促すというとこかなと思っているんですけれども、その成果指標が、新規相談件数298件というふうになっておりますけれども、この事業の目的として理解するべきところはあるんですが、令和７年度に支援した方のうち、就学、あと復学、就労、あと医療、福祉、サービスへの接続とか、支援によってその状況が改善した件数というのは把握されておられますでしょうか。

○西田伸幸青少年室主査　令和７年度におきまして、社会参画の件数ということで数は把握しております。もともと不登校であったり、ひきこもりであったりした方が復学や復職されたりとか、あとは就労移行支援事業所につながったりという形で、社会に参画した数となっております。

　令和７年度の数につきましては、すみません、ちょっと確認して、すぐに後ほどお答えさせていただきます。申し訳ございません。

○後藤久美子委員　相談事業費が先ほど610万円ほど増額というふうに言っておりますけれども、この増額の主な要因とかっていうのは、お答えいただけたりしますか。相談体制とか、伴走支援にどのような効果があったかというところです。

○西田伸幸青少年室主査　令和７年度からの決算額の増額611万円につきましては、主な理由としましては、昇給による増額の金額との差額と、加えて号数の見直しによるものでございます。庁内の各相談事業を行っている会計年度職員の等級、号数に見直したことにより、金額の増加となっております。

○後藤久美子委員　そうしたら、青少年クリエイティブセンターについてもちょっと伺っておきます。この財務諸表によると、382ページと383ページにまたいだものになりますけれども、令和７年度の施設利用者数が4,535人減となっております。主要な施策の成果のほうにも記載がありましたけれども、センター関係の決算額が約3,935万円増というふうになっておりまして、戻りますけれども、財務諸表に書かれているバランスシートには建て替え検討用地の取得による増というところで記載があるんですけれども。これは令和８年度以降の建て替えとかではなくて、令和７年度に実際に土地を取得した判断というか、令和７年度ってクリエイティブセンターの建て替え検討用地で約１億4,599万円分の土地を取得されていて、その取得された土地の面積だったり、そういういろんな価格算定の根拠だったり、令和７年度時点で取得が必要だというふうに判断された理由っていうのを、お示しいただけたらと思います。

○曽我明史青少年クリエイティブセンター館長　当該土地につきましては、クリエイティブセンターの移転・集約建て替え、こちら昨年の企画会議において方向性を確認したところでありますけれども、その方向性と申しますのが、クリエイティブセンターにつきまして運動広場の用地及びその周辺用地を取得した上で、そちらに施設再編していくというものでございます。その周辺用地取得のために、普通財産を等価交換用地としてこちらが所管することにしまして、いわゆる種地というやつですね、それを基に民有地を取得する、等価交換するという形のために、昨年度、普通財産を資産経営室から当センターに所管替えをしたものでございます。

○後藤久美子委員　一方で施設利用者数が4,500人ほど減少しているというところで、この減少の要因というものの分析ができているのかというところ、あと主催事業39件について、応募が集中した事業と定員に満たなかった事業っていうのは、どの程度あったかというのを聞かせていただいたら、私は質問を一旦終わります。

○西口　拓青少年クリエイティブセンター館長代理　まず、利用者数の減につきましては、5,000人弱になるんですけど、令和６年度につきまして、体育館とグラウンドを団体でお貸ししてた件がございました。具体的に言いますと、中学校、高校の体育館の改修が令和６年度にあった学校がありまして、そういったところが団体利用ということで、体育館をお貸ししてましたというところで、それが令和７年度は大幅に減りましたので、その分が大きく減っているという現状でございます。

続きまして、主催事業の応募の集中につきまして、人気のある事業につきましては、やはりクッキングとか、お出かけといった事業ですね、定員が少ない分になるんですけど、そういった分につきましては定員を大きく超えまして、かなりの応募があるというところでございます。

逆に今現在、習い事みたいな形ですね、クリエイティブセンターの中で手話とか英語授業とか、そういったものにつきましては、定員も多いというのもありまして、そこについては定員がちょっと割れているという現状でございまして、そちらについては今後もちょっと魅力的な事業となるように努力させていただきたいと考えております。

○井上真佐美委員長　先ほどの後藤久美子委員の質疑で保留となっておりました答弁を受けることにします。

○西田伸幸青少年室主査　先ほど御質問いただきました、子ども・若者総合相談センター、ぷらっとるーむ吹田の社会参画状況の数値について、お伝えさせていただきたいと思います。

令和７年度の社会参画の人数ですが、合計115名の方が社会参画という形になっております。そのうち一番多い人数なんですけれども、就労の方が39名、次いで進学の方が34名という形となっておりまして、その他、障がいの、いわゆる就労支援事業につながった方であったり、ボランティアにつながった方で

あったりとかがおります。

○井上真佐美委員長　先ほどの後藤久美子委員の質疑で保留となっておりました答弁を受けることにします。

○立岡宏美文化財保護課主査　先ほど、旧西尾家住宅の修理工事に関し、当初からの増額金額について、すぐの御答弁ができず大変失礼いたしました。

令和４年度の当初契約時と現在の契約金額を比較しますと、３億6,792万1,600円の増額となっております。

○關　尚子文化財保護課長　ただいまの答弁に補足をさせていただきます。今年度の５月議会のほうで契約変更、増額を御議決いただいておりますが、当初、令和４年度の時点で８億3,663万8,000円の当初契約だったところ、昨年度末の時点では９億3,443万9,000円でございました。その後、５月議会のほうで、当初予定していなかった部分が急遽必要になったことから、増額を御議決いただきまして、現在が12億455万9,600円となっているところでございます。

○後藤久美子委員　説明をしていただいたんですけど、ちょっと金額が今、頭の中に入ってこなかったので、もう一度、説明いただいてもいいですか。

○關　尚子文化財保護課長　当初の契約金額が８億3,000万円程度で、昨年度末の時点では９億3,000万円程度で、約１億円の増でございます。その後、今年度に入りましてから、解体してみて分かった部分等の増額をさせていただいて、そこがおよそ３億円の増になっております。

○後藤恭平委員　皆さん、お疲れさまです。

さっきも留守家庭の質問があったんですけど、少しだけ聞かせていただきたいんですけど、オープンデータとかで一人当たりの数字が、児童一人当たりの経費の数字とかが出てるんですけど、さっきも言われました直営と委託と、またその外部の分ですね、その比較っていうのが、ちょっと数字ではなかなか分からないですけど、増えれば増えるほど外部、外に出していったほうが単価が安くなっていくというか、そういうふうな計算になっているのか、どういうふうにしてらっしゃるのか、ちょっと教えてほしいんです。

○日比康二放課後子ども育成室参事　公設の育成室、直営と委託につきましては、大きな理由として、処遇改善が直営のほうが先行して進んでおりますので、その分について委託育成室のほうがコストがかかってない形になっているところでございます。したがいまして、児童一人当たりのコストにつきましても、現時点では直営育成室のほうがかかっていると、そのように考えております。

○堀　哲郎地域教育部次長　何をもって金額の高い、低いを比較するかというところはあるんですけれども、すみません、きちっとした金額というのはこの場でちょっと申し上げられないところはあるんですけれども、過去、直営と委託でそれぞれ比較をさせていただいた際に、年度によって直営の場合のほうが、一部屋当たりの金額が高いときもあれば、委託のほうが高い場合もあるというようなところで、一概にその年度において、どっちが高いというのは、なかなか言いにくいところがあります。

一方で、委託育成室についても、今年度に入りまして、当初予算で処遇改善の金額を積まさせていただいているというところもありますので、それによって、また影響というのは変わってくるかなというふうに考えております。

○後藤恭平委員　分かりました。

ちょっと、さっきもありました自然の家のことを聞きたいんですけど、これが一人当たり5,000円ぐらいのコストだと思うんです、コストだけではかれるものと、そうでないものがあると思うんですけど。どうなんでしょう、子供一人当たりの体験として、ほかのところでその5,000円を使ったら、同じような体験ができるかどうかとかっていう比較もあると思うんですよね。ここじゃないといけないのかっていうのと、ほかの場所を使って5,000円で、子供一人当たり3,000円なり4,000円なり補助して、そこで似たような体験ができるのかとかっていう比較も、できるんじゃないかなっていう気はするんですけど、今回、また工事に入っていったりとかいろいろするわけじゃないですか。結構多額なコストがかかっているとは思うんですけど、その辺、比較検討というのは、今回の決算であったり、その前段階であった

りとかで、検討された経緯はあるんでしょうか。

○佐野直樹青少年室主幹　今回、令和７年度決算額が増えておりますのは、大規模改修工事の設計業務があったからではございますけれども、自然の家につきましては、青少年の自然体験学習をはじめとする、市民の生涯学習のための施設として考えておりますので、こちらも引き続き、自然の家を改修して、よりよく過ごせるような施設になるようにと考えております。

○国本光弘青少年室長　少し補足させていただきますけども、その5,000円を使って、どこかと比較したっていうところは、今のところ検討はしておりませんが、我々としましては、この吹田市の子供たちに都会を離れて自然豊かなところで、そういう活動をしていただきたいという思いを持って施設を運営しているところでございます。なかなかコスト的にも厳しい面もあるところはございますけれども、そういった重要な体験をしていただくというところを重視して、運用しているところでございます。

○後藤恭平委員　逆に言えば、この理由でバスの値上がりって書いてあるじゃないですか。何でそこにお金出してあげなかったんですか。体験してほしいんだったら、バス代が高いっていう理由が分かってるんだったら、出してあげたらいいじゃないですか。なぜ出してあげなかったんですか。

○田中隆博青少年室参事　委員おっしゃるように、バス代の高騰等ということもあるんですけども、そもそも今回の前年度の分に関しましては、大阪・関西万博の影響によりまして、バスの確保そのものが難しかったということもございましたので、移動手段に対しまして補助をというところは、難しかったのかなと思っております。

　コスト面に関しましてはおっしゃるとおりでございますが、なかなか近隣の市町村でもこういった自然体験施設が少なくなっていく中で、吹田市の財産として、この施設を維持管理していくということが、大切なのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○後藤恭平委員　その、あったらいいというのは、それはもう何でも、財源が際限なくあるんやったらいいんですけど、それはやっぱり比較していかなあかん部分があるじゃないですか。大事だっていうのは、それは分かっているんですよ。それが要らないとまでは思ってないですけど、例えば他市と共同運用するとかね、施設の在り方そのものをちょっと考えていくとか、いろんな方法あると思うんですよ。今の答弁だと、何かこれじゃないと駄目なんですって言ってるようにしか聞こえなくて。じゃあ、次からバス代がもっと上がっていくのも分かってるんじゃないですか、安くならないですよね。それを全部出すんですか、今後は。どっかの団体が行きたいけど、バス代が高いですと。逆に言えば、バス１台に対して参加人数がちょっと少ないけど行きたいんですと言われたら、その分のコストは全部見てあげるっていうふうにしか僕は聞こえないですよ、お金が際限なくあればね。でも、その努力を今後、財政とか、上にね、何ぼお金かかっても、これは子供たちにとって大切な体験だから、そのお金は全部出してくださいっていうとこまでやるのかどうかっていう話なんですよ。さっきまでの答弁だと、そういうふうに聞こえるんですけど、それぐらい、今ここでだけ意気揚々と言うてるんじゃなくて、今後もそうやって、ずっと上に対して言い続けるということでいいですかね。

○国本光弘青少年室長　バス代を直接補助するとかっていうところは、なかなか難しいかなと思ってます。我々としましては、この施設を使いやすい施設として、また主に青少年が使う施設でありますので、その辺の使用料という意味では、非常に安価な設定をさせていただいて、利用していただけるような形で進めてまいりたいと思っております。なかなかバスの補助とか、今後の燃料費高騰とかによることに対する補助というのは、なかなか難しいのかなと思ってますが、違う方法で利用者の方に利用していただけるような形を取っていきたいなというふうに考えております。

○後藤恭平委員　バスの確保が困難っていうのは、要は料金が高くなるっていうことですね。燃料が上がってくるというのも、高くなるっていうことじゃないですか、下がることはないんですよね、多分。バ

スも、何に使うにも、ここに限らず高くなっていると思うんですよ。今後も上がってくると思うんですよ。違う方法を考えますっていっても、ほかの方法で、電車で来なさいとか、何かそういうことを言いたいんですかね。でもその団体が、行きたいけどいつもはバスなんですと、でも、高くて行けませんっていうふうに報告が上がったらどうするんですか、どういうふうに指示されるんですかね。でも来てほしいんですよね、来てほしいための施設なわけじゃないですか。でも、そういう理由がもうはっきりしているんだったら、どうしはるんですかっていう。いろんな方法を考えますじゃなくて、バスが高くて行けませんと言われたときに、どういう指示をされるんですかって。

○国本光弘青少年室長　今後、そういうことをいろいろ考えていかないといけないのかなというふうには考えております。また、吹田市の場合は、自然の家というのもありますけども、自然体験交流センターという、公共交通機関というものを使って、徒歩で来れるようなところもございますので、そういったところを案内しながら、また自然の家のほうにも来ていただけるような、燃料費がなかなか厳しいかもしれませんけども、自然の家のほうにも足を運んでいただけるような、魅力ある施設となるように進めていくことが必要かなというふうに考えております。

○後藤恭平委員　それだったら平行線か、もう下がるしかないじゃないですか。利用率、この指標を掲げてはると思うんですけど、これがどこまで下がるのはオーケーという考えでやるんですかね。下がれば下がるほど、一人当たりコストは今、設計があったから高くなったんですって言ってましたけど、どんどんうなぎ登りで上がっていくじゃないですか。子供の数も減ってますし、利用する人の数も多分減ってくるんやと思うんですよね。その中で、またコストを問題として、来ないという人が増えてきたら、どんどん上がっていくじゃないですか。でも、これ、今はこの数字だからしないじゃなくて、その予測ぐらいついてますよね。それがついてて対応してないっていうのは、ちょっと懸念してるとこなんですよ。

　工事するのもいい、もう維持するねんやったらしょうがないかもしれないけど、その展望が、社会情勢も分かっているのに、自分たちは関係ないと思えている、そこがちょっとよく分からなくて。もう、これ結果出てるじゃないですか。その対応策を、今、ここで本当は言ってほしいんですけど、魅力を伝えますとか何とか言われても、小学生６年間やったら、６年間の間しか行かないわけで、魅力が伝わり切るかどうか分からんまま年数がたっていくわけじゃないですか。

　それをちゃんと、こうやって発信しますとか、こういうやり方を考えてますとかって、北千里のほうを勧められても、それはそっち行きますわってなるじゃないですか。それ、今でも勧めていると思いますし、自然の家にのみ来てほしい方法っていうのが特にないんだったら、何か在り方をもうちょっと検討するとか何かしないと、これからこのまま行って、また、もうあかんわってなってから方法を考え出すとかってことになっちゃうじゃないですか。その辺、どう考えてはるか、お答えいただいていいですか。

○佐野直樹青少年室主幹　自然の家の利用率でございますが、令和５年度、令和６年度と66.5%、68.3%と、利用率自体は上がっておりました。令和７年度は、先ほどから申し上げますとおり、大阪・関西万博の影響で少し下がっておりますけれども、一時的なものと考えております。来年度以降は大規模改修もございまして、また利用者数は少し減るかなとは考えておりますけれども、大規模改修を機に、利用者の方には来ていただけるようになるかなとは見込んでおります。

○後藤恭平委員　分かりました。ちょっともう一つ聞きたいんですけども、利用率の計算、これ何日で割ってる計算になっているんですか。

○佐野直樹青少年室主幹　利用率の計算につきましては、利用日数を開所日数で割ったものでございます。

○後藤恭平委員　その開所日数は何日ですかって聞いているんです。

○佐野直樹青少年室主幹　令和７年度の開所日数は347日でございます。

○後藤恭平委員　大体230日ぐらい稼働しているんですかね。

○佐野直樹青少年室主幹　おっしゃるとおり、令和７年度の利用日数は236日となっております。

○後藤恭平委員　令和６年と令和７年の利用人数に5,000人ぐらいの差があって、0.3％の差やから、１日ぐらいしか利用日数の差は多分ないですよね。これ、がらがらの日があるっていう意味合いでいいんですかね。同じ稼働日数で、多分１日しかずれてないと思うんですよ、0.3％だから。その同じ稼働している日数分で230日の中で、5,000人差がつくっていうことは、そこそこ同じぐらいの人数のときもあれば、全然違うときもあるわけですよね。その差が5,000人ってなかなか大きいと思うんですけど、それはどういうあれなんですか。

○佐野直樹青少年室主幹　令和６年度と比べまして、団体数というのが大きく減っております。具体的には、令和６年度は677団体だったものが、令和７年度は614団体と減っておりますので、実際に利用されている日数はそれほど変わらないんですけれども、利用者数は大きく減っているものでございます。

○後藤恭平委員　利用団体数が１割減ってるんですけど、利用人数は２割以上減っているんですよ。がらがらの日があるっていうことですかね。誰かが泊まってるけど、物すごい空いてるっていう日が存在してるっていう意味合いですかね。

○佐野直樹青少年室主幹　委員のおっしゃるとおりでございます。

○後藤恭平委員　であれば、この指標は、部屋数とかで示したほうがいいんじゃないですか。ちょっと包み隠している気がするんですよ。利用率って、全体の部屋数の利用率じゃないですか。稼働日数の利用率なんで、部屋がどれぐらい稼働しているかとかって、普通、ホテルとかだったらそう出しますよね。出し方がやらしいですよね、仕事してますっていうふうにしか見えなくて。じゃあ、空き部屋数で考えたら、物すごい空いてる可能性ありますよね。それ、数字で言うとどれぐらいだって把握されてますか。

○佐野直樹青少年室主幹　これまで利用率の計算につきましては、先ほど申しました計算でしておりますので、空き部屋数につきましては、今現在、手元には持ち合わせておりませんけれども、資料を繰れば分かるものではあるかと思っております。

○後藤恭平委員　では、次からオープンデータは、その部屋の稼働数も入れるようにしてください。

　もう１点、別の質問でお願いします。ちょっとこれ、この部署に聞いていいんかどうか分からないんですけど、留守家庭児童育成室って民生費じゃないですか。教育費にしている自治体もあると思うんですよ。流用とかの関係を考えても、教育費にして、地域教育部だからほかの事業と一緒に見ても別にいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう検討ってされたことあるんですか。

○堀　哲郎地域教育部次長　厚生労働省所管、今現在はこども家庭庁所管になっておりますけれども、というところで、これまではいわゆる教育費のほうに持ってくるというようなことは、検討したことはございません。

○後藤恭平委員　これまではそうなんかもしれないんですけど、別にほかの自治体がやっているというのは把握してるんですよね。いや、もう別によかれと思って言ってるだけで、流用とかいろいろもろもろ、お金の融通を考えたら、教育費に入れても全然、地域教育部内ですし、そっちに振ってもいいんじゃないかなと思ったんですけど、こっちが決めるのか、行政経営部が決めるのか、ほかの方が決めるのか、ちょっと分からなくて。

○堀　哲郎地域教育部次長　御意見ありがとうございます。立てつけとしましては、放課後子ども育成室につきましては教育委員会事務局の部局になる、留守家庭児童育成室予算につきましては、あくまで市長部局の所属ということで、現在は民生費で運用しているというところでございます。

○井上真佐美委員長　質問の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

（午後３時８分　休憩）

（午後３時42分　再開）

○井上真佐美委員長　委員会を再開します。

○野田泰弘委員　それでは、よろしくお願いします。学童保育について、財務諸表とオープンデータから質問させてもらいます。

　オープンデータの分ですけど、いわゆる学童保育

が毎年毎年、入室児童が大体300人ずつぐらい、過去５年間のを見たら上がってきてるのかな。この数字というのは、ここまでこういう形で令和７年度は5,700人ということなんですが、一人当たりの経費も、これで見ると大体５年間で児童一人当たり、大体７万8,000円ぐらい経費が上がってきてるということになるのかな。これは、新公会計制度の財務諸表を見たら、ちょっとまた金額が変わってくるねんけども、いわゆるオープンデータの数字と、この財務諸表に載っている一人当たりの児童の経費の差というのは何がどう違っているんですか。恐らくフルコストでやっている分と、事業費でやっている分やと思うんですけど、それでいいですよね。フルコストと事業費のみを計上しているオープンデータ。

で、このオープンデータの中にある数字というのは事業費ですから、いわゆる人件費や物件費は恐らく排除されている。このやり方っていうのは、実際どうなんかと。下に米印で臨時的な経費及び財源は省いて計算してますと。こういう書き方でええんかなっていう気がするんですよ。まずそこんところを聞きたいんですが。

○堀　哲郎地域教育部次長　オープンデータのほうに上げさせていただいております、留守家庭児童育成室に係る経費、ここについては、いわゆる人件費については計上はしておるところでございます。ただ、臨時的な経費等につきましては、省いて算出をしているというところでございます。

○野田泰弘委員　これはこういう二つ違う数字を載せてもいいの。一人当たりの経費って書いて、こっちも一人当たりの経費って書いて、新公会計制度による財務諸表と、このオープンデータ。

○堀　哲郎地域教育部次長　これまでの経過というところもあるのはあるんですけれども、財務諸表につきましては、主に行政コスト計算書のほうからフルコストを出して分析をすると。そこには、いわゆるリースであるとか、貸借対照表のほうに載せているようなものというのは省いておりますので、加えていわゆる人件費に係る部分でも、退職金の引当金であるとか、そういったものがフルコストで載ってくるというところで考えますと、実際にかかっている経費だけで考えているのがオープンデータで、財務諸表につきましては、フルコストで将来の見込額も含めて算出しているというところで申し上げますと、お示ししているものについては、若干、性質が違うものだというふうに認識をしております。

○野田泰弘委員　確かにこの二つは似て非なるものなんやけど、ただ、一人当たりの経費、こっちも一人当たりの経費なんですよ。だから、何がどうなのかって、オープンデータのほうにきちっと書いとくのがええのかも分からんですね、それは。注意書きとしてね。

その中で、これほとんど人件費になってくると思うね、委託の分ですね。今回、人件費のインフレスライド、これは今後、適用されるんですか。

要するに、課題のところにも書いているとおり、これまでの対策では受入れに限界が生じていると。もうそろそろ限界が生じているということと、持続可能な事業として進めるために、放課後児童クラブ入室希望児童数増加への対応検討プランを作成するという形で、ここに課題としては載ってます、財務諸表の中にね。これは、人件費を今まで上げてきた部分があるんですが、これ、やっぱり人がどうもなかなか集まりにくい、担い手が思うように集まらないという状況で、最初に言いました、子供もどんどん300人程度、毎年毎年増えてきている中で、集まらないというのは、やはり人件費が思ったより安いんじゃないのっていう気がするんやけど、その辺りはどうなんですか。

○日比康二放課後子ども育成室参事　直営育成室の指導員の人件費につきましては、人事院勧告に準拠して上昇しておりますので、一定の処遇改善がなされると認識しております。しかしながら、委託の育成室の人件費につきましては、それに比べれば処遇改善が遅れておりますので、今年度からにはなりますが、キャリアアップ処遇改善事業ということで、国、府の交付金を活用した処遇改善事業を新たにやっていくことと、対応させていただいております。そういった状況も見ながら、今後の育成室の展開を考えていきたいと思っております。

○野田泰弘委員　この委託というのは、僕はもうさら

に増えるような状況になってくるのかなと、この状況を見て分かるんですが、ここに書いてある対応検討プランって何なの、これ。何か考えているの、これ。

○日比康二放課後子ども育成室参事　対応検討プランにつきましては、これまでの方法をこのままずっと行っていっても、今後、増え続けていく児童数が、全て入室できないというふうに考えておるところでございます。したがいまして、これまでにないやり方、例えば一例として、学校敷地内ではないところで放課後児童健全育成事業を民間でやるというようなやり方、もしくはこれまで学校の中の占有教室を使っていたものを、学校のタイムシェアを進めるでありますとか、従来にないようなやり方をいろいろ進めていきまして、増えていく入室児童を受け入れる、そういうようなプランでございます。

○野田泰弘委員　あんまり先のことを話するのはよくないけども、多分、もう飽和状態になってきている、担い手もほとんどもういなくなってくる。もうそういう状況の中で、やっぱりこの人件費をしっかりと見ていかないと集まってくれませんからね。

　もう一つは、全経費の話なんやけど、ずっと載っているデータの中には、この５年間で大体12億円ぐらい経費が増えてきていると。この経費は、何でこんなに毎年毎年、この５年間で約12億円も増えてきてるんですか。

○日比康二放課後子ども育成室参事　事業費の増加につきましては、一つが学校敷地内にプレハブの校舎を建てる等の費用が多くかかっているものが考えられます。

○野田泰弘委員　この米印に書いてある臨時的な経費、財源、工事請負費用とか設計とかは除いていると書いてあるんですが、これ、どういうこと。

○堀　哲郎地域教育部次長　すみません、先ほどの答弁、工事費というふうに申し上げてしまったんですけれども、正しくは、これまで児童数が膨らむにつれて、当然、子供に入っていただく教室を増やしていかないといけません。そこには人を配置するということで、委託につきましても、直営につきましても、箇所数を増やして運営してきた結果、これだけの金額が増えてきたと。大きくはそういったところが理由になっているものでございます。

○野田泰弘委員　その中でプレハブ以外も、その他の施設ってやってますよね、表の中には。その他の施設って何ですか、これ。教室、特別教室以外で書いてますよね、その他の施設も使ってると。これ何を使ってるんですか。

○堀　哲郎地域教育部次長　令和７年度までは、学校敷地外での育成室の運営というのはしておらなかったんですけども、８年度から民間の幼稚園さんでの保育をしていただくというところで、その運営費を８年度から計上させていただいております。７年度につきましては、その学童保育の場所をつくるということで、そこの工事費というのは発生をしているというところでございます。

○野田泰弘委員　違う違う、令和８年度は関係ないですからね。７年度のオープンデータの留守家庭の開設状況の一覧の中に、その他の施設って載ってるんですよ。これは、プレハブはプレハブで表示されているんですが、それ今言うのは８年度の話でしょう、それは関係ないですよ。決算は７年やから、ここでやってるんです。その他の施設、これは何ですか。

○日比康二放課後子ども育成室参事　その他の施設につきましては、例えば旧の給食室の跡地でありますとか、旧の幼稚園の跡地等を利用してるということでございます。

○野田泰弘委員　全部敷地内ですか。

○日比康二放課後子ども育成室参事　千里丘北育成室につきましては、一つ小学校敷地の隣に建てているところはございますが、それ以外につきましては小学校の敷地内で実施しているものでございます。

○野田泰弘委員　限られたスペースの中で、子供が増えてくるのやから、いろいろとやっぱり創意工夫もしてもらわなあきませんけども、やはりもうやるべきことはしっかりやっていただいて、やっぱり大事な一つの事業になりますので、しっかり頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○塩見みゆき委員　お願いします。まず、二十歳を祝う式典についてなんですけれども、ガンバスタジアムでやるようになってから、非常に経費が増えてい

ることは私たちは指摘をしているところなんですが、メイシアターでやってたときと、令和７年度の経費と教えてください。

○佐野直樹青少年室主幹　メイシアターで最後に行っていたのが平成28年度になりますが、そのときは約100万円、そして令和７年度、Panasonic Stadium Suitaで行った経費が約720万円となっております。

○塩見みゆき委員　主にこの720万円の中で、多くを占めている費用って何になりますか。

○佐野直樹青少年室主幹　この中で一番多いのが、ガンバ大阪への式典運営及び会場設営等業務委託料としての508万2,835円になってございます。

○塩見みゆき委員　分かりました。ちょっとこれは、もちろん実行委員会の意思というか、そういうことをいつも言われていますけれども、本来、やっぱり二十歳になった方をお祝いするという気持ちがあれば、いろんな形でできるっていうのもあるので、毎回毎回、非常に大きなお金ではないかなというふうに思いますので、また考えていただきたいと思います。

令和７年度に、青少年クリエイティブセンターの移転建て替えで、その用地の取得とかいろいろ大きく方針を転換されたと思うんです。確かに老朽化していて、大規模改修をする予定だったと思うんですが、大きな方針転換というのは、どういうところから。私たちにしたら、すごく唐突感があったんですけれども、御説明いただけますか。

○曽我明史青少年クリエイティブセンター館長　昨年度、企画会議におきまして、我々、青少年クリエイティブセンター移転・集約建て替え、地域活性化を進める中での、いわゆるスタートポイントとして、この青少年クリエイティブセンターをリニューアルしようというところでございます。施設のほうも老朽化が進んでおります。加えて、運動広場と一体的な運営が今できていない状況、こういった課題もございます。

さらに、設立した時代からの、いわゆる情勢が変わってきたというところ。当時よりも、例えば青少年が抱える課題ですね、ひきこもりであったりとか、不登校に始まるそういったものであったり、あるいは居場所を求めていると、そういったような今、青少年が抱えている課題やニーズ、これらに応えるためのリニューアルというところと、もう１点、岸部中地域、あるいは健都エリアですね、そういった地域を活性化させていこうと、そういった趣旨で、この建て替えをしていこうというものでございます。

○塩見みゆき委員　いろいろ財政厳しいっていう言い方をずっとされてる中で、特に地域教育部で言えば、いろんな建物が多いんですよね。私たちも地域で言われるのは、やっぱり身近な公民館の建て替えとか修繕とか、そういうのを要望されます。この当初予算でも、何か所か改修なり建て替えが進められるということで来てるんですけれども、大規模改修までいかなかったとしても、日常的な施設の不具合って結構あると思うんですよ。公民館で言えば、どんな修繕を、令和７年で言えば行ってきて、どれぐらいの費用がかかったのか教えてください。

○田畑千恵まなびの支援課主任　公民館の建物の修繕につきましては、まず一番多いのが雨漏りと水回りが多うございます。基本的には、館長や事務員から報告を受けて、担当が公民館のほうを現地調査させていただいて、業者と相談して修繕をするということの運びでさせていただいています。令和７年度では、特に一番金額が大きかったのは千一地区公民館と、千一コミセンの合築している建物の屋上に屋上緑化がございますけれども、そちらの囲っておるれんがのほうが、もう全部経年劣化しておりまして、屋上の防水シートも傷んでおりましたので、そちらを全部修繕させていただいた分が100万円を超えている状態になっております。大きい金額では以上です。

○塩見みゆき委員　だから、非常に身近な施設でも、こうやって老朽化に伴っていろんな修繕が求められていたりする中で、土地を買ってまで青少年クリエイティブセンターをする、したら駄目ということではなくて、今なのかっていう、その優先順位っていつもおっしゃって、公共施設の最適化計画にのっとって進められているんですけれども、ちょっとその唐突感は否めないなと思います。

それと、学童保育で、皆さんいろいろお聞きにな

ってるんですけど、一応、待機児童が令和７年についてはなかったということで、キッズスクエアなんかももう終了されたんですけれども。でも、待機児童が出ないことはないと思うんですよね。やっぱりまだまだ吹田の場合、お子さん増えているので。その辺は待機児童を出さない対策をしっかり取っていただきたいと思いますし、先ほどの委員さんも、指導員の給与の面を指摘されてましたけども、選挙のときに市長は、学童保育の指導員の正規化というのも言及されているんですよ。だから、やっぱり保育関係って、どうしても人が集まらないのは、やっぱり賃金の安さがあると思いますし、責任ある仕事であるにもかかわらず、現場が会計年度任用職員さんだけっていうのは、なかなか大変だと思いますので、そこについては、ちょっと前向きに考えていただきたいなと思いますが、時間がないんですけど、一言お願いします。

○芦田宏志放課後子ども育成室参事　委員おっしゃっている、今、育成室の中で指導員との関係性というのがなかなか難しいという、現場の指導員さんが大変な御苦労をされているのは、こちらも認識しておりまして、今後、そういった、どうやったらうまいこと回るのかっていうところは、これまでもずっと考えてきたんですけれども、これからもずっと検討していきたいなというふうに考えております。

○塩見みゆき委員　現場にやっぱり正規の方がお一人、お二人いるような、全員はなかなか、みんな正規にっていうことは一度にはならないと思いますけども、責任持って現場で判断できるように、正規化というのはぜひ考えてください。指導員の先生方としっかり、そこら辺はコミュニケーション取っていただいて、話していただきたいと思います。

○井上真佐美委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、地域教育部所管分に対する質疑は終了します。

────────────○────────────

○井上真佐美委員長　暫時休憩します。

（午後４時６分　休憩）

（午後４時10分　再開）

○井上真佐美委員長　分科会を再開します。

次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、市民部所管分を議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○後藤久美子委員　よろしくお願いいたします、後藤です。私からは、資料請求させていただいた分、ちょっとお話しさせていただきたいなと思います。

まず、市民課窓口業務一部委託について、主要な施策では17ページ、あと財務諸表のほうでは202ページで、資料請求もさせていただいています。12月から３月の比較において、戸籍届の窓口、あと住民異動届などの窓口の待ち時間は、かなり短縮しているということが分かりました。一方で、証明発行窓口だけは待ち時間が増えているというところ。あと、さらに職員数は正職員が減ってます、41人から37人で、会計年度任用職員も12人から二人というふうになっておりまして、資料請求させていただいた市民課窓口業務一部委託について、これは一定の効果が現れているかなというふうには認識しているんですけれども、委託導入効果というのも、令和７年度の分について評価されている分を、お話しいただけたらと思います。

○松本恵介市民室主幹　委託の効果につきましては、委員がおっしゃいましたとおり待ち時間の短縮、それに職員が窓口に出る時間が、出ずっぱりではなくて、後ろに下がって事務作業をする時間が取れるようになったことによりまして、法改正等への対応、制度の理解に使える時間というものが増えたということ。それから電話の対応につきまして、委託事業者のほうで実施をされるようになりましたので、そういった対応への負荷の軽減等がございました。

○後藤久美子委員　証明発行窓口については、導入前よりも待ち時間が増えているんですけど、この要因についてもお答えお願いします。

○福井比呂絵市民室主幹　証明発行窓口の待ち時間が長くなっている要因としましては、受託事業者のスキルの不足や、業務の知識の習得度の不足というところから、受付、出力、確認の各行程において時間がかかっている状況でして、待ち時間が長くなって

いるということになっております。

○後藤久美子委員　委託前後で正職員が４名、あと会計年度任用職員が10名減少しているんですけど、約１億3,100万円を支出する一方で、市職員の人件費であったりとか、時間外勤務とか配置について、令和７年度中にどの程度の削減効果というのを、体感でもいいんですけれども、生じたのかをお聞かせください。

○竹原けえ子市民部総括参事　委託の効果といたしまして、まず人件費が、おおむね正職員と会計年度さんを合わせて2,100万円程度だったと認識をしております。

○後藤久美子委員　市全体として、待ち時間が短くなったっていうだけじゃなくって、その1.31億円を払って、市全体として効率化できたということでいいんでしょうか。待ち時間が短くなったっていうだけじゃなくって、市全体というか、窓口として、効率化というのはできたというところで、評価されているっていうことでいいですか。

○竹原けえ子市民部総括参事　証明における待ち時間というのは長くなったという、反省点が１点ございますが、一方で、先ほど松本が申し上げましたように、職員が行うべき業務に従事ができるようになったというのは、効果だと思っております。

　あと１点、申し訳ございません。私、先ほど、人件費2,100万円と申し上げましたが、2,400万円の間違いでした。申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

○井上真佐美委員長　ただいま理事者から、発言を訂正したい旨の申出がありましたので許可します。

　引き続き、質問があれば、受けることにします。

○後藤久美子委員　資料請求させていただいていた分の交流活動館について、ちょっとお伺いして終わろうかなと思っているんですけれども。

　この公共施設個別施設計画で、交流活動館というのは建物の老朽化であったり、その利用状況が課題ということで、築後60年を目安に建て替えを検討する施設だというふうにされております。財務諸表でも、令和７年度時点で築55年、施設老朽化率は75.8％となっておりまして、資料請求、ありがとうございました。修繕費の差というか、かなりあるかなと思うんですけれども、そちらのほうについて御説明いただけたらと思います。

○伊藤悦史交流活動館長代理　修繕費の変動ですが、例えば一番大きいのは令和２年度から３年度にかけてになるかと思うんですけど、そこは消火ポンプの取替え修繕というのを319万円ほど使っております。あと、最近で言いますと令和６年度、154万円ほど使っているんですけど、そのうち高圧気中負荷開閉装置という、電気設備のキュービクルの故障がありまして、それに関して91万円ほどかかっているのが大きな要因かなと。あと、昨年度、令和７年度につきましては、幾つか大きい修繕がございまして、消防設備が45万円ほど、あと駐輪場とかの屋根が老朽化していて、さびが出ている分、そこを駐輪場と隣の倉庫も含めて塗り直しとかさせてもらったのが43万円ほど。あと２階の学習室のカーペットが傷んでおりまして、それの取替え修繕、それで33万円ほど使ってます。通常の水回りの修繕とか例年あるんですけど、それに加えて、今、お話ししたように突然の大きな修繕があるのが、以上のような状況です。

○後藤久美子委員　今回頂いた資料で、逆に過去10年間を見ても、継続的に増加している状況ではないのかなというふうに判断しまして、逆に安心したところなんですけれども、今後、またちょっと改善というか、いろんな老朽化ということで、利用状況も課題とされているので、その辺りは建て替えを検討するというところで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます、終わります。

○後藤恭平委員　お疲れさまです。皆さん資料要求してはるんですけど、発行のやつが、妙に時間かかるなと思ってたんですけど、もうさっきも聞いたんで。

　相続の一括で請求できるじゃないですか、今。分かりますかね。親族の方が請求したら、一括で他市にもまたいで、全部戸籍集めてくれてってやってると思うんですけど、そういう業務は職員さんがやってるんですかね、委託のほうでやってはるんですかね。

○村井大介市民室参事　戸籍の広域交付のことをおっしゃってるんだと思うんですけれども、そちらのほ

うも受付から委託の事業者が行ってまして、最後の目検、点検は職員が行っているという形になっております。

○後藤恭平委員　委託の人がやってはるなら、それ1件来たら、物すごい手間取られると思うんですけど、その一人つきっ切りになっちゃいますよね。窓口で受けてはるっていう感じなんですか、何件も来たら。もうそんなん止まってまいますよね、業務。そんなこともないですか。結構な量、戸籍請求されますよね。

○村井大介市民室参事　委員おっしゃるとおり、長時間待たせることがあります。当日に交付する場合でしたら、数時間お待ちいただくことになるんですけれども、基本件数が多く、遡って確認する必要がありますので、お時間を頂いて、最長1週間ぐらいかかっているっていうことを事業者からは聞いております。連絡先をお聞きして、終わり次第、こちらから連絡差し上げて、取りに来ていただくというような取扱いを現在、行っております。

○後藤恭平委員　結構、個人の情報が物すごく見えてしまいますよね。必要なもの、必要じゃないもんって、多分、職員さんでも間違うことがあると思うんですよね。そういうので、ちゃんと間違いなく、これで合ってるって思ってやってはるのか、チェックしながら一緒にやっているのか、委託業者がやってるっていっても、そんな簡単に手慣れてできるようなもんでもないかなと思うんですけど。どうなんですか、職員さんもついてやってはるんですかね。

○村井大介市民室参事　委員おっしゃられるように、昔の改製原戸籍とかは、かなり字も難しくて、確認するのが大変なんですけれども、全ての過去からの戸籍を出力しまして、こちらの職員のほうに納品がありましたら、職員が全て点検をして、間違っている、もう一回、ここの部分が抜けてるよというのは返品して、ちゃんとした状態で申請者の方にお渡しするような手続を取らせていただいています。

○後藤恭平委員　それと、委託業者の方の守秘義務というか、その辺ですね、何か僕らも職務上で取ったりとかもするんですけど、それもすごい厳重に、他人の戸籍を扱ったりするとなると、ミスも許されませんし、間違ってどっかに捨ててしまったとか、そういうことも絶対許されないんですけど、委託業者の方でもそういうとこの契約とか、何か取決めみたいなのは、どういうふうになっているんですか。

○村井大介市民室参事　委託事業者が従事者を雇用する際に、個人情報のセキュリティーの情報につきましては、漏えいとかがないような形で、ちゃんと契約を結ぶときに、その書類を書いていただきまして、退職されるときにも個人情報は漏らさないようにというような書面に記載していただいて、退職されるというような形になっております。

○後藤恭平委員　それはよく分かるんですけど、ほかの委託とかでもよくあるんですけど、実際それが起きたけど、これ以上追及できませんとか、そういう事態になるじゃないですか。どれぐらいの賠償があって、どういう罰則が存在しているのかって、確かに漏らしませんって書くのは簡単ですよね。でも、実際は、でもそこまでしか取ってないんですよね。何か起きたときに、どういうふうに責任があって、委託がちゃんと切られるのかとか、そういうふうにちゃんと決めておかないと、一度起きたけど、すみませんでしたで終わってしまいますよね、今の約束事だと。その辺までちゃんと追及して、その書面を作ってらっしゃるんですか。

○村井大介市民室参事　委員がおっしゃられるような賠償額が幾らとか、そういうような責任があるとかというような記載はございません。

○後藤恭平委員　実質、すみませんで終わっちゃいますよね。委託業者の委託が切られるとか、そういう契約でもないっていうことですよね。その管理監督責任がちゃんとできてないっていうことで、委託事業は終了しますとかっていう内容になっているわけでもなく、当該、働いている方も、別に特にこれといった賠償もなく。であれば、その制約は何の意味をなすんですかね。

○竹原けえ子市民部総括参事　市民課業務を受託をされる業者さん及びその従事員さんにおきましては、個人情報の取扱いについて、戸籍法や住基法で、例えばですけれども、漏えいをした場合には罰金幾らとかというような規定が設けてございます。それは、

私どもの業務を行っていただく受託事業者さんにおいて、もちろん住基法や戸籍法というのは守っていただくっていう原則がございますので、委員のおっしゃる罰則というところであれば、罰金というのが適切かどうかはあるんですけれども、ある一定の制約というようなところは、法律上うたっているところでございます。

○後藤恭平委員　何かごもっともそうに言いましたけど、その法律上の規定って、役所が縛られてるんじゃないですか。個人個人も縛られているんですか、その法には。

○竹原けえ子市民部総括参事　職員及び受託をしている事業者及びその従事員というような形で縛りがあると認識をしております。

○後藤恭平委員　じゃあ当然、その委託事業も切られるということですね、でよろしいんですかね。

○竹原けえ子市民部総括参事　申し訳ありません。もしそういうことが起こった場合に、委託業務の契約を切れるかということについては、申し訳ございません、今ここで答弁ができないというか、私もそこまでの認識を持っていないというところになります。

○野田泰弘委員　消費生活に関わる、防犯機能つき電話なんかもされたと思うんですが、吹田市の令和７年度の電話における特殊詐欺的なものって統計持ってますか。

○田中満明市民相談室参事　電話に限ったことではございませんが、吹田市における特殊詐欺被害としましては、令和７年度におきましては156件ということで警察のほうで発表されております。

○野田泰弘委員　令和７年ね、これは増えているの、減ってるの。

○田中満明市民相談室参事　令和６年度が131件でございましたから、25件増えてございます。

○野田泰弘委員　近隣他市と比べて、この吹田市の令和７年度の特殊詐欺的なものは多いの、少ないの。

○田中満明市民相談室参事　何をもって比較するかということはございますが、今、手元にある資料の中では、吹田市はやはり多いといったところでございます。

○野田泰弘委員　そこは、市民部は、防犯的なことはあまり主体的な仕事にはなってこないので、ただ、今回みたいに、令和７年度も電話機、したんかな。でも、それにもかかわらず増えてきてるって、市民生活をしっかり守るために、もうあらゆるものを駆使し、市民部は市民部として、やっぱりできることをしないと。これ年々年々増えてきてるからね。だから限りがあると思いますけど、そこんところをもう少ししっかりと、多いから、やっぱり吹田市は。それだけ狙われているという部分もあるのかもしれませんけど、行政とか市役所が、警察も含めそうやけど、そこがやっぱり、市民生活を守るにはやっぱり一般市民では無理ですからね、行政がしっかりできることをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○塩見みゆき委員　資料作成、ありがとうございました。私も市民部の窓口の民間委託されてからのことを、お聞きしたいと思います。

資料は市民部の６ページのものが、私がお願いした資料なんですけれども、委託しているのは定型型の業務ということですけれども、やはり一定の経験とかスキル、ノウハウが必要なものですし、先ほどの委員さんも言われてたように、やっぱり個人情報を扱うという、非常にそういう場所ですので、令和７年度どうだったのかなということで、資料を頂きました。

12月から３月という、僅か４か月のことですので、これだけでなかなか評価というのはできないと思うんですが、繁忙期も重なってますし、いろんな混乱があったと思います。市民が窓口に来られて、委託事業者が判断がつきにくくて、管理者を通じてですけど、職員に問合せをするということがあったのではないかと思うんですが、そんな内容はどんなものがあったのかお聞きしたいと思います。

○松本恵介市民室主幹　委託事業者から市の職員のほうに、いわゆるエスカレーションがあった案件の具体的な内容につきましては、例えば証明発行のほうでございましたら、第三者請求での疎明資料や、記載事項証明の訂正の仕方など、市町村判断に委ねられている部分などがございました。また、住民異動の窓口につきましては、マニュアルに記載されてい

ないような本人確認書類が提示されたときの、その本人確認書類の有効性というものの確認でしたりとか、印鑑の登録に関しましては、例えば崩された字が彫られている印鑑が多いんですけれども、そういったものがちゃんとその方の印鑑として有効かというところの、難しい局面に関しての判断を尋ねられたりというところがございました。

○塩見みゆき委員　同様に、電話で市民から問合せがあったときに、委託事業者の方では分からなくて、職員が折り返し電話されたという事例もあったのでしょうか。その内容も教えてください。

○松本恵介市民室主幹　そういった事例はございました。具体的な内容で申し上げますと、戸籍に関することなど、委託範囲外の内容に関する問合せについては、一旦事業者のほうで受けてはもらうんですけれども、その電話を市職員に引き継ぐですとか、場合によっては折り返し対応とする形で、職員のほうから折り返しお電話するようなことがございました。また、ほかの市町村からのお電話で、何かしらの照会事項に関する内容を聞きたいですとか、戸籍の処理状況などを聞きたいですとかといったところに関しても、市のほうから折り返したりということがございました。

○塩見みゆき委員　通常なら受け付けて処理をして、発行するということですけども、委託事業所の方がきちんとなってるかというのを、職員の方が検査をして、発行のほうに行くということになっていると思いますが、その処理の上で不備があったりしたことはあったでしょうか。大きな問題はなかったのか、ちょっとお聞きします。

○福井比呂絵市民室主幹　証明発行の窓口につきましては、やはり習熟度の問題から、出力間違いであったり、受付での聞き取りが不十分であるため、再度、申請者の方に確認する必要があるということで、納品物を返品するということがございました。

○塩見みゆき委員　今後のことはここで聞けないのであれなんですけれども、いろいろその後は検証されたり、改善はされているのかなとは思いますが、当初の予算で大体１億3,200万円ぐらい委託費が要るということで、決算額で約１億3,100万円というこ

となんですけど、人件費やら管理費やら、内訳を教えてください。

○松本恵介市民室主幹　業務委託の内訳につきましては、人件費で約7,000万円、管理費で約4,500万円、その他経費として約1,500万円でございます。

○塩見みゆき委員　もちろん人件費が多いですけども、この7,000万円ぐらいというのは、社員の方と従事員という方とおられるということですが、この人件費は従事員の方のお給料になるんですか。

○村井大介市民室参事　その人件費の中には、管理者や業務管理者、フルタイムの従事者やパートの従事者によって時給換算の金額が違いますので、その内訳を全て合計した金額が、先ほど、松本がお伝えしました7,000万円ぐらいということになります。

○塩見みゆき委員　じゃあ、現場で働いておられる人全ての人件費ということでいいですね。はい、分かりました。頂いた資料を見て、ずっとやっぱり、コンビニ発行というのもだんだん普及をしてきて増えていると。その分、窓口に来られる方が少なくなっているっていうふうには、この資料からも見てとれます。待ち時間については、４か月ですし、繁忙期も重なってるっていうことで、思ったほどは改善していないのではないかというふうに思いますけれども、いずれにしても窓口、特に市民課は、こちらへ転居してこられた方なんかも含めて、やっぱり一番最初に市民が触れる窓口ということで、やっぱり重要ですし、いろんなことの問合せなんかもありますので、待ち時間ということだけじゃなくて、市民サービスという点でどうなのか。いろんなことも含めて、総合的に今後、また検証をしていただきたいというふうに思います。

　あと、続けてコミュニティ活動支援事業っていうのが、一部ちょっと要領が変わって、内容が変わっていると思うんですけれども、令和７年度で活用された自治会の数と対象になったいろんな事業ですね、総額がどれぐらいなのか教えてください。

○大東良平市民自治推進室主幹　自治会加入促進等活動補助金につきましては、令和７年度実績で16団体の方に交付をしておりまして、総額が26万8,488円でございまして、その事業内容につきましては、お

祭り、盆踊り、ハロウィンイベントや餅つき大会などがございます。

○塩見みゆき委員　一部変わったことで、以前より活用されているっていうことでしょうか。

○大東良平市民自治推進室主幹　令和６年度につきましては11団体に交付しておりましたけれども、令和７年度について16団体に増えたということでございます。

○塩見みゆき委員　令和７年度は、戦後80年ということで、そういう事業もされてまして、非常にその点は評価ができるというふうに思っています。よく市民から寄せられるのは、非核平和都市宣言の標柱ですね、あれがだんだん老朽化しているというか、取り替えたり修繕やら順次やっていただいてるんですけれども、令和７年度については、何か所の標柱を取り替えられたり、修繕されましたでしょうか。

○稲垣　優人権政策室主査　令和７年度の実績としましては、１か所実施しております。

○塩見みゆき委員　まだちょっと古いものも残っていると思いますので、順次よろしくお願いをいたします。

あと、相談事業について、市民部は結構、相談事業が多くて、消費生活相談とか、男女共同参画センターの女性のため、男性のためのいろいろ相談。それから、市民相談室でやられている市民相談事業。交流活動館での総合生活相談とか、様々あるんですけれども、それぞれにどういう専門家の方が相談に当たっておられて、その方への報酬はどうなっているのか教えてください。

○村山暢彦市民相談室主幹　市民相談室のほうでは、主に各種の専門相談ということで、法律相談、登記相談、測量相談、多重債務相談というのを行っております。その中で、法律相談につきましては、毎週火曜・金曜日の午後１時から４時半までの間に、30分間隔で相談時間を設けておりまして、来ていただいている相談員さんは大阪弁護士会のほうから来ていただいている弁護士の先生になります。一人当たりの弁護士費用につきましては、１日当たり税込みで、旅費についても中に入って３万1,830円になります。

次に、登記相談につきましては、大阪司法書士会のほうから、毎月第１・第３の月曜日に、午後２時半から４時半までの間で、30分の枠で定員８名、第１月曜日については定員８名、第３月曜日については定員４名ということで、司法書士の方に来ていただきまして、一月当たりの委託料という形で7,700円を支払っております。

次に、測量相談につきましては、こちらのほうは大阪土地家屋調査士会のほうにお願いしまして、土地家屋の調査士さんのほうに、毎月第３月曜日、午後２時半から４時半までの間来ていただきまして、１回当たり5,500円、委託料ということでお支払いをさせていただいております。

次に、多重債務相談につきましては、まず大阪弁護士会のほうから、毎月第４木曜日、午後１時から午後４時までの間で、弁護士の先生に来ていただいておりまして、弁護士一人当たり１日３万1,830円お支払いさせていただいております。多重債務相談につきましては、毎月第２木曜日に、大阪司法書士会のほうから、司法書士の方にも来ていただいておりまして、その方には一月当たり7,700円を委託料としてお支払いしております。

○塩見みゆき委員　ごめんなさい、資格と報酬だけでお願いします。

○田中満明市民相談室参事　残りの部分の市民相談室につきましては、消費生活センターで消費生活相談員という職がございます。資格につきましては４種類のいずれかということ。個々に申し上げますと、一つ目が消費生活相談員、二つ目が消費生活専門相談員、三つ目が消費生活アドバイザー、最後、四つ目が消費生活コンサルタント、これらいずれかの資格を持っている者としております。報酬につきましては、令和７年度のベースで、６人おるんですけど、それ平均しますと報酬については21万3,499円となってます。地域手当は除いた額となっております。

○新杓明宏交流活動館長　交流活動館のほうでは、相談事業といたしまして、総合生活相談事業、これにつきましては大阪府の研修を修了した相談員が従事しております。報酬につきましては、日額１万4,450円、大阪府の総合補助金自体の単価を参考に

して、委託料に報酬としてお支払いをしております。

あと、人権ケースワーク事業、こちらのほうは、同じく大阪府の研修を修了した相談員が当たっておりまして、こちらの報酬は１万3,600円、日額報酬ということで、こちらのほうも委託料に積算をして、お支払いをしております。

○中村志磨男女共同参画センター主査　男女共同参画センターでは、４種類の相談をしておりまして、まず一つ目が女性のための悩み、ＤＶ相談。こちらは月八日実施しておりまして、月額が12万8,000円、資格として持っておられるのがフェミニストカウンセラーになります。

続きまして、二つ目が女性のための法律相談、こちらが月１回実施で弁護士の方に来ていただいておりまして、月額が３万1,830円。続きまして、女性のための電話相談、こちらが週４日実施しております。26時間で月額33万3,300円、こちらもフェミニストカウンセラーとなりまして、最後に男性のための電話相談、こちらは月２回実施しておりまして、月額が４万1,250円、資格としましては、公認心理師、臨床心理士などです。

○塩見みゆき委員　この報酬額っていうのは、大体何を参考に決めておられるんでしょうか。職種もちょっとばらばらなのであれなんですけど。同じ職種やったら、今、お聞きしたら大体金額一緒だと思うんですけど。何か決まってるんですかね、弁護士さんだったら１時間こんだけですよっていう、そういうのが何か表に出てるものがあるんですか。もう吹田市独自で判断して決めておられるんですか。

○田中満明市民相談室参事　先ほど、消費生活センターの相談員のことで御答弁申し上げました。こちらにつきましては、何で決まっているかということにつきましては、吹田市会計年度任用職員の職務の等級及び号給の基準に関する規則において定められています。

○塩見みゆき委員　会計年度さんやからね。分かりました。

○山谷竜也市民相談室長　先ほど、消費生活センターの者につきましては会計年度ということで、本市の報酬に準じてやってるところで、各種その他の市民相談室の法律相談につきましては、委託ということで、そちらの弁護士協会とか司法書士の委託の中で御相談させていただいているというところでございます。

○塩見みゆき委員　分かりました。

○湯川武俊男女共同参画センター所長代理　法律相談につきましては、市民相談室と同じ３万1,830円、これにつきましては、大阪弁護士会から提示された額になります。女性のための電話相談、そして男性のための電話相談につきましては、入札または見積り合わせで決定された額になります。そして、女性のための悩み・ＤＶ相談につきましては、旧来からの金額になっております。

○林　恭広副委員長　資料の作成をありがとうございます。資料の作成いただいた自治会の加入状況の件について質問させていただきます。

過去10年間の推移を拝見させていただきますと、本市の自治会加入率は平成28年度の51.6％から令和７年度の40.7％、約11ポイント減少しているということがうかがえます。この間、市としてもハンドブックの配布やホームページへの広報、加入促進活動への補助金などの支援策を実施されてきたことかと思いますけれども、継続的な加入率低下の主な要因について、市はどのように分析されているのでしょうか、お答えください。

○大東良平市民自治推進室主幹　自治会の加入率の低下につきましては、全国的な課題というふうに認識をしております。主な原因には、近所付き合いが面倒に感じる人など、いわゆるコスパ、タイパを重視する人などが増えたことが考えられます。

さらに、本市におきましては、転入による地縁を持たない住民や地域と接点を持つことが少ない単身者の増加といったことも主な要因と考えております。

○林　恭広副委員長　では、今、全国的なお話もあると思いますし、本市でも同じ状況だというのは、もうこれも普通の話かなと思うんですけど、加入率について資料を拝見させていただくと、10％台とか20％台っていう低い地域もありますけれども、逆に加入率が高い地域もありまして。そういう高い加入率を保ってらっしゃるところと10％台、20％台とい

う低い加入率のところを全部、市は見えてると思うんですよね。

そのような状況を、フォローしてあげるのが市の立ち位置でもあるかなと思うんですけど、加入率促進に対して具体的に何か取組されてることがあればお答えいただけたらなと思います。

○大東良平市民自治推進室主幹　地区別の加入率につきましては、旧市内などの地縁関係の強い地域や地縁関係の薄い転出により住民の入れ替わりが激しい地域など、地域の特性によって加入率の違いが生じているというふうに考えております。

加入率の低い地域へ特化した対策ではございませんけれども、加入率が低い要因の一つと考えられる転入等による住民の入れ替わりが激しい地域に対しては、現在、市民室において、転入届の手続の際に自治会加入促進チラシの配布を行っております。

○林　恭広副委員長　チラシの配布はされてるということだったんですけど、今、支援策として自治会加入促進等の活動補助金があると思うんですけど、それの昨年度の実績ってどれくらいになっているかっていうことを認識されてると思うんですが、実際に使って新規の加入につながったというような具体的な事例とかがあればお示しいただけたらなと思うんですけど、お願いできますでしょうか。

○大東良平市民自治推進室主幹　自治会加入促進等活動補助金の具体的に新規加入につながった例なんですけれども、先ほど別の委員さんに対する答弁にもありましたように、16団体から交付申請を受け、そのうち14世帯、合計で新規加入を受けたというふうに実績報告で受けております。

○林　恭広副委員長　それは、支援策を使ってるからというわけではないですかね。

○大東良平市民自治推進室主幹　この自治会加入促進等活動補助金の申請段階で、その団体の、その時点での加入世帯数っていうのを求めております。事業を実施いただいて、事業完了後に実績報告を受けまして、その間、増えた新規加入の世帯数の提出をいただいております。その合計が14世帯というところであります。

当然、その補助金につきましては、実績報告以降に加入された方もいらっしゃるというふうに想像しますので、最低でも14世帯はこの補助金の活用によって増えたものというふうに認識をしております。

○林　恭広副委員長　実際、自治会の加入率というのは、先ほど最初にお話ししていただいたとおり全国的な課題であり、特に私も現役世代というところからすると、この世代ですよね、私の世代なり、ちょっと上の世代の方々ないし、さらに下の世代の方々っていうのは、あまり、どちらかというと既存の自治会とか僕も今、ＰＴＡをやらせていただいてますけど、そういう組織っていうのを嫌うというか、特にそういうネーミングを嫌う性質があるなというふうに認識しております。

ただ、もしものときのっていうところを考えると、自治会の加入や横つながりですよね、っていうのが本当に必要だよなというのが正直思うところです。実際今、自治会担当として御答弁いただいていたので、そこに自治会、自治会っていう話でしかいただいていないんですけれども、実際、今、本市として何かがあったときにフォローができるというか、横つながりをつくっていくことができるような仕組みづくり等々っていうのについて、市民部として何か取組をされているようであればお答えをいただけたらなと思うんですけれども、あればお願いいたします。

○大東良平市民自治推進室主幹　自治会だけではなくですね、自治会も含めたテーマ型のＮＰＯでありますとか、学生さんを巻き込んだいろんな地域の住民が集まれるようなことでイベントを実施している地域なども、連合自治会間で意見交換を行うネットワークテーブルの場でもそういう意見交換がございますので、そういった情報共有の中で、今、自分の自治会がいろんな活動を取り組む中で再考するきっかけをつくっているのではないかという認識をしております。

○林　恭広副委員長　ぜひ、様々な取組の支援ですかね、をやっていただけたらなと思います。これは意見としておきます。

あと、もう１点すみません、財務諸表に載ってます出張所事業の中にある千里出張所についてなんで

すけど、今、ＰＦＩを行っておられているところかと思うんですね。これの今、16の公共的機能を持つ千里ニュータウンプラザの一体管理を市民部として行っておられるっていうのが、ちょっとすみません、あんまり理解ができてなくて。何か経緯があるのであれば教えていただきたいなと思います。

○荒井幸彦千里出張所長　もともと、このＰＦＩ契約が結ばれた段階では、千里再生室というところがこのＰＦＩ事業を担っていたところでございますけれども、千里再生室の解散に伴いまして、千里ニュータウンプラザ内に事務職員がいる職場として千里出張所のほうで事務を引き受けるという形になりました。

○林　恭広副委員長　千里再生室というのは、今で言うとどこの部署になるんですかね。

○荒井幸彦千里出張所長　都市計画部でございます。

○林　恭広副委員長　都市計画部ということで認識をいたしました。私も、今、家が近いのでよくよく行かせていただくんですが、なぜ市民部として管理をされてるのかなっていうのが、すみません、あまり理解できてなかったので、今、お聞きいたしました。

予算をつけたりするのにやりやすいからそういうふうにされてたりするのかなと思うんですけど、出張所だけじゃなくて複合施設だと認識しています、ニュータウンプラザっていうのは。そういうところの施設の管理なんかは、一応、ＰＦＩでやってるので予約するところもあるんですけど、分かりにくくなってるなと思っていましたんで。これは、ただただ意見になってしまってますけど、また次、ＰＦＩやり替えるときにさらに違うやり方も御検討いただいたらいいなと思っています。

○竹原けえ子市民部総括参事　後藤委員から委託に伴う人件費の削減ということで質問を頂きまして、私、2,100万円を2,400万円ということで答弁させていただきましたが、正しくは、2,100万円でございました。申し訳ございません。

○井上真佐美委員長　ただいま、理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので許可します。

○竹原けえ子市民部総括参事　後藤委員から個人情報の漏えいについてということで、御質問いただきました件につきまして、個人情報の取扱いについてという特記事項も契約の一部としております。

その中の第８条で管理の方法を決めておりまして、例えば、業務外へ持ち出しをしないだとか、目的外に使わないというようなものが第８条にございます。その上で、第９条のほうで秘密の保持というのもございまして、そちらのほうで秘密をきっちり守ることというところがございます。

さらにその上で、第11条で今回の個人情報の取扱いに関する特記事項を守らなかった場合には発注者から契約が解除できるという表現がございますので、もし何かあった際には、契約解除ということも可能だということになっております。

○井上真佐美委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、市民部所管分に対する質疑は終了します。

―――――――――――○―――――――――――

○井上真佐美委員長　暫時休憩します。

（午後５時４分　休憩）

（午後５時８分　再開）

○井上真佐美委員長　分科会を再開します。

次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、都市魅力部所管分及び農業委員会所管分並びに認定第４号　令和７年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○野田泰弘委員　勤労者会館のいわゆる特会の中で見てるんですが、この勤労者会館の現在の備品関係も、音響関係も含めてね、ちょっと大体昔使っていたものがそのままずっと使われているというか、非常に今のこの勤労者会館におけるものに関しては様々、ちょっとこの金額を見ていてもまだ消耗品関係も前回不用額で余ってますし、きちっと整備してるんですかね、いろんな音響も含めて、勤労者会館。

○渡辺翔吾地域経済振興室主幹　勤労者会館の備品等につきましては、当然、故障などございましたらその都度対応するようにしておりまして、一定、使えるような形で運用のほうしております。

○野田泰弘委員　使えるんですよ。ただね、いろんな機材が今の時代に合ってないような設備の状況なんですよ。

例えば、視聴覚にしろ何にしろね、もう少し最新のものを考えていかないとあかんのじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

○林　恭広副委員長　資料の作成いただきましてありがとうございます。資料から、市長杯の委託料についての質問をさせていただきます。

拝見させていただきますと、競技種目が36種目なんですけど、大会数が昨年69大会とのことなんですね。大会自体はどういう形で実施しているのか、お聞かせいただけたらなと思います。

○松本逸揮文化スポーツ推進室係員　競技１種目に対して数回大会開催されている状況で、多くの種目で春と秋の２回に分ける形で開催をしています。

○林　恭広副委員長　昨年ちょっと減ってて、69になってて、コロナのときはちょっと減ってるのかなと思ってて。ただ、70、71、72と大会数、あったと思ってます。

さらに、委託料のところを見せていただくと、コロナのとき以外は2,500万円程度ということなんですけど、これって、もし情報というか持っておられたら、他市がどういうふうな状況で運営されているかお聞かせいただけたらなと思います。

○松本逸揮文化スポーツ推進室係員　一律に比較っていうのはちょっと難しいところにはなるんですけど、近隣で吹田市と同規模、同様の運用方法を取っている自治体で約700万円ぐらいの費用っていうところになってます。

○林　恭広副委員長　今、700万円ぐらいと2,500万円っていうのでいうと金額が大きく違うと思うんですけど、運用方法は、ほかの市とうちの市で異なってくるのが普通なんでしょうか。

○松本逸揮文化スポーツ推進室係員　運用方法っていうのが市によってちょっと異なるところもあるっていうので、運営を体育協会に委託する方法であったりだとか、各競技連盟に直接、負担金や補助金っていうのを交付する方法っていうのがあります。

○林　恭広副委員長　ということは、うちのやり方とまたちょっと違うやり方もあるしというところですよね、今の御答弁からしたら。

○松本逸揮文化スポーツ推進室係員　おっしゃるとおりで、同じところも、違うところもあるかなっていうところです。

○林　恭広副委員長　では、すみません、ここに載ってない内容で、コロナ禍以前の、今、令和３年まで載ってるんですけど、令和３年よりも前の参加者数っていうのは持ち合わせておられるでしょうか。ここ、今、５年書いていただいてるんで、さらに５年ぐらい後ろ述べていただけたら。

○松本逸揮文化スポーツ推進室係員　コロナ以前の参加者数が、平成27年が３万6,764人、平成28年が３万6,169人、平成29年が３万3,940人、平成30年が３万366人、令和元年が３万126人、令和２年がコロナの影響もあってゼロ人というところになってます。

○林　恭広副委員長　ということは、その前の５年と今回の今のこの５年があれですね、その前の数に戻ってないということかと思うんですけど。

実際、これ今、別に市長杯運営されてる方々は御努力していただいてて、これだけの数まで戻せてないけど頑張っておられるのかなと思うんですけど、状況って、すみません、本当は直接聞くのが一番いいと思うんですけど、そういった状況を教えていただけたらなと思います。

○山形千晴文化スポーツ推進室主幹　委員のおっしゃるとおり、コロナ以前では、約３万6,000人から３万3,000人の方々の参加がされていた一方で、コロナ以降はそこまでには戻り切っていないという現状がございます。

様々な要因はありますけれども、高齢化だとか、また、別のスポーツ大会への出場だったりとか、そういった複合的な要因をもって戻り切っていないという現状がございます。

○林　恭広副委員長　私、すみません、議員にならせていただいてから３年半ほど今、たったんですけれども、僕もスポーツをしていた人間なので、スポーツの大会って結構盛り上がってですね、活気があるまちになってるのが、何となく、すみません肌感覚的に持ち合わせてるんですけど、多分数が減ってる

っていう状況で、行事自体があまり盛り上がってないのかなというふうにちょっと思っています。

参加者も今、減少傾向でありますし、大会の運用方法っていうのも多分いろいろ見直しが入っていくような状況だと思うので、そのようなことをですね、予算も結構な予算がついていますので、しっかりと団体さんとお話ししていただきながらになると思いますけど、見直しの検討をお願いできたらなと思いますので、こちらは意見としておきます。

あと、すみません、もう１点質問させていただきます。

以前、議場で南山田市民ギャラリーの件について御質問させていただいてたんですけれども、それについて確認させていただきます。

過去の御答弁では、コロナ禍前は、年平均約4,500人ぐらいの来場者数だったというふうに伺ってて、令和５年でも4,000人近くと回復し切ってなかった状況が示されてたんですけど、昨年、一昨年ではどういうふうな推移だったんでしょうか、来場者の数ですね。

○岡　遥文化スポーツ推進室主幹　御質問いただきました令和６年度、令和７年度の南山田市民ギャラリーの利用者の状況でございますが、令和６年度が3,336人、令和７年度が4,258人でございます。

○林　恭広副委員長　減ったんですね、令和６年度は。であれば、すみません、これは議会質問のときにもお話聞いててっていうところなんですけど、マンションの１室を寄附していただけるっていうことが始まった経緯だということは僕も認識しています。

けれども、今、限られた財源と公共施設全体の最適化を求められているそういう中で、この少数の利用実績に対して毎年度発生している維持管理コストや指定管理費に対する費用対効果について、市としてどのように評価されているかをお示しください。

○林　勝文化スポーツ推進室参事　費用対効果を市としてどう評価しているかということでございますが、現状、来館者数があまり芳しくないということでございますので、費用対効果を高める必要があると考えております。

現在のギャラリーの開設時間が午前10時から19時まで、開館日が年末年始を除いて全て開館しているという状況でございます。それですので、例えば休館日を設定することによって開館日を減らしたりして委託料を減額して費用の縮減等を図りたいなと考えております。

○林　恭広副委員長　すみません、未来にどうしようとしてるかっていうことまで御答弁いただいてありがとうございます。申し訳ないです。

実際、過去の御答弁からは、近隣小学校の児童作品展や公民館活動の発表の場として利用されているというようなことも御答弁されてたんですけど、これ、実際、でも近隣の地区公民館とかほかの市民センター等々で同じようなことを別にできるんじゃないのかなと思います。

なので、今、北側のギャラリーとしての立ち位置として持っておられる施設かなと思うんですけれども、それがこのまま本当に必要なのか、必要じゃないのか、さらに言うと運用っていうので今、おっしゃっていただいたんですけれども、どういうふうに維持していくのか、どのように検証されるかっていうことについては深く考えていただきながら、次の指定管理のタイミングまで運営していただけたらなと思いますので、そこはよろしくお願いしておきます。これは意見としておきます。

○後藤恭平委員　すいたフェスタ、お疲れさまでした。

まず、これ意見なんですけど、財務諸表でちょっと気になって、都市交流事業の目的を、これもちょっと変えたほうがいいんじゃないかなって思うのと、財務諸表に書いてる２億円のことは、多分、出捐金のことだと思うんですけど、これ、目減りしたん分かってるんやったら、これ、減らしとかなあかんのちゃうかなと思って。２億円のまま計上されてるんで、どうなんかなと思って。182と183ページですかね。

○中嶋花苗文化スポーツ推進室長　まず、事業の目的につきましては、今のところ実際にしている事業をそのまま記載しているものでございます。また、財務情報の投資その他の資産につきましては、ちょっとこちら、現時点でちょっと一度、確認する必要があると考えておりますので、すみません。

○後藤久美子委員　そしたらですね、吹田への愛着という、もう大きな枠でちょっとお話ししたいんですけど、2025年の日本国際博覧会を契機としたシティープロモーションの3,715万9,000円の予算での件、吹田クロス万博約１万人、あと、ワークショップ延べ約120人、大阪ウィーク出演者約440人という実績が記載されておりまして、事業目的というのは、市のイメージ向上であったりとか、市民の愛着、誇りの醸成になっているかなと思いますけれども、来場者数以外に令和７年度の事業効果であったりとか、あと、その後につながるような、何かそういった、何だろう、いろいろな共同事業であったり何かそういったことをお聞かせいただければいいかなと思うんですけれども。

○田邊稔規シティプロモーション推進室主幹　2025年大阪・関西万博を契機としたシティープロモーションにつきましては、様々実施しているものがございまして、例えば、吹田クロス、こちらにつきましては、行政であったり、市民であったり、様々な主体によって本市の魅力が創造、発信されるまちとなるよう、実施している吹田クロスに関する取組がございまして、三つのワークショップと市内事業者をはじめとした市民が主体となって本市の魅力を創造、発信するイベント、吹田クロス万博を開催いたしました。

例えば、クロス万博につきましては、吹田をよりよくしようと考えております50以上の市内の事業者であったり、団体さんのほうに出展いただいておりまして、例えば、飲食店の出店者同士がクロス、連携して新たなコラボメニューの提供がなされるなど、吹田をよりよくしようとするようなつながりを育んでいるとともに、本イベントには先ほどおっしゃっていただきましたように１万人以上の来場者がございまして、そういった方々におきましても本市の様々な魅力を知る機会、体験になったというふうに考えてございまして、本市の愛着の醸成につながるように取り組んでございます。

○後藤久美子委員　先ほど、私、吹田への愛着というようなことで言いましたけれども、市の公式のインスタグラムでも実施されていました誇れよ吹田ハッシュタグキャンペーンであったりとかですね、そういったのをエックスですいたんの投稿とかもあったりもするんですけれども、令和７年度のまず、誇れよ吹田ハッシュタグキャンペーンの募集数が1,130件というふうにされておりまして、これ、このキャンペーンについて市としてはどのような効果や反響があったというふうに評価されておりますでしょうか。

○田邊稔規シティプロモーション推進室主幹　今、お話しいただきましたハッシュタグキャンペーンのほうにつきましては、大学生の方々に企画いただきまして行っている市民参加型のキャンペーンでございます。

こちらにつきまして、投稿数というところにつきましては、令和６年度から少しちょっと減少しているところもあるんですけれども、市民の方々に市の魅力を発信いただく非常に重要なキャンペーンというふうには考えてございまして、いろいろとちょっと、例えば投稿していただくテーマ設定とか、そういったことについては様々企画を練りながら市民参加型の発信というところは続けていきたいなというふうに考えてございます。

○後藤久美子委員　もう最後あたりにしたいんですけれども、今、ちょっと思ったんですけど、エックスですいたんであったりとか、市への流入の経路として使われているかなと思うんですけど、これ、ポストが伸びるインプレッション数であったり、エンゲージメントが高くなるっていうような最適な投稿時間とかっていう研究とかはされているのかなっていうところをお聞きしたいなと思いまして。

先ほどのインスタでもそうなんですけど、インスタのフォロワー数は伸びてるなと思っています。公式の。

何か、エックスに関してはガンバ大阪の投稿は物すごく伸びてるなと思うんですけれども、その他がなんかあんまりいいね数が少ないなとかっていうようなのが、ちょっと私の個人的な見解なんですけれども、せっかくなので、例えば、朝の通勤時間の７時から９時とか、お昼休み12時から13時であったり。よく言われてるのが、夜の８時が今、いいというふ

うに私は別の経路で聞いているんですけれども、そういった研究っていうか、そういったものはされてたりはするんでしょうか。

○木村　剛シティプロモーション推進室主幹　今、後藤委員がおっしゃっていただきましたように、ちょうどお昼の時間、皆さんが休憩される時間でありますとか、ちょうど５時、５時半、お仕事が終わられる時間にインプレッション数、伸びやすいというのは、私の前任からも引き継いでおりまして、そういった運用は続けておりましたが、今のトレンドが８時であるというのはなかなかつかめておりませんでしたので、また引き続き、研究してまいりたいと思います。

○後藤久美子委員　結構、こういうのってすぐ変わる、トレンドが変わるようなものだと思うので、ぜひ夜の８時がいいと私は今、最新情報では得ているんですけれども、よければその時間帯に投稿お願いします。ありがとうございます。

○塩見みゆき委員　吹田まつりっていうのが過去にはあって、今、すいたフェスタという形になったんですけども、もともと吹田まつりっていうのは、何を目的にして始められたお祭りとかは分かりますかね。

○木村　剛シティプロモーション推進室主幹　吹田まつり開催の趣旨につきましては、会則のほうに記載がございまして、吹田のまちづくりと自治意識の高揚、市民に吹田の歴史を知ってもらうこと、未来を担う青少年に夢と活力を与えること、地元商工業の発展に寄与することの４点が開催趣旨であるというふうに認識しております。

○塩見みゆき委員　吹田まつりからフェスタという形で、場所とか内容が少し変わったわけですけれども、今、言われたような趣旨は変わりないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○木村　剛シティプロモーション推進室主幹　すいたフェスタに移行しましても、多少、表現は異なっておりますけれどもおおむね同様の趣旨で開催しているものと認識しております。

○塩見みゆき委員　吹田まつりは長いことあったと思うので、どこを取るかっていうのはあれなんですけど、すいたフェスタになる前の参加者って分かりますか。大体、すいたフェスタは２万人ぐらい、吹田まつりは分からないですか。

○木村匡志シティプロモーション推進室参事　私の記憶では、約５万人ほどだったというふうに認識しております。

○塩見みゆき委員　吹田まつりのときって会場が何か所かあって、やっぱり身近なところへ行きやすいっていうのもあったのではないかなというふうに思いますが、今はちょっと万博っていうことでなかなか行きにくい地域の方もあると思いますが、ここで、うちのちょっと会派としては思ってるのは、その先ほどの五つの目的というか趣旨ということで、もうずっとこの間、自衛隊が車両も持ち込んで来てるんですよね。なんか、これがこのお祭りの趣旨にどういうふうに合うんでしょうかね。

○木村　剛シティプロモーション推進室主幹　すいたフェスタにつきましては、非常にたくさんの方、市内外から来ていただけることから、行政とか公的機関等の啓発活動の場の一つとして活用いただいておりまして、その観点から自衛隊のほか、警察であるとか、西日本高速道路株式会社であるとかいったところに御出展をいただいておるものでございます。

○塩見みゆき委員　防災訓練とかそういうところでは、私はなじむと思うんですけど、こういうお祭りで、いつか議会でも質問させてもらいましたけど、何かこういう物々しい、言ったら、今、いろんな世界でも戦争が起こってますけど、そういうのを連想するような車を持ち込んで子供たちに、言ったら軍服みたいなのを着せたり、基地の何か見学などを案内するっていうこともパンフレットに書かれてますけど、そういうことがこのお祭りになじむのかっていうところでは、私はすごく疑問です。

　だから、何でも理由づけってできるかもしれないけど、その辺はきちんと選んでいただきたいというか、いろんな市民の声を聞いて考えていただきたいなということを一つ要望させてもらいます。

　特に、今年でいうと、何かブルーインパルスの自衛隊の隊員が吹田市出身の方なのかもしれないけど、何か講演もされるっていうことでね、何か非常に私は違和感がありますので、みんなが楽しめるお祭り

にしていただきたいということを申し上げたいと思います。

あと１問だけ、すみません。いろいろお聞きしたいことはあるんですけれども、商工振興の事業ですね、これについてちょっとお聞きをします。

主要な施策の成果及びっていうこの資料の107ページにそういう商工事業のことが書かれてて、前年度に比べて約500万円ほどは増額されてるのかと思うんですが、令和７年で中小企業支援というところで取り組まれたことについてお聞かせください。

○二階堂　希地域経済振興室主査　商工振興事業において、令和７年度に取り組んだ事項としましては、まず、令和８年度から計画期間が始まる商工振興ビジョン2035の策定を行っております。

その過程において、令和６年度に実施しました市内事業者への実態調査の結果を基にしまして多くの事業者が必要としているような支援策を新たに検討をさせてもらったというところでございます。

○塩見みゆき委員　吹田はね、商工条例なんかもつくられて、一生懸命、先ほどのお祭りもですけど、やっぱり地元産業を活性化させようというか、様々な努力されてきたと思うんです。

でも、何となく近年では、なかなかそういう中小業の方、いろんな今の物価高騰やらコロナもありましたし、いろんな情勢的にはしんどい中で頑張っておられて、やっぱり地元を支えるっていう意味では、そこに対する国がやらなければいけない部分もあるし、府がやらなければ、なかなか吹田市だけに求めるのって難しい部分もあるとは思うんですけれども、何とか皆さんで知恵を絞っていただいて、市として支えられるようなそういう支援がないのか、引き続き皆さん考えていただいてやっていただきたいということをお願いして終わります。

○井上真佐美委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で認定第１号中、都市魅力部所管分及び農業委員会所管分並びに認定第４号に対する質疑は終了します。

―――――――――――――○―――――――――――――

○井上真佐美委員長　以上で、決算常任委員会文教市民分科会を閉会します。

（午後５時39分　閉会）

決算常任委員会文教市民分科会審査順位（案）

令和８年10月14日
（2026年）

１　学校教育部関係

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）

２　地域教育部関係

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）

３　市民部関係

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）

４　都市魅力部・農業委員会関係

認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について（当該所管分）

認定第４号　令和７年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について